

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 国際連携専攻設置の背景と基本理念	1
(ア) 必要性	1
(イ) 設置に至る経緯	1
(ウ) 名古屋大学の沿革及び強み	2
(エ) エディンバラ大学の沿革及び強み	6
(オ) 両大学にもたらされるメリット	10
(2) 国際連携専攻設置の趣旨	11
(ア) 養成する人材像	11
(イ) 学生が習得する能力	12
(ウ) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し	12
(エ) エディンバラ大学教員との教育・研究上の目的等の共有方法	12
(3) 研究対象とする中心的な学問分野	13
(4) 期待できる効果	13
2. 専攻の特色	14
(1) 国際連携専攻の特色	14
(ア) 主大学及び副大学	14
(イ) 指導教員	15
(ウ) アカデミック・コーディネーター	15
(エ) 覚書“Schedule”の作成	15
(2) 連携する教育・研究分野において両大学にもたらされるメリット	15
(ア) 物理系コース	15
(イ) 化学系コース	16
(ウ) 生命理学系コース	16
3. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称	16
4. 教育課程編成の考え方及び特色	17
(1) 教育課程編成の考え方	17
(2) 教育課程編成の特色	18
(ア) 課程概要	18
(イ) 補完性と共通性	18

(ウ) コース設定	18
(エ) 各コース概要	19
(オ) 各年次の教育課程	20
(3) 論文審査までのスケジュール	21
(ア) 覚書“Schedule”立案	21
(イ) カリキュラム年次進行	21
(4) 既存の専攻との関係	23

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 専攻長及びその選任方法	23
(2) 指導教員	23
(3) アカデミック・コーディネーター	24
(4) コース長	24
(5) 本専攻の専任教員	24

6. 教育方法、履修モデル、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法	25
(ア) 研究指導の方針	25
(イ) “Transferable Skills Training” と “International Skills Training”	25
(2) 学修の評価及び報告・管理	26
(3) 履修モデル	26
(ア) モデル1：アカデミアを目指す学生の場合	26
(イ) モデル2：産業界でのキャリアを目指す学生の場合	27
(4) 研究指導方法	28
(5) 修了要件	29
(6) 学位論文審査	29
(ア) ディプロマ・ポリシー	29
(イ) 学位論文の形態	29
(ウ) 学位論文審査体制	30
(エ) 学位論文審査方法	30
(オ) 学位論文公表方法	31
(7) 教育・研究にあたっての安全と倫理審査の体制	31
(ア) アイソトープ及びX線を使用する実験	31
(イ) 組換えDNA実験	31
(ウ) 動物実験	31
(エ) 病原体を扱う研究	31
(オ) 有害化学物質（劇毒物等）を扱う研究	32
(カ) 公正な研究活動の推進及び研究倫理の向上	32

7. 施設・設備の整備計画	32
(1) 名古屋大学	32
(ア) 講義室等の整備状況	32
(イ) 研究機器の整備状況	32
(ウ) 図書等の整備状況	33
(2) エディンバラ大学	33
(ア) 講義室等の整備状況	33
(イ) 研究機器の整備状況	33
8. 入学者の選抜の概要	34
(1) アドミッション・ポリシー	34
(2) 出願資格	34
(3) 入学審査	35
(4) 入学定員	35
(5) 入学希望者への情報提供	36
9. 管理運営	36
(1) 研究科長及び専攻長	36
(2) 合同運営委員会	36
(3) 合同学位審査委員会	36
(4) 合同入学審査委員会	37
(5) 事務体制	37
10. 自己点検・評価	37
(1) 名古屋大学における自己点検・自己評価	37
(2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等	37
(3) 国際連携専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価	37
11. 連携外国大学について	38
12. 協議及び協定について	38
(1) 合同運営委員会における協議	39
(2) 両大学の指導教員間における協議	39
(3) 協定について	39
(4) 不測の事態が生じた場合の連絡体制及び手続き	39
13. 情報の公表	39

1 4. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

1 5. 学生への経済的支援の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 国際連携専攻設置の背景と基本理念

(ア) 必要性

21世紀に入り、ますます社会が複雑化し、物事の変化の予測も困難を極める現代の潮流の中、自然科学分野において、「自然科学の真理を探究し、新しい価値を創造しながら、人類と地球の豊かな未来に貢献することができるグローバル人材」の育成が期待されている。このためには、物理、化学、生物といった自然科学のディシプリンを世界標準の手法で深く教授するとともに、その間を補完しながら、研究リテラシー教育などを通じて人文科学や社会科学の素養までを伝授し、国際的なリーダーとなりうる博士人材を育成することが不可欠である。そしてこのような人材育成は、1研究室、1学科、1大学に閉じた教育・研究では成しえないことは自明であり、世界トップレベルの大学が協力し、互いの教育・研究設備や資本を共有しながら、教育・研究及び学位の質を国際的に保証する学位システムが必要不可欠である。そしてこのような学位システムの設立は現代社会の要請でもあり、またその将来を担う学生たちからの要請でもある。このような要請に応えるため、名古屋大学（以下「本学」という。）と外国の大学の、双方の教育・研究の強みを組み込んだ教育課程を編成し、単一の共同学位「ジョイント・ディグリー」を授与する国際連携専攻を構築するに至った。

(イ) 設置に至る経緯

近年、本学大学院理学研究科とスコットランドのエディンバラ大学理工学部は、研究室を単位として共同研究や学生・研究員の相互派遣などの研究交流を行ってきた。この交流を拡大し、学生の相互派遣・受入をより積極的に行うため、平成25年7月に本学大学院理学研究科及び理学部はエディンバラ大学理工学部化学科と学生交換覚書を締結した。その後、名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構（KMI）とエディンバラ大学ヒッグス理論物理センターが、部局間学術交流協定（平成26年4月）を締結している。

両大学の連携は、教育にも拡大しつつある。博士課程教育リーディングプログラム（オールラウンド型）「PhD プロフェッショナル登龍門」では、平成25年度よりエディンバラ大学学術能力開発研究所と教育・研究協力を開始したが、全学レベルでの学術交流協定に発展させたいという先方からの提案もあり、この機に名古屋大学とエディンバラ大学の全学交流協定を締結するに至った（平成26年9月）。これにより、本学の博士課程教育リーディングプログラム履修生をエディンバラ大学へ派遣し、博士学生を対象に実社会で役立つ研究リテラシーやキャリアパス教育を目的とした“Transferable Skills Training”を受講させる

など、ますます交流が盛んになっている。それと同時に、博士課程教育リーディングプログラム（複合領域型）「グリーン自然科学国際教育研究プログラム」では、エディンバラ大学の”Transferable Skills Training”を模して、多くの「スキル・セミナー」を本学の博士課程学生に提供している。すなわち、近年その重要性が指摘されている研究リテラシー教育やキャリアパス教育について、両大学は共通した教育資本を持ちつつある。

以上のとおり、これまで進められてきた研究室単位の共同研究や、博士課程教育リーディングプログラムなどの教育プログラムにおける連携などを基に、これらをさらに発展させることで国際連携専攻の編成が可能になると考えたため、連携外国大学としてエディンバラ大学を選択した。エディンバラ大学は、英国で 6 番目、スコットランドでは 4 番目に長い歴史を持つ総合研究大学であり、教員、施設及び設備などの教育資源は、十分に備わっている。

(ウ) 名古屋大学の沿革及び強み

(a) 名古屋大学の沿革及び概要

本学の起源は 1871 年（明治 4 年）の尾張藩仮病院・仮医学校に遡る。その後学制改革を経て、1939 年（昭和 14）年、最後の帝国大学として、名古屋帝国大学が設立され、医学部と理工学部が創設された。創立当初からの「自由闊達」な学風は、教職員と学生の活発な議論の場を醸成し、新しい価値を積極的に生み出す結果に繋がっている。今世紀に入ってからの日本人のノーベル賞受賞者のうち半数近くが本学での教育・研究に関わりがあるということは、その証左である。平成 26 年度からは、文部科学省スーパーグローバル大学創成支援事業において、世界を牽引する Top Global University へ進化すべく、先端的研究強化、教育改革、国際交流、アジアでの拠点展開と、ますます活発な取組を進めている。そのアクションプランの一つとして、本学では海外 Top 大学との国際連携教育課程を編成することを盛り込んでいる。

(b) 名古屋大学の強み

本学は創立当初から受け継がれている「自由闊達」な学風を伝統とし、2000 年に制定された名古屋大学学術憲章に掲げられている 2 つの基本目標、「創造的な研究活動によって真理を探究し、世界屈指の知的成果を産み出す」、「自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」を高く掲げ、その実現のため日々努力を重ねている。21 世紀に入ってからノーベル賞を受賞した日本人 15 名のうち 6 名が本学関係者であることは、名古屋大学の研究力が世界的に高いことを如実に示している。また、本学はその歴史の中で、社会の様々な分野でリーダーとなる多くの人材を世に送り出し、日本及び世界の発展に貢献してきた。

本学の後背地である東海地方は、社会を支える実に豊かな産業体系を持った地域である。自動車や航空、その関連の機械・電機メーカーなどの分野をはじめとする世界有数の「ものづくり産業」の集積地であるのはもちろんのこと、化学品・薬品製造販売でも有力な企業が数多くある。一方で、肥沃で温暖な気候を活かした農業や食品産業も盛んで、最近では花き栽培など最先端のバイオテクノロジーを駆使した産業も育っている。このような多種多様な産業が身近に広がる地域に本学が所在することは、半ば必然的に産学連携を活性化するとともに、社会情勢に敏感に呼応した人材育成を可能にしている。すなわち、自動車や機械産業では物理学の応用を実感できるほか、化学・薬品産業では化学の基礎研究に直結する課題が探索されている。また食品・バイオ産業でも、最先端生命科学の方法論が既に導入されている。このような地勢的あるいは歴史的な背景は、本学の学生にとっても、エディンバラ大学の学生にとっても、大きなメリットとなる。

(c) 名古屋大学理学部及び大学院理学研究科の沿革及び強み

名古屋帝国大学設立時の理工学部を顧みると、1940（昭和15）年に化学科が、1941（昭和16）年に物理学科が設置されている。加えて1942（昭和17）年には、理工学部が理学部と工学部に分離され、理学部には数学科と生物学科が新たに創設された。こうして理学部の基礎が出来上がり、以来本学は総合大学としての途を歩むこととなる。理学部では、1949（昭和24）年に地球科学科が、また1987（昭和62）年に分子生物学科が加わり、さらに1992（平成4）年には地球科学科が地球惑星科学科に改組された。1995（平成7）年からは大学院に組織の重点を移す大学院重点化が進み、これに伴って数学科が数理学科となり、また物理学科と物理学第2学科が統合され、物理学科となった。続いて1996（平成8）年には、生物学科と分子生物学科が統合され、生命理学科と改名し、現在に至る。

本学理学部及び本学大学院理学研究科では、現在、自然科学のすべての分野を網羅する総合性を持ち、日本国内でも有数の施設や設備を備えている。学部は、数理学科、物理学科、化学科、生命理学科、地球惑星科学科の5学科から構成され、また研究科は、素粒子宇宙物理学専攻（素粒子宇宙物理系及び宇宙地球物理系）、物質理学専攻（物理系及び化学系）、生命理学専攻からなり、理学研究科関連の研究センターや研究所と連携しながら、学生や研究者の幅広くかつ深い好奇心や探究心に応える革新的な教育・研究を行っている。特に「素粒子宇宙起源研究機構（KMI）」や「物質科学国際研究センター（RCMS）」、「トランスフォーマティブ生命分子研究所（ITbM）」との連携で世界最先端の教育・研究が可能である。優れた実験設備や技術的なノウハウ、新しい研究アイデアが集結しており、こうした本学の環境で学ぶことはエディンバラ大学からの学生に対しても非常に価値のあることである。

大学院理学研究科のもう一つの強みは、様々な共同研究や人材交流を通じた、欧米を中心とする大学や研究機関との国際的教育・研究ネットワークの構築にある。例えば生命理学系の研究分野では、英国マンチェスター大学と、学部レベルの交換留学プログラムを長らく実施している。ここでは、双方の優秀な学生を一年程度交換し、大学院レベルの高度な研究に従事させて卒業論文作成を指導している。また国際共同研究の一例としては、大学院理学研究科の生命、化学、物理の各分野の研究者が協力し、日本学術振興会「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム：統合イメージング・サイエンス研究拠点」を実施し、米国 Janelia Farm Research Campus、カリフォルニア大学バークレー校、ベルギーのアントワープ大学、英国バース大学、カナダの大学院大学 INRS-EMT などの教育・研究機関とネットワークを築いたことが挙げられる。加えて、同振興会「研究拠点形成事業：革新的触媒・機能分子創製のための元素機能攻究」では、本学トランスフォーマティブ生命分子研究所 (ITbM) とドイツのミュンスター大学及びカナダのクイーンズ大学と連携し、共同研究、セミナーの開催、大学院生や若手研究員の人材交流を盛んに行っている。また同研究拠点形成事業では、「強相関分子系の新しい有機エレクトロニクス」という課題でも、本設置計画における連携外国大学であるエディンバラ大学、カナダのウィンザー大学、ロシアのノボシビルスク有機化学研究所と、共同研究やセミナー開催、研究情報交換を実施している。さらに理学研究科は、自己財源で「若手研究者等の海外派遣プログラム」を創設し、優秀な大学院生や若手研究者を世界中へ派遣している。こうしたネットワークの蓄積は着実に共同研究として結果を残しつつある他、さらにその先に広がる関係構築の有力な鍵となる。つまり、エディンバラ大学からの学生も本 JDP を通して、新たな人的ネットワーク発展というメリットを享受できるのである。

(d) 本設置計画の母体となる 3 専攻の強み

○素粒子宇宙物理学専攻（素粒子宇宙物理系）及び物質物理学専攻（物理系）

大学院理学研究科の物理系の専攻として、上記の 2 専攻が中核を担っている。前者は宇宙物理系、後者は物性物理系の研究を主に行っており、強みとして以下が挙げられる。

① 高度な最先端技術開発力

大規模国際協力で実施している素粒子実験やスペース実験などにおいて、高度な技術開発力で世界をリードしている。チリはアタカマ砂漠に位置する電波望遠鏡 (NANTEN 2) 開発や計算機クラスターシステム、重力問題専用計算機を用いた宇宙の構造形成の大規模数値シミュレーションなどがその例である。

② 学際分野での基礎・実践研究

スピントロニクスなど、工学と理学にまたがる研究や、生物物理など、学際分野における研究を強力に実施している。光合成の光エネルギー変換のメカニズムを物理・化学的視点から解明する等分野の垣根を超えたところでも研究・議論が活発に行われていることが挙げられる。

③ 国際的物理学教育・研究拠点

本学素粒子宇宙起源研究機構を中心とした、素粒子宇宙物理学の国際研究拠点をもち、本学国際プログラム群（G30）による国際教育を実施している。国際研究拠点に集まる優秀な研究者との強固なネットワークの構築が可能である他、国際プログラムによる海外の優秀な学生を育成するシステムが既に備わっている。

○物質理学専攻（化学系）

大学院理学研究科の化学系の専攻として、上記の専攻が中核を担っており、強みとして以下が挙げられる。

① 基礎研究に重心をおいた教育・研究

無機・有機・物理化学・生物化学といった学理積み上げ型のグループ構成により、深い教育・研究を実施している。基礎を徹底することで、あらゆる応用分野に対応できる学生を育成している。

② 国際的物質創製研究拠点

トランスフォーマティブ生命分子研究所（ITbM）及び物質科学国際研究センター（RCMS）の存在によって、世界中の研究者が集結する場となっている。最先端の化学測定機器が整備されている他、依頼測定や機器の利用講習など研究を加速させるきめ細やかなバックアップ体制が整っていることも国際的研究拠点としての魅力となっている。

③ 産業集積地を背景とした産学連携・社会貢献

本学は地理的にモノづくりの中心に位置しており、産学連携や国内の企業との共同研究も盛んである。これを背景として、化学メーカーなどへの就職に有利である。

○生命理学専攻

大学院理学研究科の生命系の専攻として、上記の専攻が中核を担っており、強みとして以下が挙げられる。

① 生体高次機能の分子生物学的及び生理学的研究

多様でユニークなモデル生物を用いて、脳・発生・生殖などの分野で世界をリードしている。特に脳神経回路研究の分野では神経回路構成や機能発現機構の解明に大きな功績を出し続けている。

② 国際的生命理学研究拠点

生命理学専攻が、脳神経回路研究拠点となって、世界屈指の研究機関と

共同研究を行っている他、トランスフォーマティブ生命分子研究所 (ITbM) やその中に設置されたライブイメージングセンターの存在により、世界中の研究者が集結している。その他、国際共同研究プログラム「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」が採択されており、国際共同研究ネットワークがさらに広がりつつある。また、国際教育拠点としては、本学国際プログラム群 (G30) 生物系プログラムによる教育と女性研究者の育成で高い国際的評価を得ている。

以上のとおり各専攻には、世界を牽引するプロジェクトが走っており、それを支える研究推進力と設備・研究支援体制が整っている。また、いずれの専攻にも自由闊達な研究環境が整い、国際的な研究拠点を持っていることもエディンバラ大学からの学生をひきつける大きな要素となる。

(エ) エディンバラ大学の沿革及び強み

(a) エディンバラ大学の沿革及び概要

エディンバラ大学は、英国でもっとも古い歴史を持つ大学 “Ancient Universities” 8 大学のうちの一つであり、その創立は 1583 年に遡る。本部はスコットランドの首都エディンバラにあり、英国で 6 番目、スコットランドでは 4 番目に長い歴史を持つ総合研究大学である。総学生数は 35,000 名を超え、留学生約 14,000 名、教員数約 6,500 名、職員数約 6,000 名を数える。教育・研究業績についても極めて高い評価を得ており、QS 世界大学ランキングでは、世界 21 位 (2015-16 年)、英国内の大学における優れた教育・研究業績の指標となる UK Research Excellence Framework (REF) では 4 位 (2014 年) にランキングされている。またヨーロッパにおける啓蒙時代から優秀な人材を輩出しており、卒業生等大学関係者には、自然科学者チャールズ・ダーウィン、発明家アレクサンダー・グラハム・ベル、小説家アーサー・コナン・ドイル等がいる。最近の当大学の特色としては、全体の学生数の 40% が英国外からの留学生というグローバルな環境をさらに拡大すべく、アジアの各大学とのつながり強化に注力していることが挙げられる。また、「1. 設置の趣旨及び必要性 (1) (イ) 設置に至る経緯」で述べた“Transferable Skills Training”のセミナー授業についても高い評価を得ている。さらに、オンラインでの授業を提供する MOOCs (Massive Open Online Courses) を導入しており、英国でオンラインによる受講可能な授業を提供する最初の大学としても注目を集めている。このように、古き伝統を守りながら、多種多様な新しい取組を積極的に推進する国際色豊かなハブ大学である。

(b) エディンバラ大学の強み

歴史と伝統に裏打ちされたエディンバラ大学の教育・研究は卓越しており、

大学関係者の中から 15 名の自然科学分野のノーベル賞受賞者を輩出していることからこれは明らかである。その内訳は物理学賞受賞者 5 名、化学賞受賞者 3 名、生理学・医学賞受賞者 7 名で、あらゆる分野で秀でた世界トップクラスの総合研究大学である。

エディンバラ大学は国際的な教育・研究の拠点であり、世界中の有名研究機関や大学との交流・共同プロジェクトを実施している。大学間レベルでは、Universitas 21 という世界 17 カ国から 27 の研究重点大学が集まるネットワークに参加する一方、ヨーロッパの有力な大学で組織された The League of European Research Universities (LERU) のメンバーでもある。また、産学間のつながりも強く、学内で創出された技術移転や知的財産の管理と発展に関わる、Edinburgh Research and Innovation という会社法人を設立している。40 年に渡る歴史を持ったこの組織は、新規企業の起業サポートや技術移転契約のバックアップを行っている。

さらにエディンバラ大学には、学生の学修支援から、博士学生・若手研究員のキャリア支援まで、教育・研究に関わるそれぞれのキャリアの段階に応じた総合的支援を行う「エディンバラ大学学術能力開発研究所」が存在する。世界でも画期的な取組を続ける同研究所は、学部生に対してどのように授業に取り組むべきか、あるいは、どのように情報収集をすればよいか、などのスタディスキルを教授する他、教員に対しては効果的な授業や教授法などについて FD を実施している。そして大学院生には、将来のキャリア選択のために、リーダーシップやコミュニケーション能力の涵養を目的としたプログラムを実施している。この中で特に、エディンバラ大学を含むスコットランドの大学共同で実施されている“Making the Most of Masters”という取組が高く評価され、タイムズ・ハイヤー・エデュケーションによる「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション賞 2013」を受賞している。このプログラムは、修士相当学生のキャリアアップと就職支援を主に行うものであるが、日本の大学に多い就職説明会の開催やエントリーシートの書き方支援のようなものではなく、企業とのコラボレーションにより、実際の業務で求められる専門知識の応用の仕方などをインターンシップによる職場体験で身につけさせている。

(c) エディンバラ大学理工学部各学科の沿革及び強み

エディンバラ大学は、大枠として 3 つの College とその下に属する 22 の School からなる学術組織を持っている【資料 1】。本設置計画における国際連携専攻を編成する際の連携先となる School of Chemistry, School of Biological Sciences, School of Physics and Astronomy は、College of Science & Engineering に属している。伝統的に School が大きな権限を持っているため、日本で一般的な「学部」、「学科」という名称は必ずしもそぐわないが、ここでは便宜上 College を「学部」、「School」を「学科」と表記することにする。したがって上記の学部は「理工学

部」、学科はそれぞれ「化学科」、「生命理学科」、「物理学・宇宙物理学」と称することとする。

○物理学・宇宙物理学 (School of Physics and Astronomy)

1964年、ピーター・ヒッグス（2013年ノーベル物理学賞受賞）が物理学・宇宙物理学（当時は物理学科 Department of Physics）でヒッグス粒子の存在を予見する等、同学科は世界の物理・天文学の第一線を牽引し続けている。物理学・宇宙物理学（The School of Physics & Astronomy）が現在の組織になったのは1993年のことであるが、それまでは物理学科（The Department of Physics）と天文学科（The Department of Astronomy）に分かれていた。現在、物理学・宇宙物理学では宇宙物理学をはじめ、物質物理学など4つの研究グループを構成し、優れた研究実績を上げている。例えば、英国内の研究実績を図る指標“Research Excellence Framework (REF)”の2014年ランキングでは、セント・アンドリューズ大学との合同学科である“Physics at Edinburgh and St. Andrews” (PHYESTA) が、英国に41ある物理系学科の中で4位を占めている。

物理学・宇宙物理学の強みとして以下が挙げられ、本学大学院理学研究科との教育・研究において非常に重要なパートナーとなりうることが示唆される。

① 研究ネットワークの形成

近郊の大学を含めた研究ネットワークを形成し、実験・理論・シミュレーショングループが密接に連携している。本学学生もネットワークの一員となりながら幅広い人脈形成が可能となる。

② 高性能コンピューティング

従来の分野を越え、高性能並列計算の技術移転のための独立専攻を持ち、計算物理で世界をリードしている。本学大学院理学研究科の従来の専攻では、計算物理専門の分野は珍しく、連携が実現すれば、膨大なデータをもとにしたデータ解析にも力を発揮することができる。

③ 分野横断的国際研究拠点構築

エディンバラ大学内には「ヒッグス理論物理センター」等の国際研究拠点が点在しており、極限領域や理論物理、宇宙生物学などの新たな分野創成を目指している。しかも、分野横断的な組織であり、学科や分野の垣根を越えて活発な研究・交流が行われている。

施設や実験・観察装置の進歩、ヒッグス粒子の発見などで昨今の物理学の世界で新たなブレークスルーの機運が高まる中、本設置計画における国際連携専攻が設置されれば、このような物理学・宇宙物理学を取り巻くダイナミックな動きの中心で、学生は自らの研究を進めることが可能となる。

○化学科 (School of Chemistry)

エディンバラ大学で化学の教育・研究が始まったのは約 300 年前の 1713 年、James Crawford 教授が化学・物理学科の長となった時期に遡る。これは英国でケンブリッジ大学に次いで歴史が古く、その後も近代科学の発展を牽引し、18 世紀、19 世紀の産業革命を通して、経済発展を支えた。そのような歴史的バックボーンに裏打ちされた今日のエディンバラ大学化学科では、基礎から応用に及ぶ幅広い領域において研究に取り組み、世界中の化学産業、化学学術分野、経済界の発展に貢献することを大きなミッションとして掲げている。

化学科の強みとして、以下が挙げられる。

① 多彩かつ問題解決型のグループ構成

比較的小人数の研究グループが数多く設置されており、固体無機化学研究分野など、本学大学院理学研究科の化学系研究室に比べて、より多彩な研究内容を実施している。また、有機化学、無機化学、物理化学といった古典的な研究室構成ではなく、エネルギーや環境などという視点で、現代社会が直面する問題解決のために研究グループが構成されている。このため、研究目標が学生及びステークホルダーに明確である。さらに化学科には、研究室の壁を超えた学生・職員の学術的組織 **Edinburgh Chemistry Society** があり、多様な研究環境で自由な発想と自立性にあふれた教育・研究が行われている。

② 国際教育・研究拠点

学生比率は英国から 60%、ヨーロッパから 20%、アジアなどそれ以外の地域から 20%となっており、文字通り国際的な化学教育・研究拠点となっている。

③ 大学間連携

化学科では、セント・アンドリューズ大学化学科との間で **EaStCHEM** という共同研究学科を設置している。この学科は、英国にある 35 の化学分野学科のうち第 2 位の優れた研究力を誇り、1 位のオックスフォード大学と僅差の実力を有している。

化学科の素晴らしさは、伝統もとの国際性や多様性、さらに現代化学の視点に立った学科構成にある。このような教育・研究環境の中で本学の学生が切磋琢磨できるという点に、国際連携専攻を設置する意義がある。

○生命理学科 (School of Biological Sciences)

エディンバラ大学における生命理学の歴史が始まったのは 1738 年で、植物学部が設立された時である。その後、農学、森林・自然資源学、遺伝学、微生物学、分子生物学など、次々に新しい学部が設置され、1920 年の **King's Building**

キャンパス開校時には、多くの主要な学科が出揃うまでに発展した。1990年代になるとエディンバラ大学で最も大きい組織 The Division of Biological Sciences として名を馳せることになる。その後、2002年から2004年の間に6つの研究所を含む現在の The School of Biological Sciences が形成された。自然科学者チャールズ・ダーウィンから2001年ノーベル生理学・医学賞受賞のポール・ナースまで優秀な人材がこの学科に関わっている。

生命理学科の強みとして以下が挙げられる。

① 多彩な研究グループ

ダーウィンの進化生物学から、フィールドワーク・幹細胞生物学・理論的アプローチまで革新的な成果を生み出し続けている。最近では、皮膚細胞から幹細胞の生成と人間への応用という部門で大きな業績を上げている。歴史的に農学や森林、動物・植物と多様な分野を束ねてきた経緯もあり、他分野を横断する研究環境が整っている。本学生命理学専攻では生体高次機能の分子生物学的・生理学的研究における脳・発生・生殖分野で世界をリードしているが、生命理学科と連携することでさらに多様な分野への応用と分野横断的な新しい研究領域の開拓が見込まれる。

② 重点化された研究分野

特に優れているのはエピジェネティクス、感染症分野など4領域11分野における研究である。40年にも及ぶマラリア感染症の研究では世界屈指の研究業績を積み上げており、そのほかB型肝炎に対抗する世界初のワクチンを作り出す快挙も成し得ている。本学でも上記で述べた強みのある分野研究をさらに進めるべく、トランスフォーマティブ生命分子研究所(ITbM)や脳回路研究拠点、頭脳循環プログラム、イメージングセンターなど研究拠点を拡大している。エディンバラ大学との連携で、今後、重点化された研究分野の幅が広がり、さらに世界中から最先端の研究を行う研究者が集う拠点となることが期待できる。

③ 異分野交流

オープンディスカッションを基盤として、研究室の垣根を超えた人的交流が促進されている。

(オ) 両大学にもたらされるメリット

本学とエディンバラ大学が共同して提案する国際連携専攻は、以上において述べてきた両大学の強みを融合することで、多彩で複合的な教育・研究成果を上げ、自然科学分野における国際的リーダーとなりうる博士人材の育成を可能とし、在学期間を延長することなく2大学連名で単一の学位を授与し、当該学生の能力の高さを世界標準で保証することができる。これは、プログラム参加学生のキャリアパス形成を容易にすることが見込まれるため、学生からも人気

の高いプログラムになることは必定である。

本学学生にとって、エディンバラ大学との国際連携専攻の設置は、エディンバラ大学の研究水準の高さに触れ、最先端の研究現場に携わることができるという重大なメリットがある。また、国際色豊かな研究環境や、研究リテラシー・キャリア教育により学生が飛躍的な進化を遂げる鍵となる。

本学の強みからもたらされるエディンバラ大学のメリットとして以下が挙げられる。

- ① 本学の各分野の最先端研究と、エディンバラ大学の研究分野の相性が良く、相乗・相補的な研究展開が可能となる。
- ② 本学と産業界との連携を活用し、現実問題に則した課題への取り組みや社会との連携の中で実用的な研究を展開できる。
- ③ 日本という異文化との出会いを通して、自己の内面の深化や、多彩な文化的環境での適応能力が身につく、キャリアアップにつながる。

エディンバラ大学の強みからもたらされる本学のメリットとして以下が挙げられる。

- ① エディンバラ大学は世界屈指の研究実績と研究推進力を兼ね備えている。エディンバラ大学との連携により、本学の強い研究分野をさらに伸ばし、それ以外の分野でも相補的な効果により、研究の発展が見込まれ、より柔軟に優秀な学生の受入が可能となる。
- ② エディンバラ大学の“Transferable Skills Training”をはじめとする博士課程学生の研究リテラシー教育及びキャリアパス教育のノウハウを身につけることで本学の博士課程教育の質のボトムアップにつながる。
- ③ 国際性豊かなエディンバラ大学のキャンパス生活を通して、グローバルリーダーとしての素質形成や人格の深化も見込める。

(2) 国際連携専攻設置の趣旨

(ア) 養成する人材像

これまでに述べてきた両大学の強みを融合し、「自然科学の真理を探究し、新しい価値を創造しながら、人類と地球の豊かな未来に貢献することができるグローバル人材」を養成する。アカデミアや産業界などで求められる人材像として換言すると、

- ① 学問の確固たる基礎力を身につけ、勇気を持って新たな研究フロンティアを切り開く国際的な研究者

- ② 知識と技術を基礎から応用に至るまで伝承し、次世代を育てる国際的教育者
- ③ 最先端技術を習熟し、国際共同研究スキルやネットワークを活かして活躍する国際高度専門職業人

となる。

(イ) 学生が習得する能力

世界トップレベルの大学と国際連携専攻を編成することで、互いの特徴を活かした相互補完的な教育・研究を可能とし、自然科学分野の将来を担う国際的なリーダーとなる能力を習得できる。

また、海外の学術環境、文化、システムの中で学生を教育することによって、理学の知識や実験手法を習得できるだけでなく、異文化への適応能力や問題解決能力を涵養し、理学と人類の発展に著しく貢献できる能力を習得できる。

(ウ) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し

本設置計画における国際連携専攻を修了した学生は、基礎・応用を含め一分野にとらわれない多角的な視野で研究を行う実力と連携大学での研究活動を通してグローバルな舞台での研究推進力を持ち合わせることになり、様々な進路が開かれている。例えば、国内外の大学での理学分野の教育・研究者となり、アカデミア界を牽引する者、公的機関・企業での研究グループ・リーダーとなる者、大学・研究機関で理学分野の共同研究や共同教育プログラムをコーディネートする者、国際連合やその他国際機関で専門職に従事する者など多様な舞台での活躍が想定される。

また、相補的な研究活動を通して、より重層的な研究を推し進められると共に、異文化圏における研究生活を経験することで国際的感覚が研ぎ澄まされ、優れたグローバル人材となることが見込まれる。

本設置計画における国際連携専攻では、専門分野への広い知見と、これまでの日本の大学院博士教育では達成し得なかった、高いチーム・マネジメント能力やプロジェクト・コーディネート能力、さらには文化的多様性への適応力など、社会が求める汎用的な能力を持った人材の育成が可能であり、これらの素質を備えたグローバル人材の創出は広く社会が求めるところである。

(エ) エディンバラ大学教員との教育・研究上の目的等の共有方法

国際連携専攻設置の趣旨、養成する人材像、及び教育課程の運用については、エディンバラ大学との協議の中で共有・合意されている。国際連携専攻の開始後は、教育・研究上の目的や運営方法については、次の3つのレベルで決定、共有する。

一番基本的かつ細やかなレベルでは、両大学の指導教員間の共有である。履

修学生と身近な距離で研究の進捗具合、個人の特性及び生活状況に合わせて情報共有、課題への対策が日々の研究指導を通してなされる。

次に、研究室レベルでの共有である。ここでは、両大学の関連する複数研究室間でシンポジウムなど議論や意見共有の場を設け、国際連携専攻が掲げる教育・研究上の目的や運営についてよりダイナミックな視点で連携していくことが可能である。

さらに大規模なレベルでは、名古屋大学大学院理学研究科長（以下「本学理学研究科長」という。）、エディンバラ大学理工学部長（以下「UoE 理工学部長」という）等で構成された合同の運営委員会による議論・共有の場を設け、国際連携専攻の基本方針や運営について、広く共有することを意図している。

国際連携専攻の編成・実施のために、大学間の調整等を専門に行う教員として「アカデミック・コーディネーター」を双方に置き、この3つの共有レベル間で調整や連携を促す役割を担う。

（3）研究対象とする中心的な学問分野

本設置計画における国際連携専攻が主として対象とする学問分野は以下のとおりである。

ハドロン物理学、素粒子物理学、物理学基礎論、宇宙構造論、原子物理学、星間物理学、太陽地球系環境学、太陽地球相関理学、太陽地球系化学、太陽地球相関理学、太陽地球系物理学、物質物理化学、有機・生物化学、無機・分析化学、相関化学、生体物理学、分子物性学、相関物性学、電子物性学、物性基礎理論、物質化学、生体構築論、分子遺伝学、機能調節学、形態統御学、情報機構学、超分子機能学、生体調整論、生体システム論、海洋発生生化学、構造生物学、遺伝子解析学、ゲノム機能学、動物器官機能学

（4）期待できる効果

本設置計画における国際連携専攻を編成することで学生へもたらされる効果を、以下に挙げる。

- ① 学生は、6ヶ月から1年間、連携先の外国大学での学修や研究活動に参加する。これは、国際性を身につけるためにまたとない機会となる。
- ② 2つの研究室に所属して両大学の教員から指導を受けることによって、研究活動の幅が広がり、問題解決のための多角的な視座が養成される。
- ③ 両大学から質保証された学位取得者というステータスを得ることができる。
- ④ 2つの大学において学修や研究活動に参加することによって、国際的な人材ネットワークを築くことができる。
- ⑤ 実社会に求められる研究リテラシーやキャリアパス教育を目的とした“Transferable Skills Training”を利用することで、アカデミックな世界で培っ

た専門性と、実用スキルが習得でき、将来のキャリアパス形成が容易になる。

両大学へもたらされる効果としては、以下が挙げられる。

- ① 博士学生を共同で指導することによって、2 大学間の共同研究の機会が増えるとともに、研究施設や装置の共用や共同利用が促進され、大学全体の研究が活性化される。これは、半ば必然的に新しい研究領域の創出や研究資金の獲得につながる。
- ② 人類が直面する環境問題やエネルギー問題などの解決には、複眼的な視点からの課題解決が必須である。国際連携専攻における共同研究や人材育成を通じて、このような問題に関しても対応策が見えてくる。
- ③ 国際連携専攻のもとに、両大学の世界トップレベルの研究室が共同研究を実施することによって、革新的な研究成果をもたらす。
- ④ 両大学とも産学連携に実績があり、特に本学は産業集積地に立地する。国際連携専攻の編成・実施により、技術移転機会が増大し、産学連携の研究・協同プロジェクトがさらに活発となる。
- ⑤ 別の大学との新たなジョイント・ディグリー制度にも拍車がかかり、両大学の更なる国際化が進む。
- ⑥ 共同学位授与の仕組みは、学位の国際的な質保証につながり、双方の学位の国際的評価が高まることが期待できる。
- ⑦ 両大学の特徴ある教育・研究活動を共有することによって、国際的な認知度と競争力を一段と高め、世界トップレベルの大学として、教育・研究を牽引していくことが期待される。

2. 専攻の特色

(1) 国際連携専攻の特色

近年、さまざまな学術分野で進行する分野間のボーダーレス化や、世界規模で生じている人材交流を見れば明らかなように、我が国の大学が国際社会の中で発展していくためには、国外の大学と強く連携した共同教育や共同研究の活性化は必要不可欠であり、このことは自然科学分野において特に顕著である。本設置計画は、これまで進められてきたエディンバラ大学との教育・研究連携に基づき、世界的教育・研究拠点となるべく国際連携専攻として制度設計した。

国際連携専攻は、学生が一つの大学又は国にとどまったまま課程の全てを修了することは想定していないため、年間の研究指導計画や教員組織等について、学生が十分に理解できるよう、以下に挙げるとおり既存の専攻と異なる体制を構築した。

(ア) 主大学及び副大学

協定書（案）第 2 条にも記されているとおり、学生が学位取得を目指して博士課程に入学した当初の大学で、課程在籍期間の少なくとも半分の期間当該学生を受け入れて研究指導を行う大学を「主大学」とし、もう一方の大学を「副大学」とした。

（イ）指導教員

主大学に正指導教員を置き、副大学に副指導教員を置く。正副指導教員（以下「両指導教員」という。）は密に連絡を取り合い、共同して学生を指導する。

（ウ）アカデミック・コーディネーター

国際連携専攻の編成・実施のために、大学間の調整等を専門に行う教員として双方にアカデミック・コーディネーター（以下「A.C.」という。）を置く。両大学の A.C.の役割を以下に挙げる。

- ① 両大学で行われている教育・研究を精査・熟知することにより、本プログラムへの入学を希望する学生のコース選択のコーディネートを行う。
- ② 研究上の問題や、習慣や文化的な背景から起こる生活面の問題を解決し、学生が 2 国間を行き来しても無理のない研究計画が立案できるように支援する。
- ③ 両大学の学生の交流を通して共同研究活動の推進を図り、本プログラムによる学生育成のための共同研究基盤を強化する。

（エ）覚書“Schedule”の作成

入学時には A.C.と連携を取りながら、学生と二人の指導教員との話し合いによって、研究テーマや目標、さらに具体的な教育・研究日程を定めた覚書“Schedule”を作成する。

（2）連携する教育・研究分野において両大学にもたらされるメリット

本設置計画における国際連携専攻には、「物理系コース」、「化学系コース」、「生命理学系コース」を設ける。連携する教育・研究分野において、本学とエディンバラ大学にもたらされるメリットはコース別に以下が挙げられる。

（ア）物理系コース

- (a) 本学の高度な最先端技術開発力を支えにエディンバラ大学の国際ネットワーク力を活かした広範な研究グループの形成と連携が実現できる。
- (b) 両大学の分野横断的国際研究拠点を活かした学際分野での最先端教育を受けられる。
- (c) 本学の素粒子宇宙起源研究機構（KMI）を中心に実績ある理論・実験の研究グループが密接に連携している環境の中へ、エディンバラ大学の超高性能コンピューティング技術を導入し、計算物理学の手法を取り入れるなど、ダ

イナミックな研究が実施できる。

(イ) 化学系コース

- (a) 本学の基礎研究を重視した、深い教育・研究により、将来さまざまな分野で発展しうる基盤を築く一方、エディンバラ大学の個別の問題解決型アプローチを通して、どのような状況にも柔軟に能力を発揮できる研究者としての素地を養うことができる。
- (b) エディンバラ大学の多彩な研究グループと本学のトランスフォーマティブ生命分子研究所 (ITbM) や物質科学国際研究センター (RCMS) を中心とした国際研究拠点を互いに活用し合うことでより多くの優秀な研究者との交流の機会やきめ細やかな教育を受けることができる。
- (c) 本学は、産業集積地に立地しており、各種産業界との協力体制も充実している。エディンバラ大学は、留学生が多く、国際教育の拠点であることや博士学生のキャリア形成教育に大変な定評がある。それらを併せて、将来のキャリア形成まで見据えた国際社会・産業界に求められる人材を培うことができる。

(ウ) 生命理学系コース

- (a) 生体高次機能の分子生物学的及び生理学的研究におけるユニークなモデル生物を利用した、脳・発生・生殖などの分野で世界をリードしているエディンバラ大学では、ダーウィンの進化生物学から幹細胞生物学まで非常に幅広い分野に対応している。これらにより特色のあるテーマを様々な角度から重層的に研究できる。
- (b) トランスフォーマティブ生命分子研究所 (ITbM) や脳回路研究拠点、頭脳循環プログラム、イメージングセンターの存在によって、本学には続々と世界中の研究者が集結している。そこへエディンバラ大学が特に重点を置いているエピジェネティクス、感染症等の分野との交流がさらに加わることで、最先端の国際研究拠点を形成することになり、そこにいながらにして学ぶことができる。
- (c) 本学の国際プログラム群 (G30) による国際教育や女性研究者育成の取組に、エディンバラ大学のオープンディスカッションを基盤とする研究室の垣根を超えた人的交流が融合し、自由で分け隔てのない環境で研究ができる。

3. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

研究科、専攻及び学位の名称は、それぞれ以下のとおりとする。

研究科：大学院理学研究科

Graduate School of Science

専攻：名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻
International Collaborative Programme in Science between
The University of Edinburgh and Nagoya University

学位：博士（理学）
Doctor of Philosophy

専攻名は、高度の専門教育に加え、基礎から応用まで幅広く物理系、化学系、生命理学系の研究分野を多角的かつ国際的に学べることを象徴している。また、本学では今後複数の国際連携教育課程の設置が予定されているため、冒頭に連携外国大学名を付けることで識別を図り、単一の大学では成し得ない共同教育を行うことを特色とするため、名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（以下「本専攻」という。）とした。本専攻名はエディンバラ大学に照会し、共同名称とする旨の合意を得ており、協定書（案）第7条にも記されている。本専攻の英語名称は、“International Collaborative Program in Science between The University of Edinburgh and Nagoya University”とし、その名称からも教育内容が想起でき、また国際的にも通用するものになっている。

学位の名称は“Doctor of Philosophy”とする。学位記【資料2】には発行者として“Graduate School of Science, Nagoya University”及び“College of Science and Engineering, The University of Edinburgh”を記載する。なお、博士（理学）は大学院を修了した理学研究者に授与される学位であるが、英語圏では、“Doctor of Philosophy”のみの名称が一般的であることから、国際通用性に鑑み、本専攻の英文学位名称も“Doctor of Philosophy”とした。これは協定書（案）第2条にも記されている。学位記には“Graduate School of Science, Nagoya University”及び“College of Science and Engineering, The University of Edinburgh”が記載されるので、学術分野を特定することができる。

4. 教育課程編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成の考え方

教育課程の編成にあたり、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを定め、本専攻は博士課程後期課程であることに鑑み、研究指導を中心とした教育課程を編成した。カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、エディンバラ大学との協議の中で合意を得ている。

○カリキュラム・ポリシー

世界トップレベルの2大学間における相互補完的国際共同教育・研究プログラムにより、両大学にそれぞれ一定期間滞在し、研究指導を受けることで最先端技術・環境を駆使した研究活動を可能にする他、語学能力や異文化理解力を

身につけることもできる。また、“Transferable Skills Training”や“International Skills Training”などの履修任意の講義やセミナーを提供することでさらに幅広い実用社会的スキルや応用力の涵養を可能とする。

(2) 教育課程編成の特色

上記ポリシーに沿って、次のとおり両大学の強みを発揮しながら、学生一人一人の研究の独自性や研究進捗状況に柔軟に対応できる編成とした。その特色は以下に挙げるとおり。

(ア) 課程概要

本専攻の教育課程期間は、3年間を標準とし、在学期間中の6ヶ月から1年間（学生の研究状況により、期間・時期については覚書“Schedule”において定めるが、概ね2年次の1年間）、副大学に滞在する。

国際的な研究者である両大学の教員から指導を受けながら、理学分野における最先端の国際的共同研究、高度専門基礎知識を習得するためのセミナー及び研究リテラシー・キャリアパス教育を実施する。

(イ) 補完性と共通性

前述のとおり、本学大学院理学研究科の素粒子宇宙物理学専攻、物質物理学専攻、生命理学専攻と、エディンバラ大学の School of Physics, School of Chemistry, School of Biological Sciences は、互いにそれぞれの強みを持っている。特に研究レベルでは、これまでも相互補完的な共同研究が実施されてきた。その一方、研究リテラシー教育やキャリアパス教育では、エディンバラ大学の“Transferable Skills Training”を基礎とした教育が両大学において実施されており、どちらの大学に滞在しても、同レベルのセミナーを受講することができる。本専攻では、このような補完性と共通性を組み合わせた教育課程を編成する。

(ウ) コース設定

「2. 専攻の特色」で述べたとおり、学生が入学時までに身につけた能力や、これからの研究テーマ等に対応するため、物理系コース、化学系コース、生命理学系コース【資料3 P.7】を設定する。物理系コースは、本学大学院理学研究科素粒子宇宙物理学専攻と物質物理学専攻（物理系）を兼ねる教員とエディンバラ大学物理学科の教員、化学系コースは本学大学院理学研究科物質物理学専攻（化学系）を兼ねる教員とエディンバラ大学物理学科の教員、生命理学系コースは本学大学院理学研究科生命理学専攻を兼ねる教員とエディンバラ大学生命理学科の教員がそれぞれ担当するが、学生の研究内容に照らし合わせて、異なるコースに属する教員が両指導教員となって学生指導することを妨げない。

(エ) 各コース概要

○物理系コース

(a) 想定される入学者

- ・物理学系のバックグラウンドを持つ修士号取得者、あるいはこれと同等の学力を持つ者。
- ・物理学分野における国際共同教育・研究へ参加し、新しい学術フロンティアの開拓に意欲がある者。

(b) コース内容

極小のスケールの素粒子から、物質、そして極大のスケールの宇宙までを対象とする物理学は、自然科学の基盤であるとともに、近年、実験・観測技術の革新的進展や数値計算技術の発展などによって、ブレークスルーの時期を迎えている。そこでは、ヒッグス粒子やダークエネルギー、高温超伝導物質などの発見を受け、革新的な基礎・応用研究や国際性豊かな人材育成が期待されている。本コースでは、本学とエディンバラ大学の相補性を活かした物理学分野での国際共同教育・研究を通じて、物理学分野の学術を発展させるとともに、次世代の国際的な物理学者を育成する。両大学の強み・特徴は「1. 設置の趣旨及び必要性」で述べたとおりであるが、本コースではそれらの強みを融合させて独自の教育・研究効果を生み出すことを視野に入れている。

(c) 輩出される人材像

- ・物理学の確固たる基礎力を身につけ、勇気を持って新たな物理学フロンティアを切り開く国際的な研究者。
- ・物理学の体系としての知識と技術を、基礎から応用に至るまでを次世代に伝えることのできる、国際的物理学教育者。
- ・物理学の最先端技術や計算能力を高いレベルで習熟した、国際高度専門職業人。

○化学系コース

(a) 想定される入学者

- ・化学系のバックグラウンドを持つ修士号取得者、あるいはこれと同等の学力を持つ者。
- ・化学分野における国際共同教育・研究へ参加し、新しい学術フロンティアの開拓に意欲がある者。

(b) コース内容

化学は、原子・分子のレベルで自然現象を理解し、そしてその知識をもとに新たな有用物質を創り上げる。物質科学から生命科学までの広い学術分野に対して、物質に関する基幹学問としての役割を担う一方、持続可能な社会の実現に向けた応用研究や人材育成を期待されている。本コースでは、本学

とエディンバラ大学の相補性を活かした化学分野での国際共同教育・研究を通じて、化学分野の学術を発展させるとともに、次世代の国際的な化学者を育成する。

(c) 輩出される人材像

- ・新しい化学研究フロンティアを切り開く国際的な研究者。
- ・化学の知識と技術を国際的に伝承するとともに、未来社会を切り開く国際的
化学教育者。
- ・最先端化学技術に習熟した、高度に専門化された国際高度専門職業人。

○生命理学系コース

(a) 想定される入学者

- ・生命理学系のバックグラウンドを持つ修士号取得者、あるいはこれと同等の
学力を持つ者。
- ・生命理学分野における国際共同教育・研究へ参加し、新しい学術フロンテ
リアの開拓に意欲がある者。

(b) コース内容

生物が示す現象の理解は、生物学の長い歴史の上に積み上げられてきたが、近年の新しい方法論と革新的な技術の発展で、根本から大きな変貌を遂げている。現在、生命現象の基礎原理の解明は医学、農学、薬学への応用に直結するのみならず、「生命とは何か」という人類の究極の問いに新たな答えを与えようとしている。本コースでは、本学とエディンバラ大学の相補性を活かした生命理学分野での国際共同教育・研究を通じて、生命理学分野の学術を発展させるとともに、次世代の国際的な生命科学者を育成する。

(c) 輩出される人材像

- ・深い洞察力と多様な研究戦略を身に付けて、新しい生命理学フロンティアを切り開く国際的な研究者。
- ・生命科学研究の歴史的展開と革新的発展を体得し、次世代を育てる国際的
生命理学教育者。
- ・国際共同研究スキルやネットワークを活かして活躍する国際高度専門職業人。

(オ) 各年次の教育課程

3年間を標準学修年限とし、1年次：“Foundation Year”、2年次：“International Year”、最終年次：“Finalization Year”と呼称し、各年次に達成すべき課題を設定する【資料3 P.15】。1年次では、主大学においては博士論文研究を実施するほか、“Transferable Skills Training”を受講することができる（必修ではない）。2年次では、副大学での教育・研究滞在のための準備として、語学力や研究実施能力を向上させるための“International Skills Training”を主大学で受講した後、副大

学に移動して研究を継続する。最終年次には、主大学に戻り、博士論文研究を完成させ、学位論文を執筆する。

これに加えて、1年次の最後には、それまでの活動や習得した知識や技能をまとめた「1年次レポート」と、2年次の研究計画を提出させ、それを主大学で審査し、合格した場合は2年次に進めることとする。また、最終年次には、それまでの研究成果をまとめた学位論文作成のための「最終年次研究報告会」での発表を義務づけ、ここでの議論を反映させながら学位論文を作成する。

(3) 論文審査までのスケジュール

(ア) 覚書“Schedule”立案

主大学から正指導教員、副大学から副指導教員を選任し、学生と両指導教員が A.C.と連絡を取りながら、在学期間中の研究テーマや目標、研究計画などを記した覚書“Schedule”を作成する。原則3年間という時間的な制約の中で、2大学の研究室を行き来しながら研究し、学位論文を完成させるため、入学段階で柔軟性のある計画を立案し、学生、両指導教員及び A.C.の4名が、これを共有する。

(イ) カリキュラム年次進行

① 1年次：“Foundation Year”

主大学において、指導教員による研究指導のもと、本専攻における国際共同研究実施のため、専門基礎知識や研究能力の習得を目指す。入学当初のオリエンテーションを実施する他、研究リテラシーやキャリアパス教育を趣旨とする“Transferable Skills Training”に参加することでリーダーシップを涵養し、国際共同研究のスキルを学ぶ。

1年次の最後には、それまでの活動や習得した知識・技能をまとめたレポートと2年次における研究計画を提出させ、「1年次口頭試問 (“The First-year Defense”）」を行う。両指導教員及び A.C.がこれを審査・協議し、翌年次への進学認定を行う。ここで1年次修了の認定がされない場合は、再度1年次の研究指導を受け直すか、もしくは進路の変更を考える。

② 2年次：“International Year”

副大学に滞在して実施する国際共同研究と、その準備として主大学における履修任意の“International Skills Training”受講を組み合わせた年次とする。副大学における滞在期間は6ヶ月から1年間【資料3 P.15】とし、学生の研究内容、研究進捗状況及び副大学での研究生生活の準備状況に応じて個々の学生ごとに定める。“International Skills Training”は、副大学での国際共同研究参加のための準備を目的としており、語学力向上、副大学での

研究内容についての調査及び研究スキルの習得が主な内容である。なお、覚書“Schedule”に沿って副大学の滞在期間が1年近くになる場合は、1年次から前倒しで開始することを妨げない。

副大学滞在期間中は、副指導教員から研究指導を受けるが、主大学の指導教員からも月1回程度TVカンファレンスやスカイプなどを用いて研究指導を受けることとし、継続的かつ多角的な指導を受けられるよう配慮する。派遣期間は学生によって異なるが、学修達成内容に大きな差異が生じないよう、“International Skills Training”の履修によって補えるように配慮する。

2年次終了時には研究成果発表“Poster Presentation”を行う。両指導教員及びA.C.がこれを審査・協議し、翌年次への進学認定を行う。ここで2年次修了の認定がされない場合は、再度2年次の研究指導を受け直すか、もしくは進路の変更を考える。

③ 最終年次：“Finalization Year”

学生は主大学において、博士学位論文を完成させる。具体的には、それまでに行った研究成果をまとめ、年度途中の「最終年次研究報告会」において口頭発表を行う。ここでの議論を反映させながら学位論文の本格的な執筆を開始し、おおよそ半年間程度かけて学位論文を完成させる。提出期限までに、必要書類を添えて、主大学の教務事務に学位論文を提出する。その後、学位論文審査を経て、学位授与の認定が出た学生に対して名古屋大学・エディンバラ大学共同で単一の博士学位「ジョイント・ディグリー」を授与する。

学生が、これら各年次の修了の要件を満たすことができるよう、イコール・パートナーとして位置づけられる両指導教員は、学生の研究指導について、学生が相手大学に滞在中でも、テレビ会議や電子メール、国際電話などを通じて研究指導を行う。

具体的には、一か月単位の研究目標を指導教員が設定する。それに対して、学生は、それまでに報告されている論文や実験事実を調べ、それに照らして具体的な研究計画を立案し、それを既存専攻の学生も参加する研究室セミナーで発表する。それが妥当なものであるかを研究室で討議し、必要があれば指導教員が修正を加える。指導教員は、学生と共同して練り上げた研究計画を実現できるように研究環境を整備したうえで、学生に実験等の実行を指示する。これに従い学生は研究データを蓄積し、資料整理の後、再び研究室セミナーで発表する。指導教員は、研究室単位での議論を経てこの成果を検証し、次の月単位の研究目標を設定する。このプロセスを繰り返すことによって、博士論文研究において掲げた目標を達成する。

なお、両指導教員による研究指導に加えて、両大学の A.C.が履修指導・研究生生活をサポートし、学位論文作成に問題が生じないように配慮する。また、副大学での滞在期間は、両指導教員の承認により、学生の研究状況に応じて分割することも可能とする。

(4) 既存の専攻との関係

本学大学院理学研究科の既存専攻である素粒子宇宙物理学専攻、物質物理学専攻及び生命理学専攻と並列して本専攻を設置する。これらと同等以上の教育・研究レベルを確保することによって、学位の質保証を図る。また、これらの既存専攻における教育・研究の国際化も、近年十分に進んでおり、ここでの修士号を取得した者が本専攻の博士課程に進学を希望することは十分に期待される。この場合、本専攻の学生は既存専攻の学生と同一の研究室に属して研鑽を積むことから、学生間の切磋琢磨を通じて、既存専攻の学生に対してもグローバル化の刺激を与えることができる。本専攻の 3 コースでは、名古屋大学とエディンバラ大学の連携のもと、相互補完的な教育・研究を実施するため、国際的教育・研究ネットワークの更なる拡充及び新研究領域・横断的学問分野の創出等、大きな波及効果をもたらす。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

本専攻が学生の教育に有効に機能し、またジョイント・ディグリー授与に相応しい教育・研究を実施するため、両大学の研究指導が十分に相補的で単独の大学院在籍では受けられないものであること及び期間が限定された副大学での滞在において十分な教育・研究効果が得られることを踏まえた教員組織を編成する。

(1) 専攻長及びその選任方法

本学から専攻長を 1 名置く。専攻長は、相応の研究歴、両大学間の調整を行う能力、本専攻内の学生指導に対する十分な経験等を評価し、本専攻内及び本学大学院理学研究科教授会の議を経て、本学理学研究科長が任命する。専攻長は、本専攻内のカリキュラムと学生への指導、学生募集、リクルートを含めた運営全体を統括する。

(2) 指導教員

主大学に正指導教員を置き、副大学に副指導教員を置く。正副指導教員は密に連絡を取り合い、共同して学生を指導する。両指導教員は、学生の博士論文作成に対してはイコール・パートナーとして位置づけられる。そして、学生が滞在している大学の指導教員が、学生の博士論文完成までのマイルストーンと

して立てた目標を完遂できるように、研究室セミナーなどを通して指導し、学生が相手大学に滞在中でも、テレビ会議や電子メール、国際電話などを通じてフォローを継続する。研究計画を大きく変更する必要がある場合においても、A.C.や専攻長と連絡を取りながら、当該学生の指導を継続し、安全かつ快適な研究学修環境の提供に責任をもつ。

具体的には、両指導教員は、月に一回程度研究室セミナーを招集し、一か月単位の研究目標を設定し、これを達成できる研究計画を学生に立案させる。指導教員は、この研究計画を実現できるよう研究環境を整備したうえで、学生に実験等の実行を指示する。さらに、指導教員は学生が得た研究データについて研究室セミナーでの発表を求め、この成果を検証し、次の月単位の研究目標を設定する。このプロセスを繰り返すことによって、学生の博士論文研究において掲げた目標の達成に導く。

(3) アカデミック・コーディネーター

国際連携専攻の編成・実施のために、大学間の調整等を専門に行う教員として双方に「アカデミック・コーディネーター」を置き、学生の学習と研究活動をサポートする。名古屋大学においては、外国人教員を充てる。

(4) コース長

物理系コース、化学系コース、生命理学系コースの各コースにおいて、両大学から1名ずつコース長を置く。コース長は、個々の学生のために作成する覚書“Schedule”の作成時や、研究指導の進捗報告を受けた際など、さまざまな機会両指導教員に助言を与える。

(5) 本専攻の専任教員

自然科学分野の広い教育・研究に対応するため、本学大学院理学研究科素粒子宇宙物理学専攻、物質物理学専攻及び生命理学専攻の専任の教員全員が、本専攻の専任教員を兼ねる。その内訳は、物理系コース92名（教授32名、准教授29名、講師11名、助教20名）、化学系コース35名（教授11名、准教授8名、講師3名、助教13名）、生命理学系コース55名（教授17名、准教授11名、講師10名、助教17名）である。エディンバラ大学の教員は、物理系コース6名（教授6名）、化学系コース7名（教授3名、講師3名、助教1名）、生命理学系コース6名（教授4名、准教授1名、助教1名）である。なお、名古屋大学の教員組織の年齢構成は20代1名、30代51名、40代69名、50代43名、60代18名、合計182名である。名古屋大学における教員の定年は、名古屋大学職員就業規則【資料4】により満65歳であるが、定年を延長する教員はいない。エディンバラ大学側からも物理系コース、化学系コース、生命理学系コース、各分野にわたって、高い研究成果を収めている優秀な教員陣が本専攻の教員と

して参画する。

研究分野から専任教員をさらに分類すると、物理系コース（【素粒子・宇宙分野】名古屋大学 61 名、エディンバラ大学 4 名、【物性物理分野】名古屋大学 31 名、エディンバラ大学 2 名）、化学系コース（【有機化学・生物化学分野】名古屋大学 17 名、エディンバラ大学 2 名、【無機化学分野】名古屋大学 9 名、エディンバラ大学 2 名、【物理化学分野】名古屋大学 9 名、エディンバラ大学 3 名）、生命理学コース（【分子生命科学分野】名古屋大学 33 名、エディンバラ大学 3 名、【生物科学分野】名古屋大学 22 名、エディンバラ大学 3 名）となり、本専攻がカバーすべき全ての研究分野に、両大学の教員が専任教員として参画している。

このような多彩な教員陣から、学生を直接指導する両指導教員が選定されるが、その組み合わせは、学生の研究テーマに合わせてその都度定める。

なお、本専攻の収容定員は、母体となる本学大学院理学研究科の収容定員の内数として設置するため、教員に過度の負担を強いることなく教育・研究を推進できる。

6. 教育方法、履修モデル、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

(ア) 研究指導の方針

本専攻は研究指導を中心とした自然科学系の博士課程後期課程の学生に対するものであり、その本質は、本学とエディンバラ大学間の最先端国際共同研究に参加し、両指導教員の指導や若手研究者ならびに大学院生との切磋琢磨を通じて、研究の基礎となる学術知識や研究手法を習得して具体的な研究成果を上げることに尽きる。したがって、必修科目などは設定しないが、さまざまな研究セミナーや学会における参加・発表の機会を与える。

(イ) “Transferable Skills Training” と “International Skills Training”

これに加えて本専攻では、国際標準での研究リテラシー教育やキャリアパス教育を重視しており、修了要件とはしないが、主に 1 年次の学生のため、両大学は、“Transferable Skills Training” という講義やセミナー、ワークショップを実施する。また、2 年次における副大学での教育・研究プログラム参加の準備として、語学力や、研究実施能力を向上させるための “International Skills Training” を主大学で実施する。エディンバラ大学では、PhD 学生を対象に将来の進路に合わせて、キャリア教育や研究リテラシー教育を重点的に行っており、年間を通して、定期的、集中的に多種の参加型ワークショップや講演イベントを開催している。これらのトレーニング講座全体を指して “Transferable Skills Training”

と称している。本講座には、PhD としての心構えを学ぶワークショップや論文の書き方講座、プロジェクトの進め方指導などがあり、学生が社会へ出た後も、スムーズにキャリア形成ができる素養や実用的スキルの涵養を目的としている。学位取得には必須でないものの、ほとんどの学生がこのトレーニングを受ける。上記の“Transferable Skills Training”は、本学の学生にとっても国際的な視野とキャリアアップに非常に有用であると考えられ、本専攻でも提供することとする（課程修了の必須要件とはしない）。また、本学・エディンバラ大学の双方で連携して行うことで、より国際性豊かで複合的な講座を提供し、履修学生に最適なキャリア形成と自己実現への提案ができるものとする。

なお、研究指導及び課程履修にかかるオリエンテーションや事務手続き等、使用する言語は国際通用性のある英語とする。

（2）学修の評価及び報告・管理

在学期間中の各学生の学修状況は、研究指導の経過とともに、年次ごとに主大学の正指導教員もしくは副大学の副指導教員が「研究指導報告書」として作成し、本学理学研究科長もしくは UoE 理工学部長へ報告する。修了には3年の在学期間を要することから3年間分の「研究指導報告書」の提出が必要である。「研究指導報告書」の内容は各コースで把握し、適切な指導を行うために利用される。

（3）履修モデル

本専攻への具体的な修了後の進路を設定した場合の履修モデルを添付する【資料5】。なお、履修モデルは例であり、これらに限るものではない。

（ア）モデル1：アカデミアを目指す学生の場合

当該学生の学問的興味関心に応じたテーマを専門とする本学及びエディンバラ大学の教員が指導教員となる。両指導教員には、テーマに関連する大規模かつ国際的な学会等の運営等、アカデミアにおける豊富な経験を有する者をもってこれに充てる。

（ア-1）Foundation Year 1年次

当該学生は、本年次においては、入学した大学で、主指導教員の指導のもと、博士学位取得に向けた研究を行うとともに、教員・研究者としての基礎を身に着けるための訓練を行う。具体的には、入学当初のオリエンテーションに加えて、“Transferable Skills Training”を受講し、研究マネジメント技法や論文執筆技術等について学ぶとともに、他の学生の学習を支援するスキル等、教員として不可欠な能力についても学習していく。

(ア-2) International Year 2年次

当該学生は、本年次においては、副大学に滞在して実施する国際共同研究を主な活動とし、主大学における履修任意の” International Skills Training” 及び昨年度から引き続く” Transferable Skills Training” の受講を組み合わせ、更なる能力向上を図る。

副大学における滞在期間が9ヶ月になる場合、出発前の3ヶ月間、主大学において” International Skills Training” を受講する。語学力向上、副大学での研究内容についての調査及び研究スキルの習得が主な内容である。英語力向上には語学講座” English Skills”、副大学での研究の調査・検討には” International Joint Research Seminar”、実験技術の習得には” Basic Experiment Techniques for International Joint Research” をそれぞれ実施する。

また、1年次に引き続き、” Transferable Skills Training” の受講も積極的に行う。2年次では研究者としての社会参画の在り方や、研究・研究者とメディアといった、アカデミアと一般社会との関係性についても学習する。

これらに加え、9ヶ月間の滞在期間の間、副担当教員の指導のもと、博士学位取得に向けた研究を行っていく。

(ア-3) Finalization Year 3年次

学生は主大学において、博士学位論文を完成させる。具体的には、それまでに行った研究成果をまとめ、年度途中の「最終年次研究報告会」において口頭発表を行う。ここでの議論を反映させながら学位論文の本格的な執筆を開始し、主指導教員の指導のもと、おおよそ半年間程度かけて学位論文を完成させる。

論文執筆の間にも、” Transferable Skills Training” を受講し、外部資金の獲得方法について等、研究者として独立した活動が行っていけるよう準備を進めていく。

(イ) モデル2：産業界でのキャリアを目指す学生の場合

当該学生の学問的興味関心に応じたテーマを専門とする本学およびエディンバラ大学の教員が指導教員となる。両指導教員には、テーマに関連する産学連携事業等において豊富な経験を有する者をもってこれに充てる。

(イ-1) Foundation Year 1年次

当該学生は、本年次においては、入学した大学で、主指導教員の指導のもと、博士学位取得に向けた研究を行うとともに、研究者かつ専門職業人としての基礎を身に着けるための訓練を行う。具体的には、入学当初のオリエンテーションに加えて、” Transferable Skills Training” を受講し、研究マネジメント技法や論文執筆技術等について学ぶとともに、MBTI等のパーソナリティ認識メソッドを

通した自己理解とキャリアカウンセリングを実施するなど、アカデミアの枠内にとらわれない教養を深める。

(イ-2) International Year 2年次

当該学生は、本年次においては、副大学に滞在して実施する国際共同研究を主な活動とし、主大学における履修任意の” International Skills Training” および昨年度から引き続く” Transferable Skills Training” の受講を組み合わせ、更なる能力向上を図る。

海外出発前には、主大学において “International Skills Training” を受講する。語学力向上、副大学での研究内容についての調査及び研究スキルの習得が主な内容である。英語力向上には語学講座 “English Skills”、副大学での研究の調査・検討には “International Joint Research Seminar”、実験技術の習得には “Basic Experiment Techniques for International Joint Research” をそれぞれ実施する。また、副大学においては、海外での自然科学系キャリア開発イベント等にも積極的に参加する。

これらに加え、6ヶ月から1年間の滞在期間の間、副担当教員の指導のもと、博士学位取得に向けた研究を行っていく。

(イ-3) Finalization Year 3年次

学生は主大学において、博士学位論文を完成させる。具体的には、それまでに行った研究成果をまとめ、年度途中の「最終年次研究報告会」において口頭発表を行う。ここでの議論を反映させながら学位論文の本格的な執筆を開始し、主指導教員の指導のもと、おおよそ半年間程度かけて学位論文を完成させる。

これに加え、” Transferable Skills Training” を受講し、エンプロイアビリティやビジネス・起業について積極的に学習を深めて修了後の進路を明確化するとともに、実践的なプロジェクトマネジメントに実際に関わり、高度専門職業人としての経験を積む。

(4) 研究指導方法

一人の学生について、主大学から正指導教員1名、副大学から副指導教員1名を選定する。両指導教員は、TVカンファレンス、スカイプなどを用いて常に連絡を取りながら、国際共同教育・研究の進捗状況を確認して発展させるとともに、一貫性及び補完性に留意して学生を指導する。

専攻長、コース長及びA.C.は、本専攻進学時に個々の学生のために作成する覚書“Schedule”や、毎年度末に両指導教員が作成する「研究指導報告書」、1年次末に学生が行う「1年次口頭試問 (“The First-year Defense”）」及びさまざまな機会での当該学生の研究状況を適宜把握し、両指導教員に助言を与える。

2年次末の研究発表“Poster Presentation”や最終年次の「最終年次研究報告

会」については各コース別に行うが、それぞれのコース担当の複数の教員に出席を求めて議論し、多角的な指導ができるように工夫する。本発表や報告会については、原則その時点で学生が滞在している大学で実施することとするが、滞在していない側の指導教員について現地への参集が合理的でない、もしくは困難な場合は、スカイプやTV会議システム等により参加する。

(5) 修了要件

本専攻博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、年次ごとに各コースに置いて達成すべき課題をクリアし、博士論文の審査に合格した者に対し、本学大学院理学研究科教授会の議を経て、修了を認定する。

なお、エディンバラ大学の博士課程は、原則として3年間在籍し、必要な研究指導を受け、研究成果を論理的・学術的にプレゼンテーションし、専門分野の体系的な知識を会得したこと及び知識を個々の研究プロジェクトへ応用できることを口頭試問にて証明し、博士論文の審査に合格することを修了要件としている。

(6) 学位論文審査

(ア) ディプロマ・ポリシー

以下のとおり、エディンバラ大学との協議で合意したディプロマ・ポリシーを定め、これを満たす学生に学位を授与する。

○ディプロマ・ポリシー

- ・自然科学分野の深く多様な学問的素養と高い研究推進能力を体得した証として、課程で学び、得た学問的成果をゼロから体系的に論じた学位論文を書き上げること。

- ・高い倫理性や豊かな国際性、科学的論理性や創造力を身に付け、国際的な共同事業や共同研究を推進できることの証明として、外部からの専門家を招へいし、両大学の教員等により組織される合同学位審査委員会が審査を行い、最終口頭試問を経て合格と判定されること。

(イ) 学位論文の形態

本専攻の学位論文の形態は、本学が単独では成し得ない、より重層的な問題意識と国際通用性に富んだ人材を養成するため、エディンバラ大学のスタイルを取り入れる。これまでの本学大学院理学研究科の博士学位論文は、在学中の研究成果を学会誌や国際ジャーナル等に投稿論文として掲載した内容を土台として、それらを組み合わせる形態のものが多い。しかしながら、本専攻の学生には、すでに公表された論文を前提にするのではなく、本専攻で学び、そして得られた研究成果のすべてを、ゼロから書き起こして体系的に論じることによる重厚な学位論文の作成を求める。これは、単なる共同研究では実現できない、細やかな科学的論理構築能力や一貫した研究の完遂能力を養成することを担保している。

(ウ) 学位論文審査体制

博士学位審査については、両大学にまたがって組織される合同学位審査委員会と同委員会が指名する内部審査委員、外部審査委員により行われる【資料 6】。

(a) 合同学位審査委員会の構成員：

合同学位審査委員会は、両大学の指導教員、国際連携理学専攻長、本学理学研究科長、UoE 理工学部長、内部審査委員（“Internal Examiner”）及び外部審査委員（“External Examiner”）で構成される。

(b) 内部審査委員及び外部審査委員：

内部及び外部審査委員は、論文の専門分野もしくはそれに近い分野の教員等が担当し、実質的に論文審査を行う。内部審査委員は、主大学または副大学に属する教員で、論文の専門分野に関連する研究を行っており、論文の精査に十分な背景知識を持っている者で、かつ、共同研究に従事していない等、利害関係がない者が担当する。よって、正副指導教員は、内部審査委員になることはできない。

外部審査委員は、主大学以外の高等教育機関もしくは研究機関に所属する者で、申請者と利害関係がなく、論文で扱う分野の専門家である者とする。

上記のとおり、厳格な内部及び外部審査委員を設定する理由は、論文審査を公平・厳密に行うためであり、提出された論文を客観的かつ専門的観点から徹底的に吟味することを可能とするためである。

なお、本学は毎年 30 件以上の博士（理学）学位を授与しており、一方、エディンバラ大学でも本学に相当する数の博士学位を授与しているため、上記審査委員会の委員は、全て十分な研究指導の実績と学位を有していると言える。

(エ) 学位論文審査方法

学位論文の審査は、前述のとおり、両大学で組織される合同学位審査委員会を選出する内部及び外部審査委員が、提出された論文の一字一句まで吟味し、学位申請者と疑問点を議論するという徹底的な審査を行う。これは、これまでの本学大学院理学研究科で行われてきた、申請者による発表とそれに対する質問で進められる公聴会の審査形式とは異なるものである。また、ディプロマ・ポリシーに照らして、以下について評価・確認を行う。

- ① 倫理性
- ② 科学的論理性
- ③ 多様な学問的素養
- ④ 国際研究推進力
- ⑤ 専門的分野での研究成果

これらを踏まえてジョイント・ディグリー授与にふさわしいか、論文と人物を総合的に評価する。内部・外部審査委員は審査結果をとりまとめ、合同学位審査委員会に報告する。同委員会は、審査過程を精査し、問題がなければ審査

結果を受理して学位審査合格判定を行う。これを基に、名古屋大学とエディンバラ大学から単一の学位として「博士（理学）」の学位を授与する。

（オ）学位論文公表方法

当該博士学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットを利用して公表するとともに、当該博士学位を授与された日から1年以内に、当該博士学位の授与に係る論文の全文を公表する。

（七）教育・研究にあたっての安全と倫理審査の体制

本専攻の教育・研究を実施するにあたっての安全と倫理審査は、本学及びエディンバラ大学の規程を遵守して厳正に行うものとする。なお、協定書（案）第7条でも合意しているように、本専攻の学生が副大学に滞在する場合は、その大学の関連規程に従うこととする。エディンバラ大学は、「エディンバラ大学健康と安全の基本方針」及びUK Research Integrity Officeの「研究倫理規程」を遵守しており、その内容は本学の規程と同等以上のものである。

（ア）アイソトープ及びX線を使用する実験

アイソトープ及びX線を使用する実験に当たっては、放射線障害の防止に関する各種法令に基づいて制定された本学の規程【資料7：平成16年規程第81号】に基づいて行っている。実験開始前に教育訓練と放射線業務従事者特殊健康診断、実験開始後は加えて放射線被ばく線量の測定が義務づけられている。

なお、これまでに被ばく歴がある者は、被ばく線量証明書を提出するものとする。

（イ）組換えDNA実験

遺伝子組換えDNA実験については、本学の規程【資料8：平成16年規程第82号】に基づいて行っている。研究実施に当たっては、研究計画書により本学理学研究科長に申請し、実施場所（組換えDNA実験室）の委員会審査を経て承認を得る必要がある。

（ウ）動物実験

動物を使用する実験に当たっては、本学の規程【資料9：平成19年規程第71号】に基づいて、実験計画及び実験施設に関して事前に本学大学院理学研究科内の委員会の審査を経た上で本学理学研究科長の承認を得るとともに、実験従事者に対して事前に必要な教育訓練を行う。

（エ）病原体を扱う研究

ヒトの感染症の原因となる病原体（細菌、ウイルス、寄生虫、真菌、プリオ

ン等)を扱う実験を行う場合は、検疫法、家畜伝染病予防法、感染症法及び国立感染症研究所の「病原体等安全管理規程」、さらに、日本細菌学会が2008年4月に発行した、「病原体等安全取扱・管理指針」などに基づいて制定された本学規程【資料10：平成20年規程第107号】に従い、研究用の病原体の安全な取扱いと保管が行われている。また、名古屋大学バイオセーフティ委員会規程に基づき「名古屋大学バイオセーフティ委員会」を設置し、審査と管理に当たっている。

(オ) 有害化学物質(劇毒物等)を扱う研究

毒劇物などの有害化学物質を用いる研究を行う場合の安全性については、本学の規程【資料11：平成20年規定第1号】に基づき、運営支援組織である「環境安全衛生推進本部」の統括管理の下で担保されている。

(カ) 公正な研究活動の推進及び研究倫理の向上

公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、本学の規程【資料12：平成18年規程第22号】に基づき、研究倫理の向上に努めている。

7. 施設・設備の整備計画

両大学の施設・設備は次のとおり整っており、既存の学生及び本専攻の学生に対して十分な教育・研究を施すことができる。

(1) 名古屋大学

(ア) 講義室等の整備状況

本学大学院理学研究科では、既存の研究科内施設・設備で十分なスペースを確保しており、教育・研究を行う体制を整備し、教員・学生相互の交流も含めた総合的な研究体制と指導を充実させている。また、TVカンファレンスシステムも備えている。

理学図書室内には、大学院学生が教育・研究に取り組めるよう、閲覧席を142席設けており、また、グループ学習・研究に適した部屋も2室有している。その他図書館以外にも理学部A館の学生ラウンジ、各研究室内のミーティングスペース等の設備が整っている。

(イ) 研究機器の整備状況

各研究室には、基本的研究機器が備わっている。具体的には、各々の研究分野に必要な研究機器(電気泳動装置、細胞培養装置、遺伝子増幅装置、遠心機など)が整備されている。また、遺伝子実験施設には次世代シーケンサーを配置し、遺伝子解析などの支援設備も充実している。さらに、より効果的な実

験を行うため、トランスフォーマティブ生命分子研究所 (ITbM) 内のライブイメージングセンター、分子構造センター及び化合物ライブラリーセンターと緊密に連携体制をとり、各種生細胞イメージング顕微鏡、質量分析装置、化合物ライブラリーをはじめとする大型共通機器及びリソースを運用している。

(ウ) 図書等の整備状況

本学理学図書室は、図書 (211,720 冊。製本雑誌を含む。)、雑誌 (3,290 種) を所蔵しているほか、電子ジャーナル (30,880 種)、電子書籍 (95,569 種)、各種データベース (50 種) を全学的に提供しており、基盤的・先端的な教育・研究に役立てている。さらに、各分野 (研究室) からの推薦、大学院学生等からの購入希望も随時受付けており、専門書の拡充に努めている。

さらに、理学図書室に 6 台、理学部 A 館のサテライトラボに 54 台のパソコンが設置されており、学術情報検索に利用されている。また、無線 LAN により、持参パソコンのネットワーク接続も可能である。本学大学院理学研究科では、各分野 (研究室) にも、専門領域の図書、雑誌を所蔵している。なお、本学では、学内に所蔵していない雑誌論文を無料で取り寄せるサービスを実施しており、大学院学生など若手研究者が頻繁に利用している。

(2) エディンバラ大学

(ア) 講義室等の整備状況

主に大学院の研究施設としては King's Building キャンパスの Michael Swann Building と Darwin Building が使用される。Darwin Building は地下 1 階、地上 9 階建ての施設であり地下は発酵槽室やワークショップルーム、1 階から 4 階は講堂や各事務室、5 階から 8 階は各研究室やセミナールーム、最上階の 9 階は加圧滅菌室となっており、事務部門と研究室施設が一体化した造りになっている。隣接し、一部の階で連結している Michael Swann Building もほぼ同じ配置である。

(イ) 研究機器の整備状況

各研究室には、本学と同等かそれ以上の基本的研究機器が備わっている。これに加え、いくつかの共通設備施設が整備されており、例えば Centre Optical Instrumentation Laboratory (COIL) には共焦点顕微鏡をはじめとする各種蛍光顕微鏡が配備され、Edinburgh Super-resolution Imaging Consortium (ESRIC) においては PALM, STORM, STED, SIM などの超解像顕微鏡装置を集中的に管理運用している。Bioinformatics Core Facility では次世代シーケンサーやデータ解析の専門家を配置するなど、バイオインフォマティクスの支援体制も充実している。さらに、Transgenic service facility で幹細胞の遺伝子操作を、The Edinburgh Protein Production Facility (EPPF) ではタンパク質精製を支援している。

8. 入学者の選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

入学者の選抜にあたり、エディンバラ大学との協議の中で合意した以下のアドミッション・ポリシーを定め、これに従った募集要項を作成し、国内外に広く募集する。両大学の入学資格を満たす学生を対象として、両大学の教員で構成される合同入学審査委員会を設置し、入学審査を行う。

○アドミッション・ポリシー

理学を中心とする自然科学に関する高い学問的素養と論理的思考力を備える一方で、多様な文化・環境への高い関心と適応力を持ち合わせた人材を求める。環境・文化の異なる 2 つの大学で共同学位の取得を強く希望し、将来は理系分野での専門性を活かし、グローバル社会を牽引するリーダー的人材になるなどのビジョンを持つ者が望ましい。

(2) 出願資格

本専攻への入学希望者は本学もしくはエディンバラ大学へ入学を申請する。入学希望者は両大学の出願資格を満たすものとする。入学申請を受けた大学は、当該大学の既存の出願資格と照らして問題が生じないかを審議し、その後、入学希望者の情報を連携大学に送り、連携大学の出願資格にも合致することを確認する。両大学の出願資格は次のとおり。

<名古屋大学大学院理学研究科出願資格>

1. 本学大学院又は日本の他の大学院で修士の学位を授与された者
2. 外国において修士の学位を授与された者
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位を授与された者
4. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位を授与された者
5. 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
6. 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達する者

<エディンバラ大学大学院 PhD コース出願資格>

1. 英国内において、入学しようとするプログラム領域に関連する分野の学位（理学系の分野を想定）を優秀な成績で授与された者

2. 外国において前項と同等の学位を授与された者

上記 1、2 の条件のうちいずれかを満たし、エディンバラ大学の定める英語力を満たす者

英語能力について下記のいずれかを満たす者

- ・ IELTS Academic: スコア 6.5 以上 (各セクションで 6.0 以上のスコアであること)
- ・ TOEFL-iBT: スコア 92 以上 (各セクションで 20 以上のスコアであること)
- ・ Pearson Test of English: スコア 61 (各セクションで 56 以上のスコアであること)
- ・ Cambridge CAE (Certificate of Advanced English) もしくは Cambridge CPE (Certificate of Proficiency in English) : スコア 176 以上 (各セクションで 169 以上のスコアであること)

(3) 入学審査

年 2 回、4 月と 10 月の入学時期に先立ち、本学理学研究科長、UoE 理工学部長、指導教員候補者及び A.C. から成る合同入学審査委員会を編成し、(1) のアドミッション・ポリシーを基に、各専門領域の研究遂行にふさわしい基盤的知識、理解力及び語学力について、出願書類による審査と口頭試問を行い、2 国間での履修に問題が生じないかを両大学合同で評価し、審査する。具体的には、ある候補者について主大学となる側の大学で審査を行ったあと、合同入学審査委員会及び本学理学研究科委員会の議を経て入学を決定する。合同入学審査委員会については、スカイプや TV 会議システム等を利用して行うことも可能とする。

なお、本学大学院理学研究科素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻及び生命理学専攻あるいはエディンバラ大学の School of Physics, School of Chemistry, School of Biological Science に 1 年以上所属する学生で、2 年次から本専攻に参加を希望する学生がいる場合は、所属専攻における成績、本専攻における 1 年次末レポートと同等の書類及び研究計画の提出を求め、「1 年次口頭試問 (“The First-year Defense”）」を行った上で、本専攻学生と同等以上の能力が確認された場合は編入を認める。

(4) 入学定員

入学定員は 2 名とする (収容定員 6 名)。

当該収容定員は、母体となる本学大学院理学研究科の素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻及び生命理学専攻の収容定員の内数として設置すること及び教

員・研究体制の規模から判断して、博士課程後期課程のきめ細やかな研究指導を十分に行える定員とした。「学生の確保の見通し等を記載した書類」にあるように、本専攻の学生は確保できる。大学ごとの入学定員については、教員の指導体制を考慮し、1名とする。

なお、両大学の学生数は、年ごとには正確に等しくなくても構わないが、本専攻の運営期間を通して均衡を保つよう両大学で検討し、不均衡がある場合は調整する。

(5) 入学希望者への情報提供

入学希望者への情報提供は、両大学の学部生及び修士学生にパンフレットなどを配布して積極的に行うとともに、学外の学生にも受験要領の配布やウェブサイトでの情報公開などにより積極的に周知する。既にエディンバラ大学と本学理学部の間で学生派遣交流が行われており、エディンバラ大学の学生にはこの滞在中にも情報提供を積極的に行う。

9. 管理運営

(1) 研究科長及び専攻長

本学大学院理学研究科を代表してその業務を掌握し、管理運営に関する最終的な責任及び権限を有する執行機関に相当する職として研究科長を置き、その下に本専攻の専攻長を置く。専攻長は、専攻内のカリキュラムと学生への指導、学生募集、リクルートを含めた運営全体を統括する。

(2) 合同運営委員会

両大学間に関連する協議事項は「5. 教員組織の編成の考え方及び特色」において述べた本専攻の合同運営委員会において決定される。合同運営委員会は本学理学研究科長、UoE 理工学部長、コース長、A.C.及び名古屋大学所属の本専攻長により組織する。

(3) 合同学位審査委員会

両大学で共同して学位審査を行うための合同学位審査委員会を置く。本委員会は、両大学の指導教員、国際連携理学専攻長、本学理学研究科長、UoE 理工学部長、内部審査委員（“Internal Examiner”）及び外部審査委員（“External Examiner”）で構成する。内部及び外部審査委員は合同学位審査委員会によって選出され、正副指導教員は就任できないものとする。内部審査委員は両大学から、外部審査委員は、主大学以外の教育・研究機関から選出する。当該審査委員による論文審査後、合同学位審査委員会へ結果報告を行い、同委員会が学位の可否を判定する。

(4) 合同入学審査委員会

本学理学研究科長、UoE 理工学部長、指導教員候補者及び A.C.から成る合同入学審査委員会を編成し、アドミッション・ポリシーを基に、各専門領域の研究遂行にふさわしい基盤的知識、理解力及び語学力について、出願書類による審査と口頭試問を行い、2 国間での履修に問題が生じないかを両大学合同で評価し、審査する。

(5) 事務体制

本専攻の事務は、本学理学部・大学院理学研究科・多元数理科学研究科・教務学生係及び各専攻事務室の担当者、エディンバラ大学 Academic Affairs Office, College of Science & Engineering 及び各学科教務担当者が担う。既に学生・研究員の相互派遣・受入などの交流実績を積み上げており、また、語学に堪能な事務職員を配置していることから、事務体制に不安は無い。

10. 自己点検・評価

(1) 名古屋大学における自己点検・自己評価

名古屋大学計画・評価委員会規程に基づき、総長により指名された理事を長として、各部局の長から構成された定期的な委員会により、中期目標・計画及び年度計画の立案、認証評価、自己点検・評価に関することを審議している。さらに、名古屋大学運営支援組織規程第 2 条第 2 項第 3 号の規定に基づき組織された「評価企画室」において、毎年、各部局で作成する教育研究活動等の実績報告書を分析・検証し、次年度の中期計画・年度計画における部局の運営改善に反映させている。また、「国立大学法人法」に基づく法人評価や「学校教育法」に基づく認証評価においても「評価企画室」を中心として、大学全体の点検・評価に必要な情報収集・調査・分析を行い、それらを踏まえた部局での評価作業の支援を実施している。

(2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

教員の個人評価については、毎年、大学が定める時期に過去 1 年間の業績評価を実施している。評価項目は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理運営」の 4 領域に分類している。また、各教員は、上記「評価企画室」が運用する教員データベースに業績等のデータを入力し、評価書等の業績リストとして活用することも可能である。入力した教員データベースの業績等のデータは、本学教員検索ページで web 公開される。

(3) 国際連携専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価

本専攻の自己点検評価として、両大学の指導教員は学生の研究進捗に関して年次ごとに研究指導報告書を提出し、教育・研究の内容や研究進捗に問題がな

いか等について両指導教員間で協議する。合同運営委員会では学生の研究進捗を把握するとともに、本専攻の教育・研究活動が当初の設置理念に沿ったものとなっているか、入学者選抜、管理運営状況に問題がないかなどを検討する。合同運営委員会はテレビ会議システムを利用し、自己点検評価を年2回行う。

外部評価として、本専攻開始後3年ごとに両大学の代表者が指名する有識者から成る共同の外部評価委員会を設置する。外部評価委員会からの評価を合同運営委員会で詳細に検討し、今後の変更点を文書として外部評価委員会に回答するとともに、ウェブサイトで公表する。この自己点検評価と外部評価を本専攻の教育・研究及び運営に反映させる。

1 1. 連携外国大学について

連携外国大学であるエディンバラ大学は、スコットランドでも最も古い大学の一つとして Ancient University に数えられるため、学位授与を含め、その自治・権限が幅広く認められており、その根拠は1858年施行の“Universities (Scotland) Act 1858”に拠る。以下該当箇所(第5条)のみ抜粋する。

5 Powers of the senatus academicus and principal.

The senatus academicus of each of the said Universities shall consist of the principal or principals and whole professors in each University, and shall possess and exercise the powers heretofore belonging to a senatus academicus in so far as the same are not modified or altered by or in pursuance of the provisions of this Act, and shall superintend and regulate the teaching and discipline of the University, and administer its property and revenues, subject to the control and review of the University court, as herein-after provided; one third of the senatus shall be a quorum; and the principal, or the senior principal if more than one, shall be the ordinary president of the senatus academicus, with a deliberative and casting vote; and the principal shall be bound to undertake and perform such duties of teaching and lecturing as may be assigned to him by the Commissioners herein-after appointed during the continuance of their powers, and thereafter by the University court.

また、エディンバラ大学は、他大学との共同学位授与について、当該大学の学位規程で定めており、国際連携教育課程の実施が制度的に認められている。本規程についても以下に抜粋して示す。

Collaborative Degrees

39. The University of Edinburgh and one or more partner universities can collaboratively offer a research degree programme. This can be awarded jointly. The University maintains a repository of approved collaborative degrees.

(Postgraduate Degree Programme Regulations 2014/15)

1 2. 協議及び協定について

(1) 合同運営委員会における協議

合同運営委員会はテレビ会議システムを利用し、自己点検評価を年 2 回行う際に、併せて両大学間における問題の把握と解決に向けた協議を行い、円滑な運営を図る。

(2) 両大学の指導教員間における協議

両指導教員は、随時連絡を取りながら学生の研究進捗を評価し、協議の上、年 1 回学生の研究進捗をレポートとしてまとめ、合同運営委員会に提出する。合同運営委員会は、必要に応じて両指導教員の研究指導に助言を与える。

(3) 協定について

本専攻の設置については、2016 年度初頭に本学理学研究科長、エディンバラ大学副学長（国際担当）が協定書（案）に署名し、合意に至る予定である。なお、エディンバラ大学においては、学内の方針に基づき、ジョイント・ディグリーに係る協定の承認及び協定書への署名は副学長（国際担当）が行っており、今回もそれに倣っている。このことから両者が両大学の責任ある意思決定者であることは明確である。

(4) 不測の事態が生じた場合の連絡体制及び手続き

不測の事態により、本専攻の運営及び学位授与が困難となった場合は、合同運営委員会で協議を行い、問題の解決を図るが、在籍中の学生が不利益を被ることのないよう主指導教員の属する大学の裁量により、既存専攻への転専攻の後に単独大学による学位授与を考慮する。

13. 情報の公表

名古屋大学は、学術活動の基本理念として「学術憲章」を定め、この中の「大学運営の基本方針」により、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たし、教育の質の向上を図る観点から、多方面にわたる情報を本学ウェブサイトに公表している。本専攻に関わる情報も同様に本学ウェブサイトに公表される。

本学ウェブサイト <http://www.nagoya-u.ac.jp/>

(学術憲章 <http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/declaration/charter/>

トップ>大学の概要>学部・研究科>学術憲章／宣言など>学術憲章)

本研究科の教育理念・研究組織・授業科目等についても、研究科ウェブサイト <http://www.sci.nagoya-u.ac.jp/> に公開している。

① 大学の教育・研究上の目的に関すること

大学、大学院、学部、研究科の目的をそれぞれ、大学通則、大学院通則、

各学部規程、各研究科規程でそれぞれ定め、大学の規則集を本学ウェブサイトに公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/rule/>)

トップ>大学の概要>学部・研究科>中期目標・中期計画・評価／情報公開・公表事項など>名古屋大学規則集)

② 教育・研究上の基本組織に関すること

学部・研究科／研究施設等について、各組織の情報を本学ウェブサイトに公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/org/sch-list/>)

トップ>大学の概要>学部・研究科>組織／学部・研究科など>学部・研究科／研究施設など)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員の教育・研究活動の成果として、教員プロフィールを公開し、各教員の学歴、職歴、学位、専門分野、研究業績、学会活動、受賞、担当科目等を本学ウェブサイトに公表している。

また、教育・研究成果情報、教員数の情報も本学ウェブサイトに公表している。

名古屋大学教員情報検索 <http://profs.provost.nagoya-u.ac.jp/view/>

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/public-relations/researchinfo/>)

トップ>大学の概要>学部・研究科>大学広報>研究教育成果情報)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/history-data/figure/>)

トップ>大学の概要>学部・研究科>歴史／各種データ>数字で見る名古屋大学)

職員数（役員等数、教職員数）

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/research/re-search/re-search/>)

トップ>研究／産学官連携>教員検索>教員情報検索)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

学部入学者選抜方法の概要、大学院入試、就職関連情報、入学者数、卒業学生数、学者数、就職者数等について、各情報を本学ウェブサイトに公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/admission/> トップ>入学案内)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/history-data/figure/>)

トップ>大学の概要/学部・研究科>歴史/各種データ>数字で見る名古屋大学)

(卒業・修了者数、進学・就職状況)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/career/>

トップ>教育/キャンパスライフ>就職関連情報)

(就職関連情報)

⑤ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

シラバスを各学部・研究科ウェブサイトで、科目ごとの必要単位数、学位等に関し規則集を本学ウェブサイトに公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/org/sch-list/>

トップ>大学の概要/学部・研究科>組織/学部・研究科など>学部・研究科/研究施設など)

□全学教育シラバス

<http://www.ilas.nagoya-u.ac.jp/~kyoikuin/syllabus/syllabus2015/syllabus-top.html>

□名古屋大学全学教育科目規定

<http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110000302.htm>

□名古屋大学学位規定

<http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110000284.htm>

⑥ 校地・校舎等の施設及びその他の学生の教育・研究環境に関すること

アクセス、各キャンパスのマップ、サークル活動、学生宿舎、福利厚生施設等について、情報を本学ウェブサイトに公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/access/>

トップ>交通アクセス)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/access-map/>

トップ>キャンパスマップ)

□名古屋大学施設管理部 <http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/>

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/>

トップ>教育/キャンパスライフ)

⑦ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料、寄宿舎料等の額及び徴収方法について、名古屋大学授業料等の料金に関する規程で定め、大学の規則集を本学ウェブサイトに公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/admission/interest/tuition/>

トップ>入学案内>受験生が知りたい学生生活>授業料について)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/rule/>)

トップ>大学の概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開・公表事項など>名古屋大学規則集)

□名古屋大学授業料等の料金に関する規程

<http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110000238.htm>

⑧ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと

本学における学生相談、メンタルヘルス相談、就職相談の体制を充実させ、豊かな学生生活の実現のために設置されている学生相談総合センター及び国際教育交流センター・アドバイジング部門について、情報を本学ウェブサイト
に公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/academics/campus-life/consult/>)

トップ>教育/キャンパスライフ>学生生活>学生相談/メンタルヘルス/
就職相談/障害学生支援)

□学生相談総合センター <http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>

□国際教育交流センター・アドバイジング部門

<http://acs.iee.nagoya-u.ac.jp/program/introduction.html>

⑨ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、
学則等各種規則、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、
自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

学則等各種規程、中期目標・中期計画、年度計画、法人評価、認定評価、法
令等に基づく公表事項、財務諸表等について、各情報を本学ウェブサイト
に公表している。

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/rule/>)

トップ>大学の概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開・
公表事項など>名古屋大学規則集)

□名古屋大学規則集 <http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/>

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/mid-obj/>)

トップ>大学概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開・
公表事項など>中期目標/中期計画/年度計画/評価)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/public-subject/>)

トップ>大学概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開・
公表事項など>法令の基づく公表事項)

(<http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/objectives/financial-affairs/>)

トップ>大学概要/学部・研究科>中期目標・中期計画・評価/情報公開・
公表事項など>財務諸表など)

1 4. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本専攻が教育・研究上の目標を達成し、今後も継続的に教育水準の維持向上を図るために、学生へ定期的にアンケートを実施する。これにより、研究指導の質、教員の熱意、副大学への派遣時期・期間の適切さ、今後の研究への有用性などを調査し、その結果を教員へフィードバックすることで、常に教員の資質の維持向上に努めていくこととする。

1 5. 学生への経済的支援の取組

入学料・授業料は主大学のみが徴収し、副大学の入学料・授業料は徴収しない。本学を主大学とする学生には、本学大学院理学研究科から旅費・滞在費の一部を支援する。エディンバラ大学を主大学とする学生には、エディンバラ大学において支給されているグラントから旅費・滞在費等を負担する。また、名古屋大学が受け入れるエディンバラ大学からの学生に対しては、優先的に宿舎を配備するものとする。

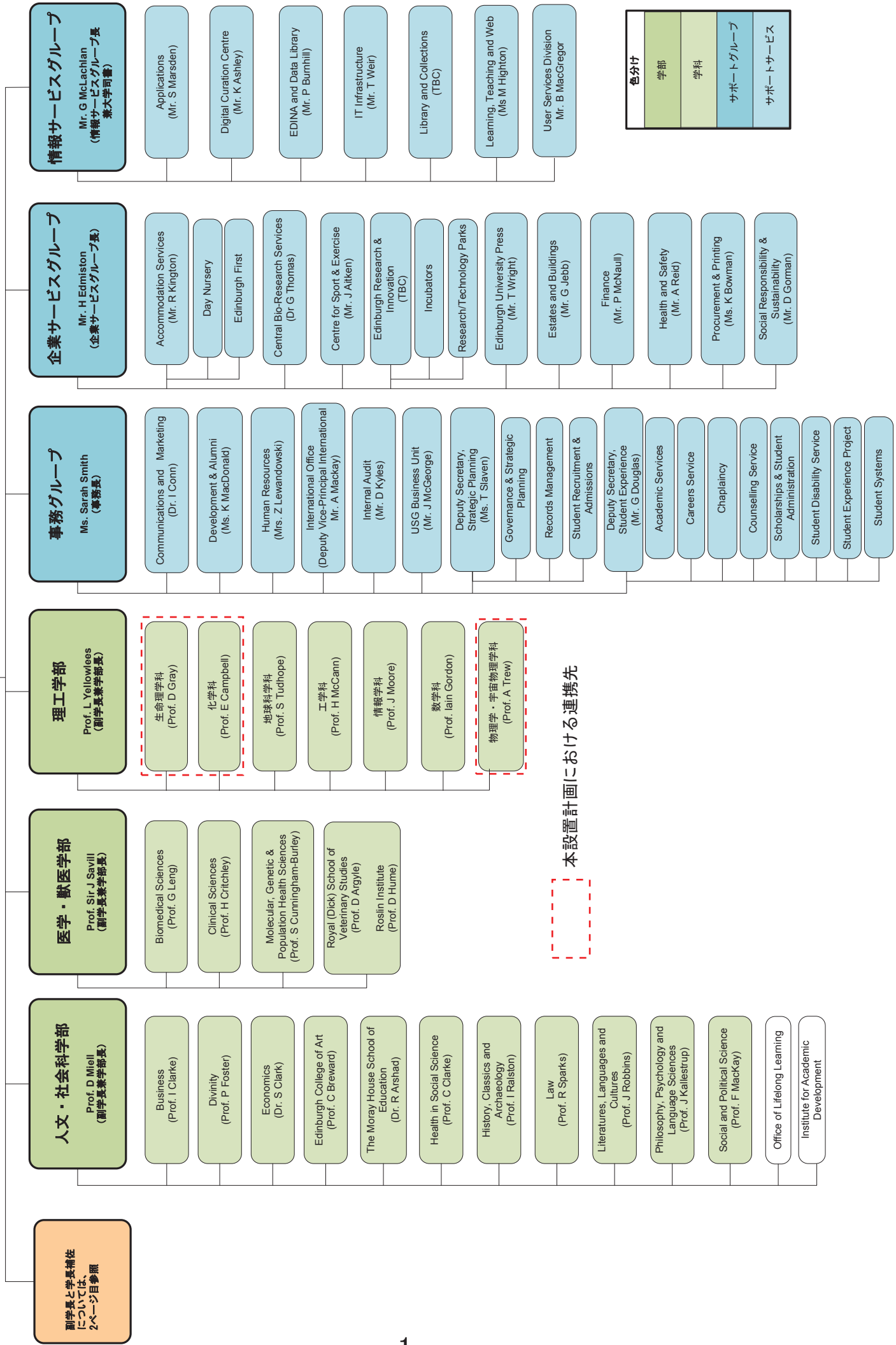
資 料 目 次

- 資料 1 エディンバラ大学組織図
- 資料 2 学位記の様式
- 資料 3 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻設置構想
- 資料 4 名古屋大学職員就業規則
- 資料 5 履修モデル
- 資料 6 博士学位審査体制
- 資料 7 名古屋大学放射線安全管理規程
- 資料 8 名古屋大学組換えDNA実験規程
- 資料 9 名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程
- 資料 10 名古屋大学研究用微生物安全管理規程
- 資料 11 名古屋大学化学物質等安全管理規程
- 資料 12 名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

エディンバラ大学 組織図

2015年4月現在

学長
Prof. Sir T O'Shea



本設置計画における連携先

色分け
学部
学科
サポートグループ
サポートサービス

学位記

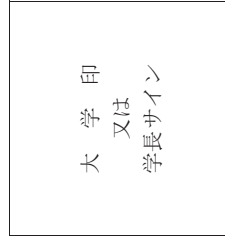
氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

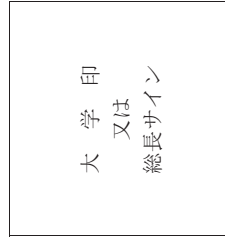
名古屋大学及びエディンバラ大学の間でX年X月X日に締結された協定に基づき名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（理学）の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日

エディンバラ大学



名古屋大学



DEGREE OF DOCTOR OF PHILOSOPHY

By the authority of the senates of the University of Edinburgh and Nagoya University having fulfilled the requirements of the ordinances and regulations of these degree awarding bodies

Forename(s) Surname

was admitted to the jointly awarded Degree of Doctor of Philosophy
in International Collaborative Programme in Science
on the Twenty Seventh day of June
Two Thousand and Sixteen.



Timothy M.M. O'Shea

Professor Sir Timothy O'Shea
Principal and Vice-Chancellor

President

Lasley J. Yellowlees

Professor Lasley J. Yellowlees
Head of the College of Science and Engineering

Dean of Graduate School of Science

Sarah J. Smith

Sarah J. Smith, Secretary

INTERNATIONAL COLLABORATIVE PROGRAMME
IN SCIENCE
BETWEEN THE UNIVERSITY OF EDINBURGH
AND NAGOYA UNIVERSITY

1

名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻
設置構想

UNIVERSITY OF EDINBURGH

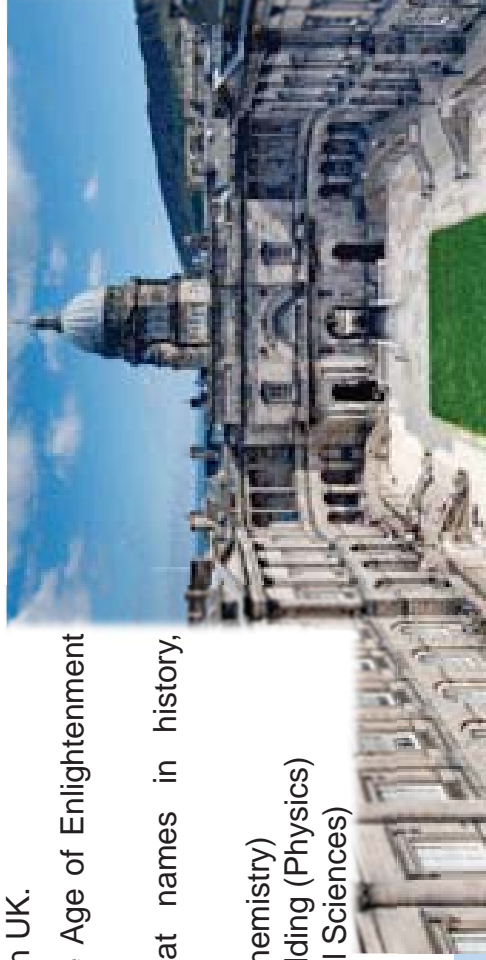
A University Steeped in History...

-Founded in 1582, by Royal Charter, it is one of 7 extant ancient universities in UK.

-Played a major role in the Age of Enlightenment in Western Europe.

-Has nurtured many great names in history, reflected in its buildings:

- Joseph Black** Building (Chemistry)
- James Clerk Maxwell** Building (Physics)
- Darwin** Building (Biological Sciences)



... with an Eye Focused on the Future

-Separated into 3 Colleges, comprising 22 schools, hosting >33,600 students

-Award winning International Office, shortlisted for Outstanding International Strategy

-Interdisciplinary research is encouraged through numerous research centres, including:

- Wellcome Trust for Cell Biology**
- Higgs Centre for Theoretical Physics**
- Centre for Science at Extreme Conditions**

College of Science and Engineering

- Hosting 2,700 staff and over 8,000 students
- The College has produced **8** Nobel Laureates

School of Physics and Astronomy

- Hosts 4 multi-disciplinary research centres
- Recognized in the 2014 Research Excellence Framework in partnership with the University of St. Andrew's

School of Biological Sciences

- Consistently ranked in the world top 25 universities for biological science
- £25.7 million funding to create a new biology complex with world-leading laboratory space

School of Chemistry

- In 2013, the University celebrated 300 years of Chemistry at Edinburgh
- EaStChem brings together Scotland's two leading Chemistry Departments of Edinburgh and St. Andrews

Graduate School of Science, Nagoya University

Excellence in Research and Education



International Research Bases

Outstanding research environments provided by ITbM, KMI, RCMS and other affiliated research centers

Nobel Laureates

- Nobel Prize in Chemistry
Prof. Noyori (2001) and Prof. Shimomura (2008)
- Nobel Prize in Physics
Prof. Maskawa (2008) and Prof. Kobayashi (2008)



G30 International Programs

- Master's and Doctoral degree courses taught in English
- *Physics and Mathematics Graduate Program
- *Chemistry Graduate Program
- *Biological and Bioagricultural Graduate Program

Education/Research Competitive Grant Programs

- 21st Century COE (Centers of Excellence) Program (2002~2008)
- Global COE Program (2007~2013)
- Programs for Leading Graduate Schools (2011~)
- Integrative Graduate Education and Research Program in Green Natural Sciences
- Leadership Development Program for Space Exploration and Research
- PhD Professional: Gateway to Success in Frontier Asia



Existing Research Collaboration

Nagoya Univ.



Hisanori
Shinohara

Thermal radiation and laser fragmentation
dynamics of some endohedral
metallofullerenes

Joint Papers in *J. Chem. Phys.* etc.



Kunio
Awaga

Organic Electronics of Highly-Correlated
Electron Systems

Joint Papers in *Chem. Sci.* etc.
JSPS Core-to-Core Program



Gohta
Goshima

Chromosome Segregation during Female
Meiosis in Flies

Joint Paper (submitted)



Yasuomi
Tada

Redox Regulation of Gene Expression in Plant
Immunity

Joint Papers
International Exchanges Scheme 2014/R2 (INC CNRS)



Toru
Iijima

Long Baseline Neutrino Oscillation Experiment
Using J-PARC Neutrino Beam and Hyper-
Kamiokande, and B Factories

Joint Papers in *Prog. Theo. Experi. Phys.* etc.

Univ. of Edinburgh



Eleanor
Campbell



Neil
Robertson



Hiroyuki
Ohkura



Steven
Spoel



F. Muheim

Agreements for Student and Research Exchanges

		
<p>2013</p>	<p>Graduate School of Science, and School of Science NU</p>	<p>College of Science & Engineering, and School of Chemistry UoE</p>
<p>2014</p>	<p>Kobayashi-Maskawa Institute for the Origin of Particles and the Universe NU</p>	<p>Higgs Centre for Theoretical Physics UoE</p>
<p>2014</p>	<p>NU</p>	<p>UoE</p>

People in Partner Universities

Nagoya Univ.



Dr. Simon Dalglish

Designated Assistant Professor in NU
Young Leaders Cultivation Program
PhD at UoE in 2010



Dr. Louisa Reissig

Designated Assistant Professor in IGER,
a Program for Leading Graduate School,
PhD at UoE in 2010

Univ. of Edinburgh

Exchange student
from NU in 2015-16



Ms. Mika Nomoto

Exchange students
from UoE in 2015-16



Ms. Kathleen Bell



Ms. Kirstin Buchanan



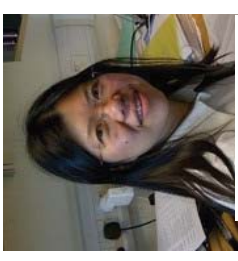
Prof. Hiroyuki Ohkura
The Wellcome Trust Centre for Cell Biology



**Dr. Ryu-suke
Nozawa**



**Dr. Mio
Nonaka**



**Dr. Kumiko
Samejima**



**Prof. Neil
Robertson**

Visiting Professor at NU in 2008

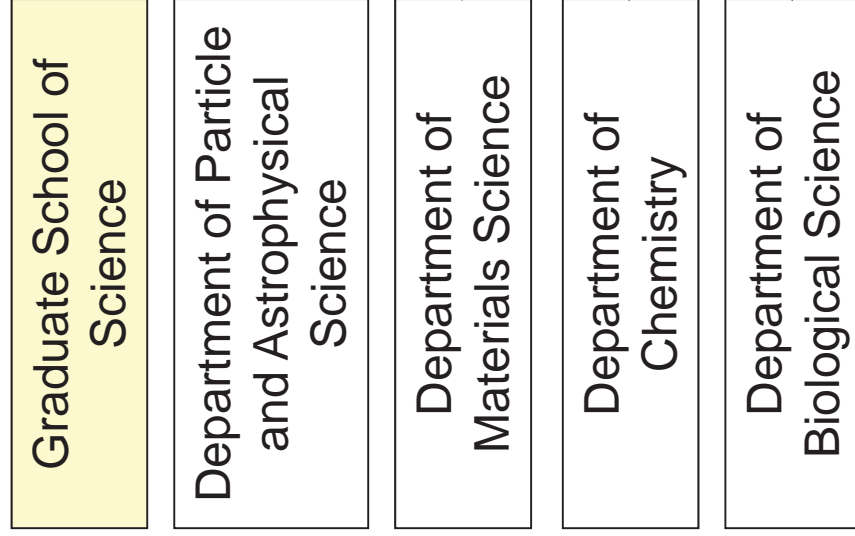


Prof. Michio M. Matsushita

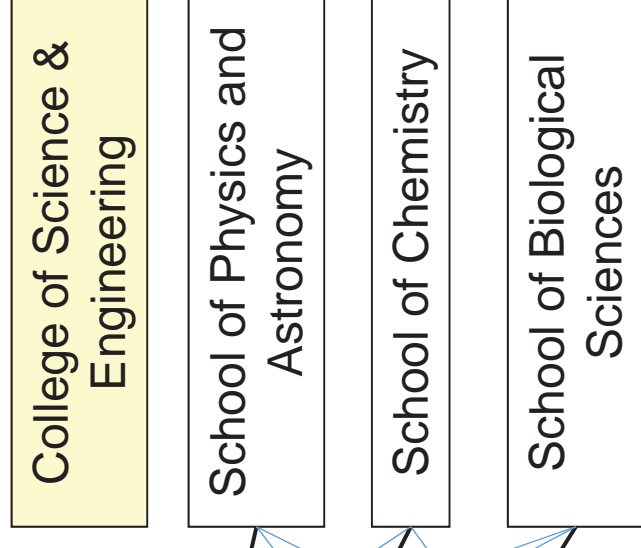
Research Stay at UoE in 2008

International Department for Joint-Degree Programme

Nagoya Univ.



Univ. of Edinburgh

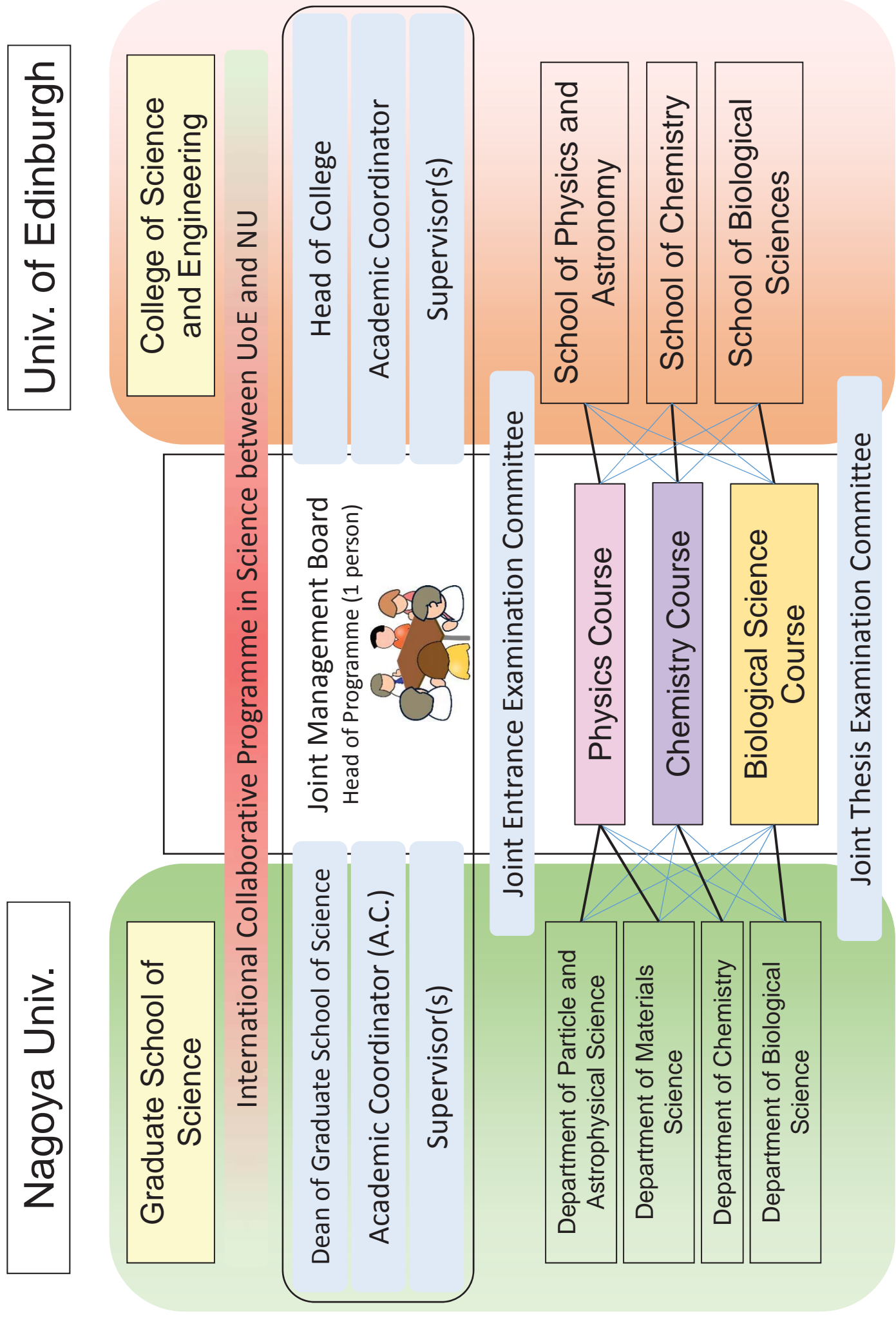


1
Foundation Year

2
International Year

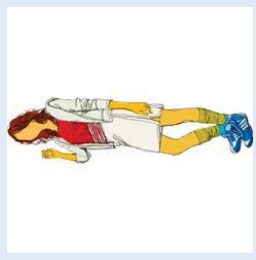
3
Finalization Year

Structure of International Collaborative Programme



Physics Course

Enrollees



Holders of a Master's degree or its equivalent in physics or closely related fields.

Highly-motivated students for international collaborations to explore the leading edge of the physical sciences.

Physics is the foundation of all science fields, spanning the smallest worlds of elementary particles and materials to the vast universe. The revolutionary development of experimental and computational technologies brought us breakthrough findings such as the Higgs boson, dark energy, and the high temperature superconductivity, heralding a new era of physics. Under these circumstances, it is urgently desired to nurture the new generation of physicists with high level of qualifications, who are passionate, innovative, and global-minded. The goal of this course is to train young and ambitious students to work at the forefront of physics research through international collaborations by utilizing the strengths and academic assets of both sides of NU and UoE.

Strength of NU

Highly competitive R&D
Leading the international collaborations such as high-energy and space missions with its unrivaled R&D capability.

Interdisciplinary researches

Diverse research groups working on cross-disciplinary subjects such as spintronics and biophysics, crossing the border with engineering, biology, and chemistry.

Flagship of international research-education centers

International research and education programmes such as KMI and G30 courses.

Strength of UoE

Strong research networks
Forming an alliance with domestic universities, UoE bolsters its strength at the forefront of science and education.

High performance computing facility

EPCC, an independent supercomputing facility leading the effective exploitation of novel computing throughout industry, academia and commerce

Flagship of interdisciplinary and international research centers

Developing centers of excellence such as PHYESTA and the Centre for Science at Extreme Conditions

Graduates



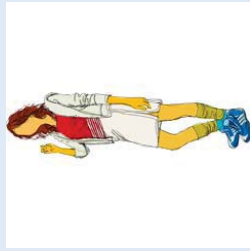
Internationally competitive researchers who can pioneer new fields in science, equipped with the solid skills and knowledge of physics nurtured in the course.

International Educators who can pass on the diverse knowledge of modern physics to the future generation.

Internationally active professionals with a high level of proficiency in front-end technology and computational skills fostered in the course.

物理学系コース

入学者



物理学系のバックグラウンドを持つ修士号取得者、あるいはこれと同等の学力を持つ者。

物理学分野における国際共同研究教育へ参加し、新しい学術フロンティアの開拓に意欲がある者。

物理学系コース

コース内容： 極小のスケールの素粒子から、物質、そして極大のスケールの宇宙までを対象とする物理学は、自然科学の基盤であるとともに、近年、実験・観測技術の革新的進歩や数値計算技術の発展などによって、ブレイクスルーの時期を迎えている。ここでは、ヒッグス粒子やダークエネルギー、高温超伝導物質などの発見を受け、革新的な基礎・応用研究や国際性豊かな人材育成が期待されている。本コースでは、NUとUEの相補性を活かした物理学分野での国際共同研究教育を通じて、物理学分野の学術を発展させるとともに、次世代の国際的な物理学者を育成する。

NUの強み

- ・高度な最先端技術開発力
大規模国際協力で実施している素粒子実験やスペース実験などにおいて、高度な技術開発力で世界をリード。
- ・学際分野での基礎・実践研究
スピントロニクスなど、工学と理学にまたがる研究や、生物物理など、学際分野における研究を強力に実施。
- ・国際的物理学研究教育拠点
KMIを中心とした、素粒子宇宙物理学の国際研究拠点を持つとともに、G30による国際教育を実施。

UEの強み

- ・研究ネットワークの形成
近郊の大学を含めた研究ネットワークを形成し、実験・理論・シミュレーショングループが密接に連携
- ・高性能コンピューティング
従来の分野を越え、高性能並列計算の技術移転のための独立専攻を持ち、計算物理で世界をリード。
- ・分野横断的国際研究拠点構築
極限領域や理論物理、宇宙生物学などの国際研究拠点を構築し、新たな分野創成を目指している。

修了者



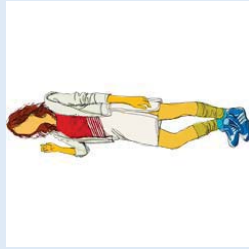
物理学の確固たる基礎力を身につけ、勇気を持って新たな物理学フロンティアを切り開く国際的な研究者。

物理学の体系としての知識と技術を、基礎から応用に至まで次世代に伝えることのできる、国際的物理学教育者。

物理学の最先端技術や計算能力を高いレベルで習熟した、国際高等職業人。

Chemistry Course

Enrollees



Applications are welcome from students holding a Master's degree, or academic equivalent, with a background in chemistry.

Applicants should be willing to participate in advanced collaborative research and education in chemistry, with an international mindset.

Chemistry is a science dedicated to the understanding of nature at the atomic and molecular level, and pursues the discovery and development of novel and useful substances based on this understanding. In addition to studying substances for the broad chemical field, spanning materials science to the life sciences, chemists are expected to develop and nurture human resources to realize a sustainable society. In this course, through advanced chemical research and education, and by international collaboration, we aim to develop international chemists for the next generation, by utilizing the complementarity of NU and UoE.

Graduates



Students graduating from this course will be well qualified to conduct advanced research, pursuing new frontiers in the chemical sciences, on an international stage.

Graduating students will serve as educators, passing on knowledge and techniques from their global training, to develop a future society.

Such students will be capable of pursuing international careers that benefit from training in advanced techniques, highly specialized in chemistry.

Strength of UoE

Group constitution for problem solving

Research groups are organized to solve particular problems in e.g. energy, environment, etc.

Groups in diverse research areas

UoE covers a wider research landscape than NU, such as chemical biology and solid-state inorganic chemistry.

International base of education and research

- International base of education
- UoE hosts many foreign students, and helps nurture and evaluate English literacy in the graduate school.

Strength of NU

Focused on fundamental research

Research and education within the academic groups specializing in the different chemical fields, such as inorganic chemistry, organic chemistry, physical chemistry and biochemistry

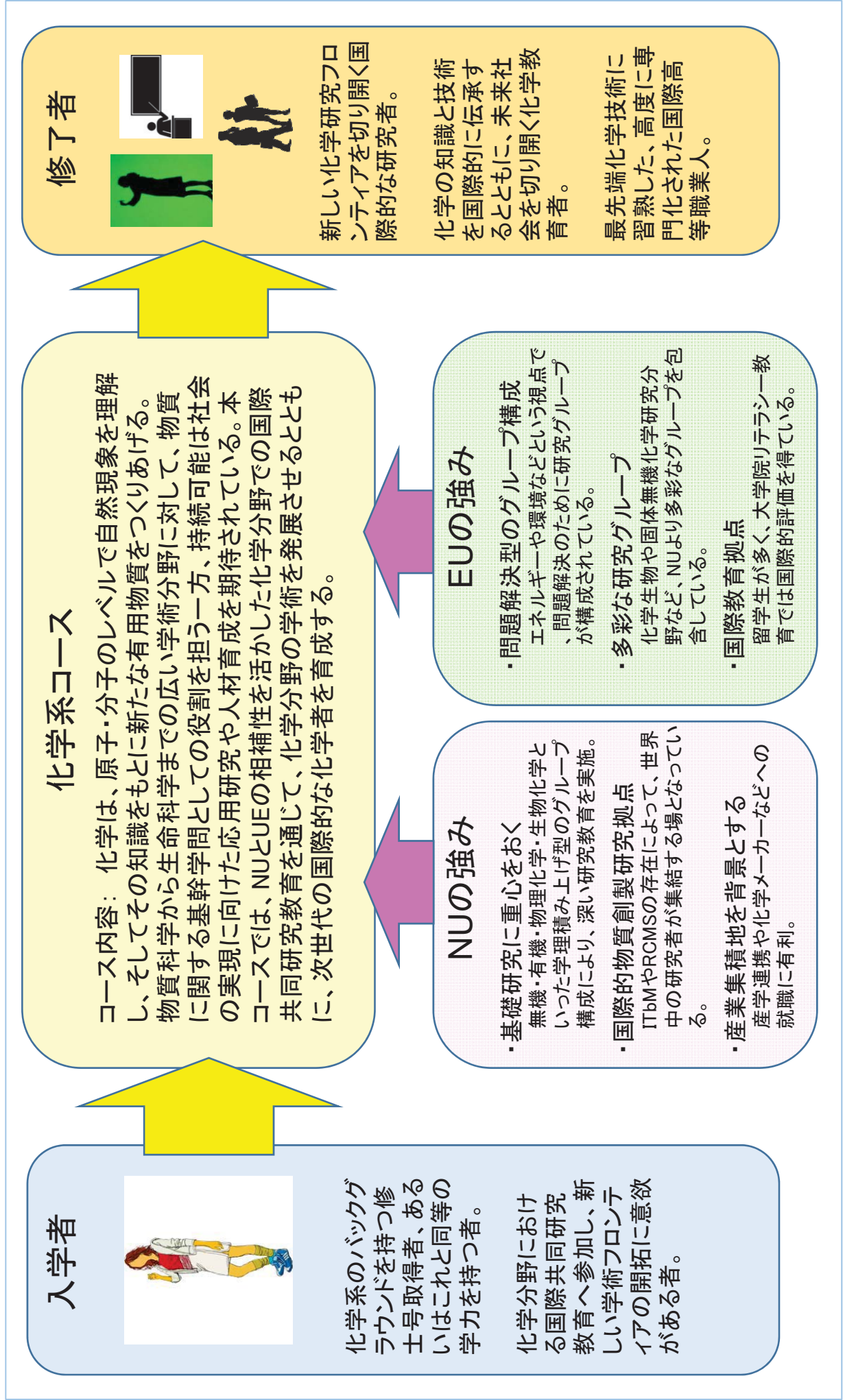
International research base of materials science

Outstanding research environments provided by ITbM and RCMS to attract researchers from all over the world

Neighboring in the area of concentrated industry

- Advantageous to industry-academia collaboration and to finding employment
- Strong links to industry, concentrated in the region
- Beneficial to industry-academia collaboration and to finding employment

名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻 化学系コース



Biological Science Course

Enrollees

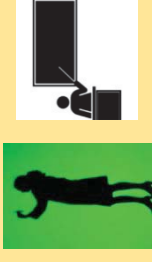


Our new students must have obtained a Master's degree on biological science or a related area, or have the competency equivalent to it.

We welcome students who wish to take part in international joint research and education programs and try to pioneer a new field of study.

Understanding of biological phenomena has been accumulated throughout the long history of biology, whereas recently new methodologies and development of innovative technologies have started to revolutionize research of biology. Elucidating the basic principles of biological phenomena not only directly leads to medical, agricultural, and pharmaceutical applications, but also will give a new answer to the ultimate question that human beings have, "What is life?" In this course, with our international joint research and educational programs which take advantage of the complementary strong points of NU and UoE, we aim to further develop the biological studies and to foster biological scientists of the next generation who will internationally lead a new field of study.

Graduates



A world leading researcher who has deep insight and versatile research strategies and will pioneer a new frontier of Life Science.

An educator who has real knowledge of advances and innovative development in the history of Biological Science, and can inspire students of the next generation.

A specialist who can take advantage of the skills or networks of international joint researches.

Strength of UoE

Various Research Groups

In a wide range of disciplines, from evolutionary biology, stem cell research, to studies based on field works or logical approaches, UoE produces many innovative outcomes.

Focused Reinforcement of Research areas

UoE has prominently established 4 fields and 11 domains of research, such as epigenetics, and infectious diseases.

Multidisciplinary Interactions

Open discussion promotes active communication and interactions across the borders of laboratories.

Strength of NU

Molecular and physiological research of high-order functions

Using various unique model organisms, we take a leading role internationally in the research fields of the brain, development, and reproduction, etc.

International Research Centres of Biological Studies

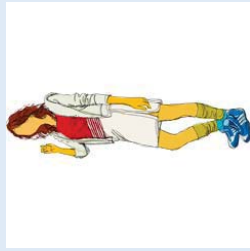
Our facilities, such as ITbM, Research Center for Brain and Neural Circuits, and Live Imaging Center, gather researchers from all over the world.

International Education Center

Worldwide reputation for international education by our G30 program, and for fostering female prominent researchers.

名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻 生命理学系コース

入学



生命理学系のバックグラウンドを持つ修士号取得者、あるいはこれと同等の学力を持つ者。

生命理学分野における国際共同研究教育へ参加し、新しい学術フロンティアの開拓に意欲がある者。

生命理学系コース

コース内容：生物が示す現象の理解は、生物学の長い歴史の上に積み上げられてきたが、近年の新しい方法論と革新的な技術の発展で、根本から大きな変貌を遂げている。現在、生命現象の基礎原理の解明は医学、農学、薬学への応用に直結するのみならず、「生命とはなにか」という人類の究極の問いに新たな答えを与えようとしている。本コースでは、NUとUEの相補性を活かした生命理学分野での国際共同研究教育を通じて、生命理学分野の学術を發展させるとともに、次世代の国際的な生命科学者を育成する。

NUの強み

- ・生体高次機能の分子生物学的および生理学的研究
多様なユニークなモデル生物を用いて、脳・発生・生殖などの分野で世界をリードしている。
- ・国際的生命理学研究拠点
ITbMや脳回路研究拠点、頭脳循環、イメージングセンターの存在によって、世界中の研究者が集結している。
- ・国際教育拠点
G30による国際教育と女性研究者の育成でも国際的評価を得ている。

UEの強み

- ・多彩な研究グループ
ダーウインの進化生物学から、ワールドワイドネットワーク・幹細胞生物学・理論的アプローチまで革新的な成果を生み出し続けている。
- ・重点強化された研究分野
エピジェネティクス、感染症分野など4領域11分野において顕著に強い研究分野を構成している。
- ・異分野交流
オープンディスカッションを基盤として、研究室の垣根を払った人的交流が促進されている。

修了

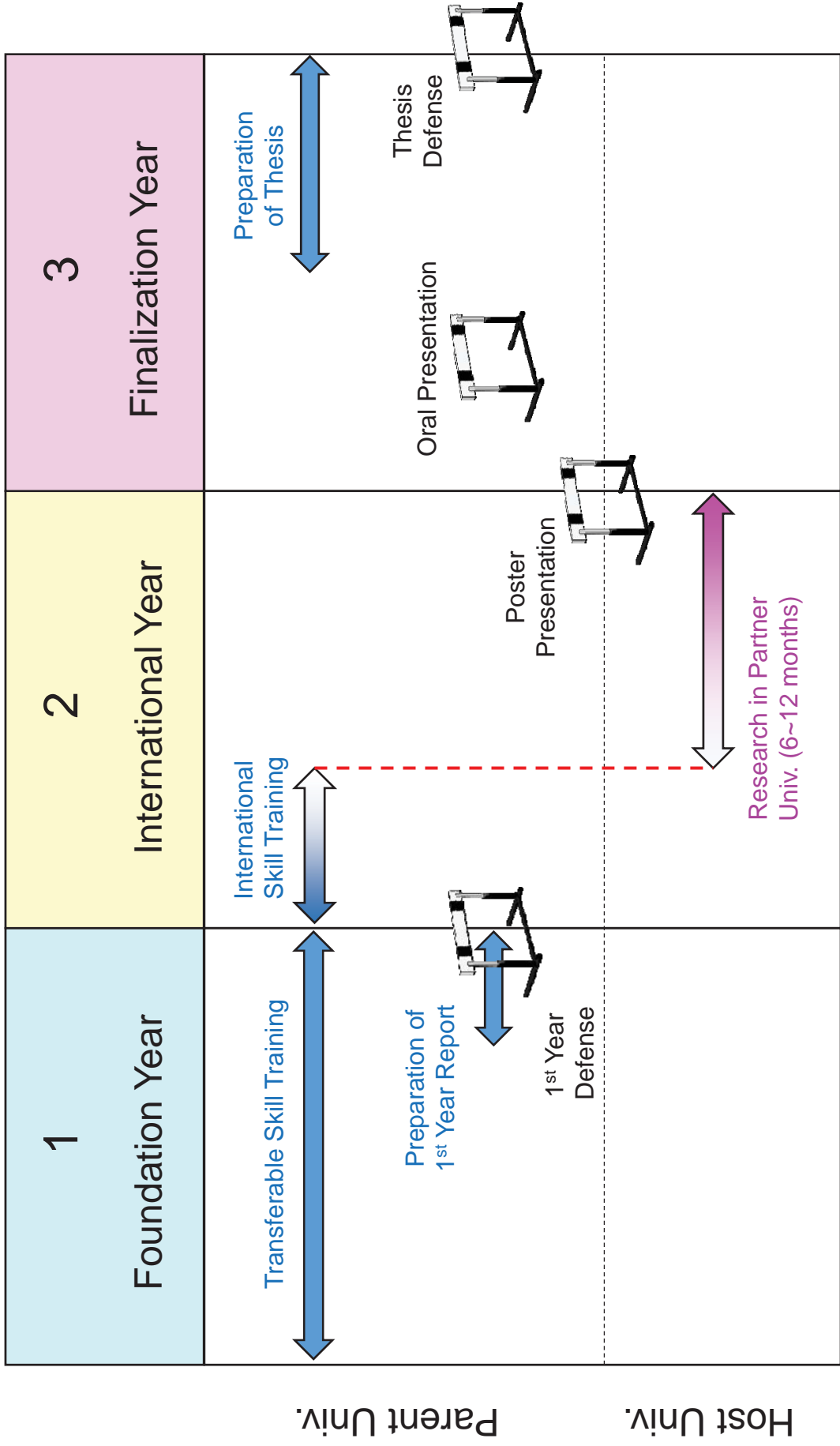


深い洞察力と多様な研究戦略を身に付けて、新しい生命理学フロンティアを切り開く国際的な研究者。

生命科学研究の歴史的展開と革新的発展を体得し、次世代を育てる生命理学教育者。

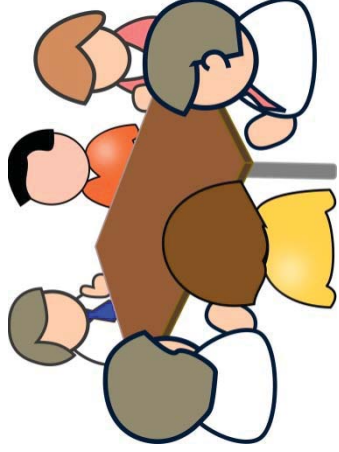
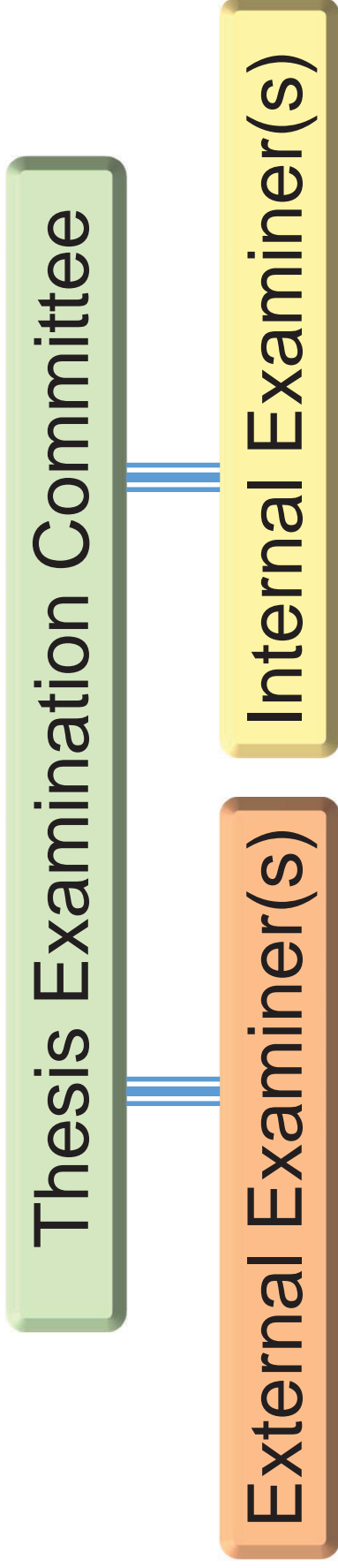
国際共同研究スキルやネットワークを活かして活躍する高等職業人。

Curriculum

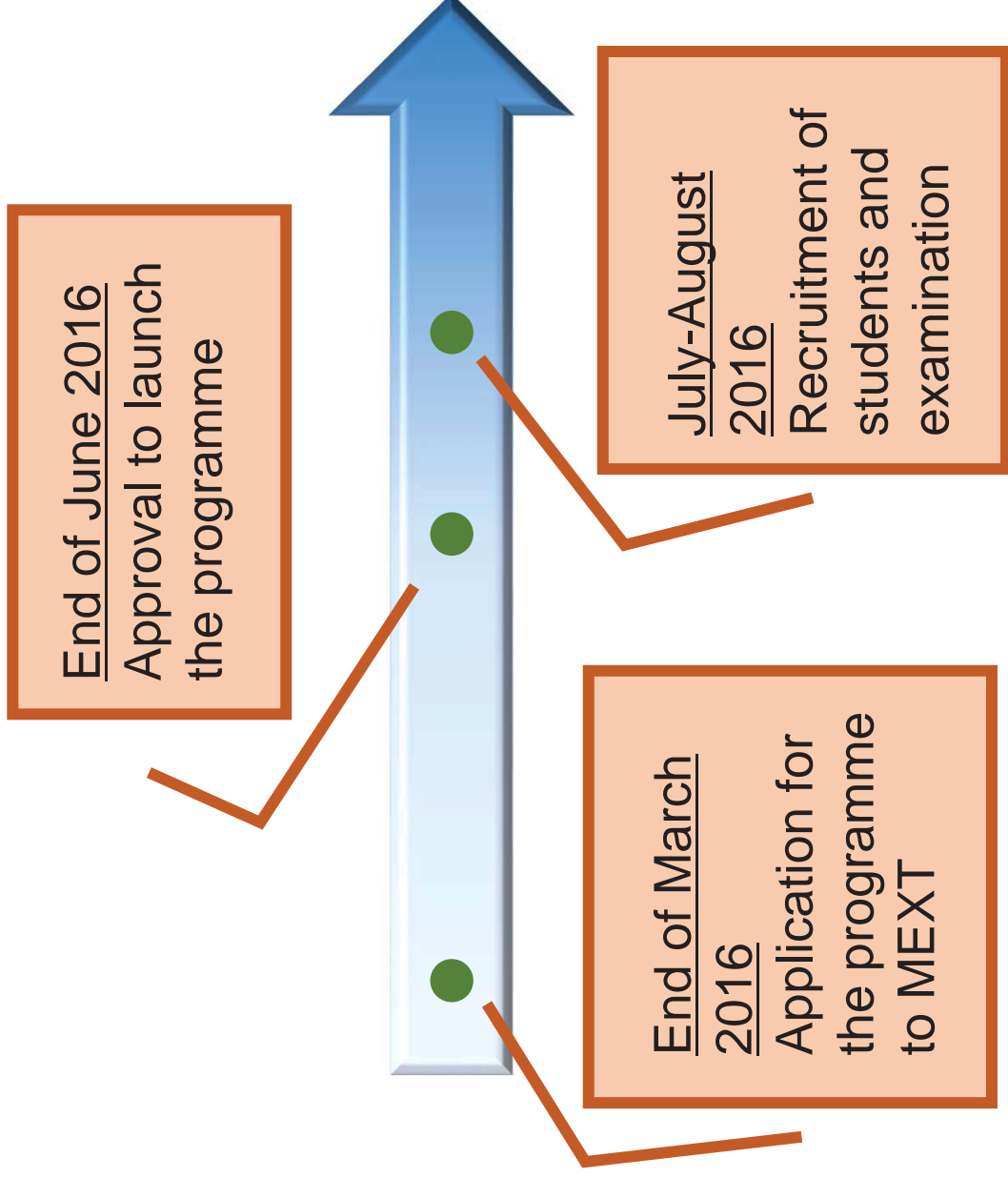


Degree Examination

- NU and UoE will jointly conduct thesis examinations in order to award joint degrees.

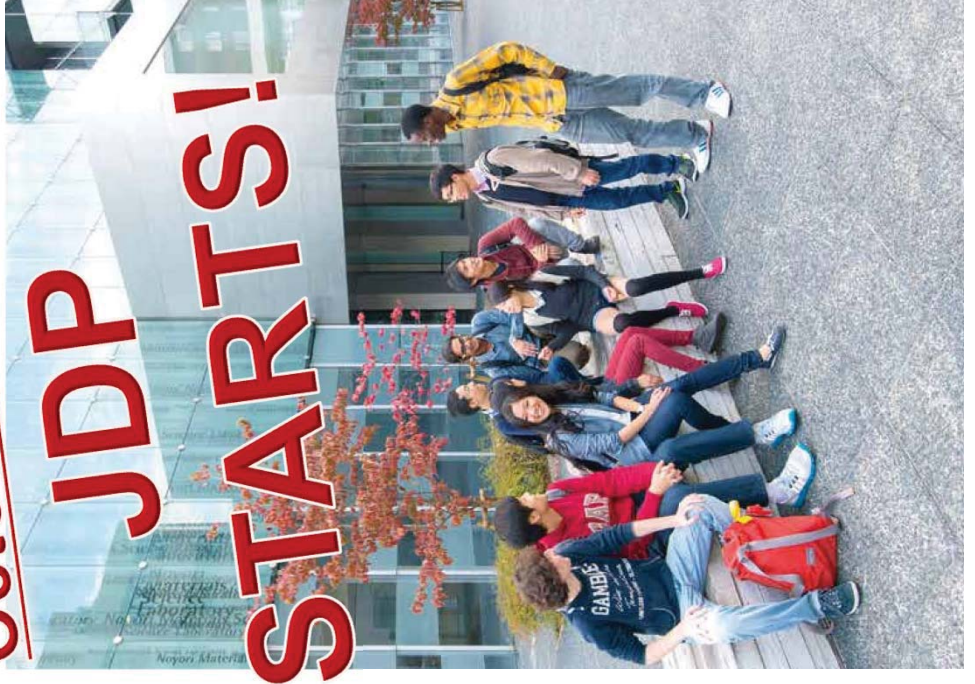


Expected Schedule of Launching International Collaborative Programme in Science



October 2016

**JDP
STARTS!**



○名古屋大学職員就業規則

(平成16年4月1日規則第1号)

改正	平成16年7月20日規則第8号	平成16年10月26日規則第9号
	平成17年3月22日規則第11号	平成17年7月25日規則第2号
	平成17年12月28日規則第3号	平成18年3月22日規則第5号
	平成18年3月27日規則第10号	平成19年11月27日規則第1号
	平成20年3月24日規則第3号	平成21年3月23日規則第1号
	平成22年3月22日規則第1号	平成22年3月31日規程第89号
	平成23年3月27日規則第1号	平成24年10月29日規則第1号
	平成25年3月21日規則第2号	平成26年3月19日規則第1号
	平成26年12月16日規則第1号[未施行]	平成27年1月20日規則第2号
	平成27年3月3日規程第63号[未施行]	

目次

第1章 総則(第1条－第5条)
第2章 人事
第1節 採用(第6条－第8条)
第2節 昇格及び降格(第9条・第10条)
第3節 異動(第11条－第13条)
第4節 休職(第14条)
第5節 退職及び解雇(第15条－第23条)
第3章 給与(第24条・第25条)
第4章 服務(第26条－第31条)
第5章 知的所有権(第32条)
第6章 勤務時間, 休日, 休暇等(第33条－第42条)
第7章 研修(第43条)
第8章 賞罰(第44条－第48条)
第9章 安全衛生(第49条－第55条)
第10章 出張(第56条・第57条)
第11章 福利・厚生(第58条)
第12章 災害補償(第59条－第61条)
第13章 退職手当(第62条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、名古屋大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、次に掲げる職員に適用する。ただし、契約職員、パートタイム勤務職員、医員、医員(研修医)、第18条第1項の規定による再雇用職員、外国人研究員及びG30教員の就業については、別に定める。

- 一 大学教員
- 二 附属学校教員
- 三 前2号以外の職にある者

2 前項の職員のうち、任期を付して雇用される職員の任期に関する事項は、別に定める。

(権限の委任)

第3条 総長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第5条 本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 本条に定めるもののほか、職員の採用について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員採用規程(平成16年度規程第61号。以下「採用規程」という。)による。

(労働条件の明示)

第7条 総長は、職員の採用に際しては、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項(任期を付して雇用される職員にあっては、当該任期の満了後における当該

雇用の更新の有無を含む。)

- 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- 三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間並びに就業時転換に関する事項
- 四 休日に関する事項
- 五 休暇に関する事項
- 六 給与に関する事項
- 七 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第8条 職員として採用された者には、採用の日から6月の試用期間を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、教諭及び助教諭の試用期間は1年とする。
- 3 試用期間中に職員として、又は、試用期間満了時に正規の職員とするに総長が適当でないと認めたときは、解雇することがある。
- 4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇格及び降格

(昇格)

第9条 職員の昇格は、選考による。

- 2 前項の選考は、その職員の能力、適性等に基づいて行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学教員の昇格の選考については採用規程第4条第2項及び第4項に、附属学校教員の昇格の選考については採用規程第5条第2項に定める採用の選考の取扱いに準ずる。

(降格)

第10条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降格させることができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他必要な適性を欠く場合
- 2 職員は、別に定めるところにより、役員会が審査した結果によるものでなければ、その意に反して降格されることはない。

第3節 異動

(配置換及び兼務)

第11条 職員は、業務上の都合により配置換又は兼務を命ぜられることがある。

- 2 前項に規定する異動を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 大学教員は、別に定めるところにより、役員会が審査した結果によるものでなければ、その意に反して配置換されることはない。

(出向)

第12条 職員は、業務上必要と認められる場合、出向を命ぜられることがある。

- 2 職員の出向について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員出向規程(平成16年度規程第65号)による。

(赴任)

第13条 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

- 一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- 二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第4節 休職

(休職)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- 一 業務上の事由に起因する負傷又は疾病により、長期の療養を要する場合
- 二 業務外の事由に起因する負傷又は疾病により、長期の療養を要する場合
- 三 刑事事件に関し起訴された場合
- 四 学校、研究所、病院その他本学が指定する施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- 五 科学技術に関する共同研究及び受託研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- 六 名古屋大学役員及び職員の兼業・兼職に関する規程(平成16年度規程第43号。以下「兼業規程」という。)第5条第2号に規定する研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができないと認められるとき。
- 七 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- 八 労働組合業務に専従する場合
- 九 職員が、総長の承認を受けて大学(短期大学を除き、大学に設置される専攻科及び大学院を含む。)の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、本学の職務に

従事することができないと認められるとき。

- 十 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 十一 その他特別の事由により、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 職員は、別に定めるところにより、役員会が審査した結果によるものでなければ、その意に反して休職を命じられることはない。
- 4 本条に定めるもののほか、職員の休職について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員休職規程(平成16年度規程第45号)による。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出た場合
 - 二 定年に達した場合
 - 三 期間を定めて雇用されている場合で、その期間を満了したとき。
 - 四 第14条第1項(第1号を除く。)に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅せず、復職できない場合
 - 五 死亡した場合
- 2 退職を願い出た職員が第45条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続き中である場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

(自己都合による退職手続)

第16条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の14日前(可能な限り30日前)までに、総長に退職願を提出しなければならない。

- 2 職員は、退職願の提出後も、退職する日までの間は、従来職務に従事しなければならない。

(定年)

第17条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

- 2 前項の定年は、次のとおりとする。
- 一 大学教員 満65歳
 - 二 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する職員 満63歳
 - 三 前2号以外の職員 満60歳
- 3 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる職員の定年については、別に定めることができる。
- 4 本条に定めるもののほか、職員の定年について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員定年規程(平成16年度規程第66号。以下「定年規程」という。)による。

(再雇用)

第18条 前条の規定により退職した職員又は定年規程第2条第1項及び第2項の規定により勤務した後退職した職員が、引き続き勤務を希望し、次条第1項各号のいずれにも該当しないときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該者を再雇用職員、特任教諭、契約職員又はパートタイム勤務職員として雇用することができる。この場合において、公的年金の受給開始年齢に到達した以降の者の雇用については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に基づきな効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項に基づく労使協定において合意された基準を満たすものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学教員については、再雇用職員として雇用することができないものとする。

(解雇)

第19条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- 一 職員が成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 勤務実績が著しくよくない場合
- 三 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 四 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適性を著しく欠くとき。
- 五 事業活動の縮小により剰員を生じた場合
- 六 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- 七 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

- 2 前項に該当した場合、職員は、別に定めるところにより、役員会が審査した結果によるものでなければ、その意に反して解雇されることはない。

(解雇制限)

第20条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を支払うとき、若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第19条の規定により打切補償を支払ったものとみなされるとき、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が、別に定める名古屋大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16

年度規程第50号。以下「勤務時間規程」という。)第26条第1項第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第21条 職員を解雇する場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。この場合において、予告の日数は、1日について平均賃金を支払ったときは、その日数を短縮することができる。

- 一 試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)
- 二 第46条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合
- 三 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき。

(退職後の責務)

第22条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書及び解雇理由証明書)

第23条 総長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 職員が、第21条の解雇の予告がされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、総長は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合にはこの限りでない。

4 証明書には、退職し、若しくは解雇された者又は解雇を予告された職員が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(給与)

第24条 給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、副理事手当、総長補佐手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、主任指導手当、学位論文審査手当、英語講義促進手当、入試手当、安全衛生業務手当、看護部長補佐手当及び病院勤務職員特別調整手当とする。

3 本条及び次条に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める名古屋大学職員給与規程(平成16年度規程第69号)又は名古屋大学年俸制適用職員給与規程(平成17年度規程第114号)による。

(給与の支給日)

第25条 本給、扶養手当、管理職手当、副理事手当、総長補佐手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、安全衛生業務手当、看護部長補佐手当及び病院勤務職員特別調整手当は、その月の月額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、主任指導手当及び学位論文審査手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日(この項において、毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

2 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日(この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

3 英語講義促進手当は、3月17日及び9月17日に支給する。ただし、支給日(この項において、3月17日又は9月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

4 入試手当は、当該入学試験の合格発表をした日(大学入試センター試験及び法科大学院適性試験にあっては、当該試験実施日)の属する月の翌月17日に支給する。ただし、支給日(この項において、毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

第4章 服務

(労働義務及び誠実義務)

第26条 職員は、総長及び上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、本学の秩序の維持に努めなければならない。

(労働義務免除期間)

第27条 職員は、次の各号のいずれかの期間については、労働義務を免除される。

- 一 勤務時間内レクリエーションに参加を承認された期間
- 二 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間

- 三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 四 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩、休業又は補食により勤務しないことを承認された期間
- 五 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 六 その他総長が別に定める勤務しないことを承認された期間

(遵守事項)

第28条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならないこと。
- 二 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私利私欲のために用いてはならないこと。
- 五 本学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならないこと。
- 六 大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行う場合は、事前に許可を得なければならないこと。

(職員の倫理)

第29条 職員は、職務の遂行に当たっては、職務の執行にかかわる疑惑及び不信を招くような行為を行ってはならない。

- 2 職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める名古屋大学役員及び職員倫理規程(平成16年度規程第41号)による。

(ハラスメントに関する措置)

第30条 職員は、互いに本学の構成員の自由及び権利を尊重しあうとともに、自己の有する権限及び影響力を濫用して、本学の構成員の人格及び権利を侵害する行為を行ってはならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める名古屋大学ハラスメント防止基本宣言並びに名古屋大学セクシュアルハラスメント防止対策ガイドライン及び名古屋大学におけるアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する防止対策ガイドラインによる。

(兼業の制限)

第31条 職員は、総長の許可を受けた場合でなければ、兼業若しくは兼職の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の兼業及び兼職について必要な事項は、兼業規程による。

第5章 知的所有権

(知的所有権)

第32条 知的所有権について必要な事項は、別に定める名古屋大学職務発明規程(平成16年度規程第95号)による。

第6章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間)

第33条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

- 2 1日の勤務時間は、7時間45分とする。

(始業、終業の時刻)

第34条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 一 始業時間 午前8時30分
- 二 終業時間 午後5時15分

(休憩時間)

第35条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

第36条 削除

(週休日)

第37条 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。

(休日)

第38条 職員の休日は、次に掲げる日とする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 二 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。)
- 2 前項に規定する日は、特に勤務を命ぜられた者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(特別の形態によって勤務する職員)

第39条 第33条から前条までの規定にかかわらず、本学の運営上の事情により交替制勤務、裁量労働制等の特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等については、勤務時間規程による。

(勤務時間等に関する必要な事項)

第40条 第33条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、勤務時間規程による。

(育児休業等)

- 第41条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とするものは、総長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。
- 2 職員のうち、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の養育を必要とするものは、総長に申し出て部分休業又は育児短時間勤務の適用を受けることができる。
- 3 本条に定めるもののほか、育児休業等について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年度規程第57号)による。

(介護休業等)

- 第42条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、総長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。
- 2 本条に定めるもののほか、介護休業等について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員の介護休業等に関する規程(平成16年度規程第58号)による。

第7章 研修

(研修)

- 第43条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために、絶えず研修に努めるとともに、研修に参加することを命ぜられた場合には、当該研修を受けなければならない。
- 2 総長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。
- 3 本条に定めるもののほか、職員の研修について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員研修規程(平成16年度規程第54号)による。

第8章 賞罰

(表彰)

- 第44条 総長は、職員が本学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める名古屋大学表彰規程(平成16年度規程第76号)により、これを表彰する。

(懲戒)

- 第45条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- 一 職務上の義務に違反した場合
- 二 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 三 正当な理由なく欠勤をした場合
- 四 正当な理由なく繰り返し遅刻、早退する等勤務を怠った場合
- 五 重大な刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合
- 六 重大な経歴詐称をした場合
- 七 この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合
- 八 前各号に準ずる行為があつた場合

- 2 職員は、役員会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

(懲戒の種類・内容)

- 第46条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 譴責 始末書を提出させ、将来を戒めること。
- 二 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること。
- 三 出勤停止 始末書を提出させるほか、6月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しないこと。
- 四 諭旨退職 退職を勧告すること。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇すること。

- 2 前項第2号の場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1ヶ月の額は、当該月の給与総額の10分の1の範囲とする。
- 3 第1項第4号の場合において、勧告に応じないときは、第1項第5号の懲戒解雇とする。
- 4 前条及び本条に定めるもののほか、職員の懲戒について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員懲戒規程(平成16年度規程第46号)による。

(訓告等)

- 第47条 第45条による懲戒処分の必要がない者についても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、別に定めるところにより、訓告又は厳重注意を文書又は口頭により行うことがある。

(損害賠償)

- 第48条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、第46条又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第9章 安全衛生

(協力義務)

- 第49条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他関係法令の定めるもののほか、総長の指示を守るとともに、本学が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生管理)

- 第50条 総長は、職員の安全の確保及び健康の保持増進に必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生教育)

第51条 職員は、本学が行う安全衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第52条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 安全及び衛生について総長の命令、指示等を守り、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第53条 職員は、毎年定期に又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2 総長は、前項の健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、その職員の実状を考慮して、就業場所の変更、業務の転換、勤務時間の短縮等の必要な措置を講じなければならない。

(就業禁止)

第54条 総長は、職員が伝染性の疾病又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪するおそれがあると認めるときは、産業医その他専門の医師の意見を聞いて、就業の禁止等必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生に関する事項)

第55条 第49条から前条までに定めるもののほか、職員の安全衛生について必要な事項は、別に定める名古屋大学安全衛生管理規程(平成16年度規程第80号)による。

第10章 出張

(出張)

第56条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、総長に復命しなければならない。

(旅費)

第57条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、別に定める名古屋大学旅費規程(平成16年度規程第86号)による。

第11章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第58条 職員の宿舍の利用について必要な事項は、別に定める名古屋大学宿舍規程(平成16年度規程第93号)による。

第12章 災害補償

(業務上の災害補償)

第59条 職員の業務上の災害については、労基法、労災保険法等の定めるところにより、同法の各補償を受けるとする。

(通勤途上災害)

第60条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法等の定めるところにより、同法の各給付を受けるとする。

(災害補償に関する事項)

第61条 前2条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員災害補償規程(平成16年度規程第78号)による。

第13章 退職手当

(退職手当)

第62条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に支給する。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

- 一 勤続6月未満で退職した場合(傷病、死亡等による退職を除く。)
- 二 第46条第1項第5号の規定により懲戒解雇された場合

2 本条に規定するもののほか、職員の退職手当について必要な事項は、別に定める名古屋大学職員退職手当規程(平成16年度規程第70号)による。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前において、国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定により条件附採用とされ、引き続き本学の職員となった者に係る第8条に規定する試用期間については、当該条件附採用期間の残りの期間を本学における試用期間とする。

附 則(平成16年7月20日規則第8号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成16年10月26日規則第9号)

この規則は、平成16年10月26日から施行する。

附 則(平成17年3月22日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第14条第1項及び第31条の規定については、平

成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年7月25日規則第2号)

この規則は、平成17年7月25日から施行する。

附 則(平成17年12月28日規則第3号)

- 1 この規則は、平成17年12月28日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第24条第2項及び第25条第4項の規定は、平成17年4月1日から平成17年12月28日までに合格発表が行われた入学試験（法科大学院適性試験を除く。）についても適用する。
- 3 前項に規定する入学試験の業務に従事した者は、本規則施行後に当該業務に従事したものとみなす。

附 則(平成18年3月22日規則第5号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第1項の規定にかかわらず、平成18年度に再雇用職員として雇用される者の選考基準については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第24条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日以前に年俸制の適用を受ける職員として採用された者については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成18年3月27日規則第10号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月27日規則第1号)

この規則は、平成19年11月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月24日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月22日規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条第2項第1号の規定にかかわらず、昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に誕生した大学教員の定年年齢は満64歳とする。

附 則(平成22年3月31日規程第89号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月27日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月29日規則第1号)

この規則は、平成24年10月29日から施行し、平成24年5月1日から適用する。ただし、改正後の看護部長補佐手当に係る規定については、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月21日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日規則第1号)

この規則は、平成26年3月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月16日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

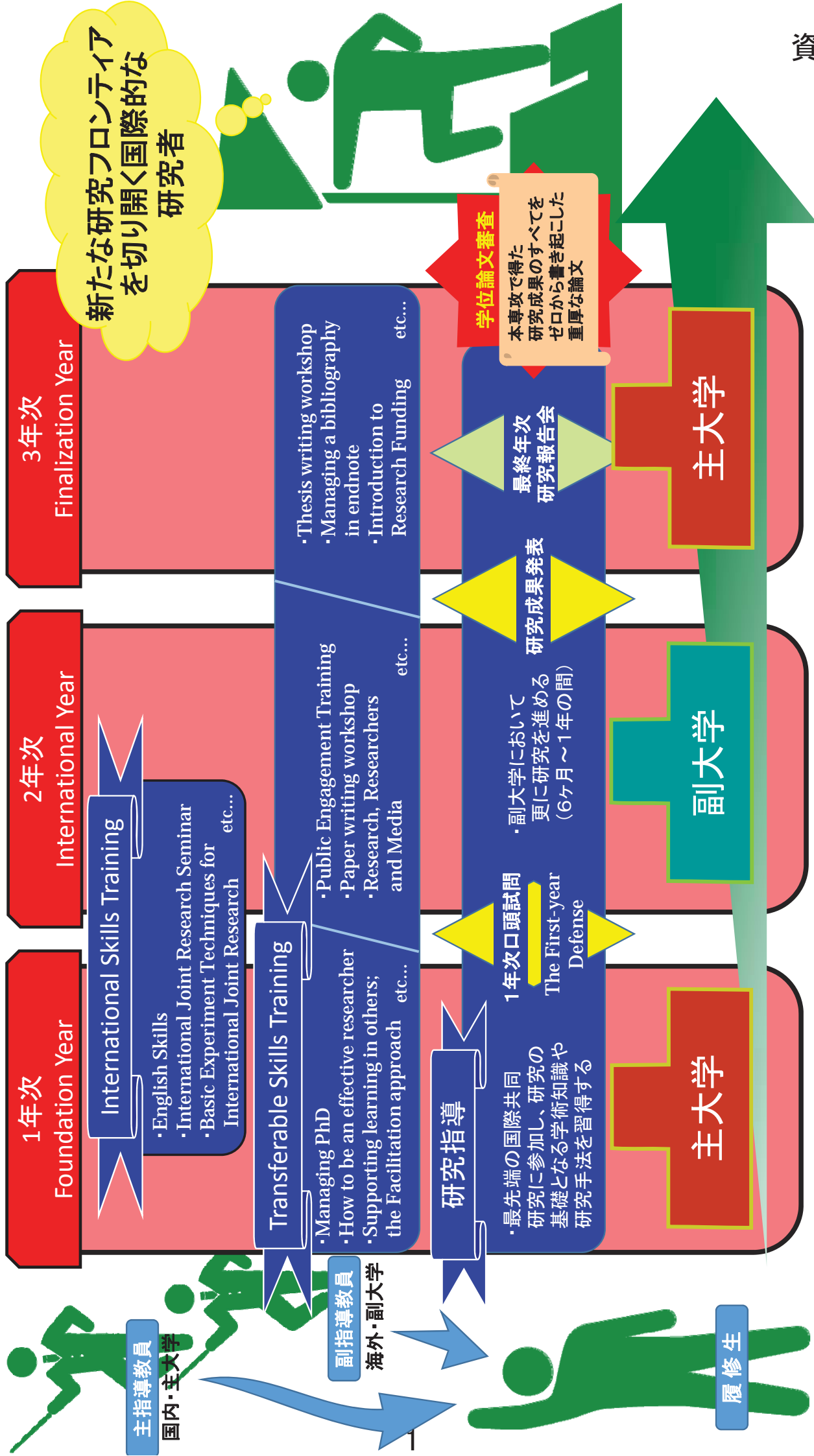
附 則(平成27年1月20日規則第2号)

この規則は、平成27年1月20日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第63号)

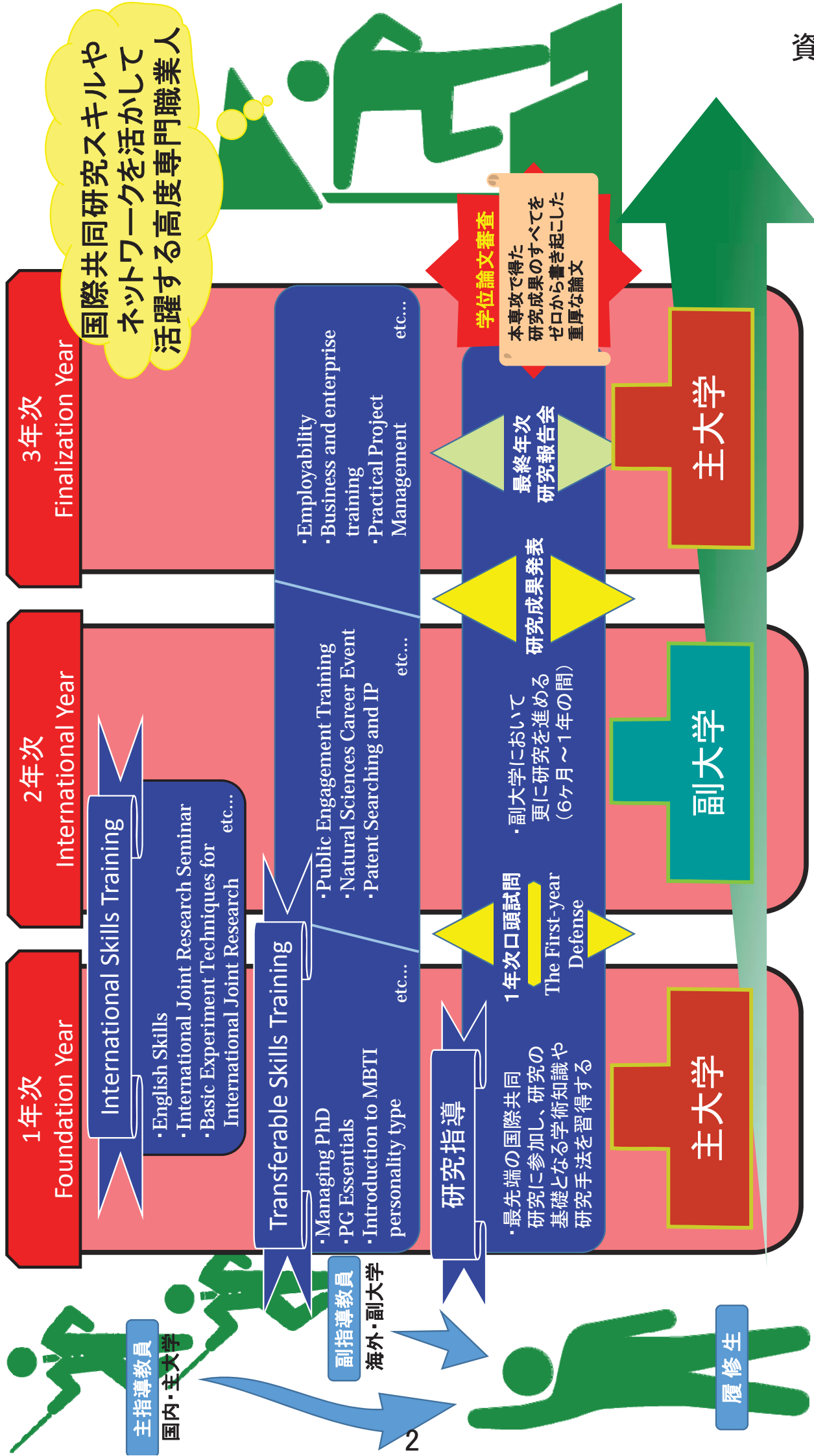
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

履修モデル1：アカデミアを目指す学生の場合



新たな研究フロンティアを切り開く国際的な研究者

履修モデル2：産業界でのキャリアを目指す学生の場合



Transferable Skills Training 実施検討例

以下にエディンバラ大学の Transferable Skills Training の一部を取り入れて本専攻でも実施を検討している提供講座の例を、学生の目指すキャリア別に紹介する。

1. アカデミアを目指す学生向け

講座名	履修期間	開講時期
1 年目		
Managing your PhD	2 時間	4 月/10 月
Searching Research Literature and Managing Bibliographies	2.5 時間	通年で数回
How to be an effective researcher	2 日間	通年で数回
PG Essentials		4 月/10 月の早い時期
Firbush Research Meeting - poster	3 日間	夏
1 st year report writing	1 日間	11 月/5 月
Supporting learning in others: the facilitation approach	3 時間	年間を通して
Year 2		
Public Engagement Training	回による	年間を通して
Firbush Research Meeting - oral presentation	3 日間	夏
Paper writing workshop	1 日間	8 月/2 月
Research, Researchers and Media	3 日間	4 月/10 月
Year 3		
Thesis writing workshop	1 日	8 月/2 月
Managing a bibliography in endnote	3 時間	8 月/2 月
Introduction to Research Funding	3 時間	年間を通して
All Years		
Researcher Seminars - attend and present once per year	各期	各週
Demonstrator Training and Experience	年間 40 時間	春期/秋期
Visiting Speakers	各期	各週

2. 起業・産業界でのキャリアを目指す学生向け

講座名	履修期間	開講時期
1 年目		
Managing your PhD	2 時間	10 月
Searching Research Literature and Managing Bibliographies	2.5 時間	通年で数回
How to be an effective researcher	2 日間	通年で数回
PG Essentials		4 月/10 月の早い時期
Firbush Research Meeting - poster	3 日間	夏
1 st year report writing	1 日間	11 月/5 月
Introduction to MBTI personality type	3 時間	通年で数回
Year 2		
Public Engagement Training	回による	年間を通して
Firbush Research Meeting - oral presentation	3 日間	夏
Paper writing workshop	1 日間	8 月/2 月
Natural Sciences Careers Event	半日	8 月/2 月
Patent Searching and IP		
Managing a bibliography in endnote	3 時間	通年で数回
Year 3		
Thesis writing workshop	1 日間	8 月/2 月
Employability	1 日間	4 月/10 月
Business and enterprise training	半日	春期/秋期
Practical Project Management	1 日間	通年で数回
All Years		
Researcher Seminars - attend and present once per year	各期	各週
Demonstrator Training and Experience	年間 40 時間	春期/秋期
Visiting Speakers	各期	各週

3. 英語を母国語としない者向け

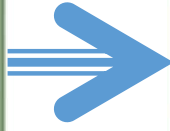
講座名	履修期間	開講時期
1 年目		
Managing your PhD	2 時間	10 月
Searching Research Literature and Managing Bibliographies	2.5 時間	通年で数回
How to be an effective researcher	2 日間	通年で数回
PG Essentials		4 月/10 月の早い時期
COMPASS Programme	回による	年間を通して
Effective Writing: Grammar	1 日間	通年で数回
Effective Writing: The Writing Process	1 日間	通年で数回
1 st year report writing	1 日	11 月/5 月
Firbush Research Meeting - poster	3 日間	夏
Lectures in advanced physics/ chemistry/ biological sciences topics according to need	最長 30 時間	11 月/5 月
English Language and Communication Skills	数回に分けて	8 月・9 月/2 月・3 月
Year 2		
Public Engagement Training	回による	年間を通して
Firbush Research Meeting - oral presentation	3 日間	夏
Paper writing workshop	1 日間	8 月/2 月
Lectures in advanced physics/ chemistry/ biological sciences topics according to need	1 日間	通年で数回
Year 3		
Thesis writing workshop	1 日間	8 月/2 月
Managing a bibliography in endnote	3 時間	年間を通して
All Years		
Researcher Seminars - attend and present once per year	各期	各週
Demonstrator Training and Experience	年間 40 時間	春期/秋期
Visiting Speakers	各期	各週

博士学位審査体制

合同学位審査委員会

両大学の指導教員、専攻長、名古屋大学大学院
理学研究科長、エディンバラ大学理工学部長、下記
内部及び外部審査委員で構成される。

選出



内部審査委員 Internal Examiner(s)

指導教員以外の、主大学、副大学に所属する教員で、論文の専門分野に関連する研究を行い、かつ、共同研究等、密接な利害関係がない者が担当する。

審査
報告



選出



外部審査委員 External Examiner(s)

主大学以外に所属する他大学・他研究機関の教員、研究者。論文が扱う分野の専門家が担当する。

内部及び外部審査委員が論文審査・口頭試験を
直接申請者に対して行う。

○名古屋大学放射線安全管理規程

(平成16年4月1日規程第81号)

改正	平成17年3月22日規程第353号	平成18年3月22日規程第117号(題名改正)
	平成18年3月29日規程第148号	平成18年4月18日規程第4号
	平成19年5月28日規程第14号	平成21年3月30日規程第92号
	平成25年3月29日通則第3号	平成26年3月26日規程第125号
	平成26年7月30日規程第17号	

(目的)

第1条 この規程は、名古屋大学における核原料物質及び核燃料物質並びに放射性同位元素、放射線発生装置及び放射線の発生を伴う装置等による放射線障害の発生を防止し、学内外の安全を確保することを目的とする。

2 放射線障害の防止に関しては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、作業環境測定法(昭和50年法律第28号)、医療法(昭和23年法律第205号)等の関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(放射線使用施設等)

第2条 この規程において、「放射線使用施設」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 核原料物質及び核燃料物質を取り扱う施設
- 二 密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設
- 三 密封された放射性同位元素等(第5号及び第6号に規定する機器を除く。)を取り扱う施設
- 四 放射線障害防止法第2条第4項及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条に規定する放射線発生装置を取り扱う施設
- 五 放射線障害防止法第12条の5第2項に規定する表示付認証機器を取り扱う施設
- 六 放射線障害防止法第12条の5第3項に規定する表示付特定認証機器を取り扱う施設
- 七 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第32号)第2条第1項に規定する放射線を発生する装置又は器具(第4号に規定する放射線発生装置を除く。)を取り扱う施設

(放射線使用施設等の新設、廃止及び変更)

第3条 放射線使用施設等を新設し、若しくは廃止し、又は次の各号のいずれかに該当する事項について変更しようとするときは、当該放射線使用施設等の所属する部局長(以下「部局長」という。)は、あらかじめ、原子力委員会の承認を得るものとする。

- 一 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素の種類及び数量
 - 二 前条第4号に掲げる放射線発生装置の種類、台数及び性能
 - 三 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の目的及び方法
 - 四 放射線使用施設等の位置及び構造(前条第5号から第7号までに規定する施設を除く。)
 - 五 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素の貯蔵施設の位置、構造及び貯蔵能力
 - 六 核原料物質及び核燃料物質又は放射性同位元素並びにそれらによって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び性能
- 2 前条第5号に掲げる施設で使用する表示付認証機器の使用の目的及び方法並びに台数、同条第6号に掲げる施設で使用する表示付特定認証機器の台数並びに同条第7号に掲げる施設で使用する放射線を発生する装置又は器具の種類、台数及び性能を変更したときは、部局長は、所定の期間内に原子力委員会に届け出るものとする。
- 3 前項の「部局」とは、事務局、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、アジアサテライトキャンパス学院、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、地球水循環研究センター、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構及び監査室をいう。

(放射線取扱主任者等)

第4条 第2条第1号に掲げる施設に管理責任者、同条第2号から第4号までに掲げる施設に放射線取扱主任者、同条第5号に掲げる施設に安全管理責任者、同条第6号に掲げる施設に管理担当者並びに同条第7号に掲げる施設にエックス線取扱主任者及び管理区域ごとにエックス線作業主任者(ただし、装置内のみが管理区域でインターロックを備えた装置の場合は管理責任者)(以下「放射線取扱主任者等」という。)を置く。

2 放射線取扱主任者及びエックス線作業主任者は、部局長の推薦に基づき、総長が任命する。

(放射線取扱主任者等の職務)

第5条 放射線取扱主任者等は、部局長と協議の上、放射線使用施設等における放射線障害の発生に関しして監督を行う。

(放射線障害予防内規等)

第6条 部局長は、この規程に定めるもののほか、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第2条の12第1項各号に掲げる事項、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第21条第1項各号に掲げる事項、電離放射線障害防止規則第41条の3各号に掲げる事項、医療法施行規則第4章第2節から第5節までに掲げる事項その他放射線障害の予防又は放射線使用施設の保安に関して必要な事項を、内規等により定めるものとする。

2 部局長は、前項に規定する内規等を制定及び改廃する場合は、あらかじめ、原子力委員会の承認を得るもの

とする。

- 3 部局長は、前2項により内規等を制定及び改廃した後、総長に報告するものとする。

(健康診断)

第7条 総長は、放射線業務従事者について健康診断を行い、職員に係る結果の記録を遅滞なく所轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する健康診断は、職員については、名古屋大学安全衛生管理規程(平成16年度規程第80号)の定めるところにより、学生については、総長が定める学生健康診断実施計画により行うものとする。

(作業環境測定)

第8条 総長は、労働安全衛生法が定める放射線業務を行う作業場について作業環境測定を行う。

(作業環境測定士)

第9条 前条の作業場に、作業環境測定を行うため、作業環境測定士を置く。

- 2 作業環境測定士は、作業場の作業環境測定をつかさどり、当該測定を行う者を監督する。

- 3 作業環境測定士は、総長が任命する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第10条 部局長は、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者に対し、医師又は放射線取扱主任者等の意見に基づき、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等必要な措置を講じなければならない。

(事故及び危険時の措置)

第11条 部局長は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに必要事項を総長に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第39条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当する事故が発生したとき。
二 地震、火災その他の災害のため放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
三 前号に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

- 2 総長は、前項第1号の報告を受けたときは、その旨を直ちに文部科学大臣及び関係機関に報告するとともに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に文部科学大臣及び関係機関に報告しなければならない。

- 3 総長は、第1項第2号又は第3号の報告を受けたときは、遅滞なく文部科学大臣及び関係機関に届け出なければならない。

(放射線業務従事者の義務)

第12条 放射線業務従事者は、放射線取扱主任者等が放射線障害予防のために行う命令又は指示に従わなければならない。

(放射線取扱主任者等の勧告)

第13条 放射線取扱主任者等は、放射線業務従事者が、放射線障害防止のための業務に違反したと認めたときは、取扱いの制限又は中止その他必要な措置を講ずることについて、部局長に勧告することができる。

- 2 放射線取扱主任者等は、前項の勧告をしたときは、速やかに安全保障委員会又は核燃料物質管理委員会に連絡するものとする。

(年次報告書の提出)

第14条 部局長は、毎年度の終わりに、その年度の放射線施設の実態報告書を、別に定める様式により作成し、安全保障委員会又は核燃料物質管理委員会に報告しなければならない。

- 2 安全保障委員会及び核燃料物質管理委員会は、前項の報告をとりまとめ、意見を付して原子力委員会に報告し、その承認を得た上、総長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日規程第353号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日規程第117号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規程第148号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月18日規程第4号)

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年5月28日規程第14号)

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月30日規程第92号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日通則第3号)
この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月30日規程第17号)
この規程は、平成26年8月1日から施行する。

○名古屋大学組換えDNA実験規程

(平成16年4月1日規程第82号)

改正	平成17年6月27日規程第11号	平成19年3月28日規程第106号
	平成20年3月31日規程第117号	平成24年3月29日規程第105号
	平成25年3月18日規程第75号	平成25年6月18日規程第11号
	平成25年7月29日規程第20号	平成26年10月17日規程第29号
	平成26年11月18日規程第35号	

(目的)

第1条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）において組換えDNA実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際の安全を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）並びに研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年1月29日文部科学省・環境省令第1号）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成16年1月29日文部科学省告示第7号）（以下「法律等」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(総長の責務)

第2条 総長は、本学における実験に係る安全確保に関し総括管理する。

(安全委員会)

第3条 本学に、名古屋大学組換えDNA実験安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。

2 安全委員会は、総長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及びこれらに関して総長に助言又は勧告するものとする。

- 一 実験に関する規程等の立案に関する事項
- 二 法律等に対する実験計画の適合性に関する基本的事項
- 三 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する基本的事項
- 四 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する基本的事項
- 五 その他実験の安全確保に関する重要事項

(委員)

第4条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院文学研究科，大学院教育発達科学研究科，大学院法学研究科及び大学院経済学研究科の教授又は准教授のうちから1名
- 二 大学院理学研究科，大学院医学系研究科，大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，大学院創薬科学研究科，環境医学研究所，アイソトープ総合センター，遺伝子実験施設，生物機能開発利用研究センター及び動物実験支援センターの教授又は准教授各1名
- 三 安全主任者
- 四 総合保健体育科学センター保健管理室長
- 五 研究協力部長
- 六 その他安全委員会が適当と認めた者

2 前項第1号，第2号，第3号及び第6号の委員は，総長が任命する。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときは，その都度補充する。この場合における委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 安全委員会に，委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選による。

3 委員長は，安全委員会を招集し，その議長となる。ただし，委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数及び議決)

第7条 会議は，委員の過半数の出席によって成立する。

2 議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 安全委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 安全委員会の庶務は，研究協力部研究支援課において処理する。

(部局の長)

第10条 部局の長は，当該部局における実験の安全確保に関し必要な事項を処理する。

(部局委員会)

第11条 実験を行う部局に，部局組換えDNA実験安全委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。

2 部局委員会は，部局の長の諮問に応じ，法律等及びこの規程に対する実験計画の適合性について審査するほか，次に掲げる事項について調査・審議する。

- 一 実験室又は実験区域(以下「実験室等」という。)及び実験設備に関する事項

- 二 実験試料の取扱いに関する事項
- 三 実験の記録及びその保存に関する事項
- 四 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- 五 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- 六 その他実験の安全確保に関する事項

第12条 部局委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、部局の長が定める。

- 2 部局の長は、前項の事項を定め、又は変更したときは、総長に報告しなければならない。
(安全主任者)

第13条 実験を行う部局の長は、その補佐機関として安全主任者を1名以上置かなければならない。

- 2 安全主任者は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 実験が法律等及びこの規程に従って適正に遂行されていることの確認
 - 二 実験責任者に対する助言
 - 三 その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理(実験責任者)

第14条 実験を実施しようとするときは、実験計画ごとに、当該実験に従事する者のうちから実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、安全主任者との連絡の下に、次に掲げる業務を行う。
 - 一 実験計画の立案
 - 二 実験の適切な管理及び監督
 - 三 実験従事者に対する教育訓練
 - 四 実験に係る記録の作成及び保存
 - 五 その他実験の安全確認に関する事項(審査手続等)

第15条 実験責任者は、実験を行う場合は、様式1及び様式1の2に定めるところにより、あらかじめ部局の長に申請しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。ただし、実験従事者の変更のみの場合は、様式1の3を届出することにより、実験計画の変更に代えることができる。

第16条 部局の長は、前条の規定により申請があった実験計画(実験計画の変更を含む。次条において同じ。)が法律等において拡散防止措置が定められていない実験(大臣確認実験)の場合には、部局委員会の審査を経て、当該実験計画について、総長を経由して、文部科学大臣の確認を求めなければならない。

第17条 部局の長は、第15条の規定により申請があった実験計画が法律等において拡散防止措置が定められている実験(機関実験)である場合には、部局委員会の審査を経て、当該実験計画を承認することができる。

- 2 部局の長は、前項の規定により実験計画を承認した場合は、速やかに総長に報告しなければならない。
(実験の終了又は中止)

第18条 実験責任者は、実験が終了し、又は実験を中止した場合は、様式2に定めるところにより、速やかに部局の長に報告しなければならない。
(審査基準)

第19条 部局委員会における実験計画の審査は、次に掲げる事項について、法律等に対する適合性に関し調査・検討することにより行う。

- 一 封じ込め方法
 - 二 実験室等及び実験設備
 - 三 実験責任者及び実験従事者の知識及び技術
 - 四 その他部局委員会が必要と認める事項
- (実験室等及び実験設備の管理及び保全)

第20条 部局の長は、実験室等及び実験設備を法律等の定める物理的封じ込めのレベルに従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。

(実験試料の取扱い等)

第21条 実験従事者は、実験試料の取扱い(組換え体の保管及び運搬を含む。)その他実験の実施に当たっては、法律等及びこの規程を遵守し、実験の安全確保に努めなければならない。

(情報の提供)

第22条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合は、様式3により相手方に情報を提供するとともに、部局の長あてに報告しなければならない。また、遺伝子組換え生物等を譲り受けて、若しくは提供を受け、又は受託して実験を行う場合は、実験計画と共に様式3により部局の長あてに提出しなければならない。

(教育訓練)

第23条 部局の長は、実験開始前に実験従事者に対し、法律等及びこの規程を熟知させるとともに、実験に必要な教育訓練を行わなければならない。

(機密保持義務)

第24条 実験従事者、部局委員会委員、安全委員会委員等、組換えDNA実験に関係する者は、実験又は審査で知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 部局委員会委員及び安全委員会委員は、審査対象実験が自己の研究と極めて密接な関連があり、客観的にも適切と判断される場合は、同審査を辞退することができる。

(健康管理)

第25条 総長は、実験従事者の健康診断を行う。

2 前項に規定する健康診断は、職員については名古屋大学安全衛生管理規程(平成16年度規程第80号)の定めるところにより、学生については総長が定める学生健康診断実施計画により行うものとする。

(緊急時の措置)

第26条 部局の長は、実験室等において、事故若しくは地震、火災その他の災害のため生物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに適切な措置を講じなければならない。

2 部局の長は、前項の規定に該当する場合は、その概要、講じた措置等を速やかに総長に報告しなければならない。

(雑則)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月27日規程第11号)

この規程は、平成17年6月27日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規程第105号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日規程第75号)

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則(平成25年6月18日規程第11号)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成25年7月29日規程第20号)

この規程は、平成25年7月29日から施行する。

附 則(平成26年10月17日規程第29号)

この規程は、平成26年10月17日から施行する。

附 則(平成26年11月18日規程第35号)

この規程は、平成26年11月18日から施行する。

様式1

組換えDNA実験計画書(新規・変更)

[別紙参照]

様式1の2

組換えDNA実験室設置(新規・変更・中止)申請書

[別紙参照]

様式1の3

組換えDNA実験従事者変更届

[別紙参照]

様式2

組換えDNA実験終了(中止)報告書

[別紙参照]

様式3

遺伝子組換え生物等の譲渡等(譲渡、提供及び委託)に係る情報の提供に関する調書

[別紙参照]

○名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程

(平成19年3月12日規程第71号)

改正 平成19年3月28日規程第106号 平成20年3月31日規程第117号
 平成22年3月16日規程第43号 平成24年3月21日規程第89号
 平成25年6月18日規程第10号 平成26年3月26日規程第125号

(目的)

第1条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正、かつ、安全に実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年日本学術会議策定）に基づき、動物実験等に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験等を行う者は、動物愛護法及び飼養保管基準を遵守し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって動物実験等を実施しなければならないことをいう。）の3R(Replacement, Reduction及びRefinementのことをいう。)に基づき、適正に実施しなければならない。

2 本学において動物実験等を実施する場合は、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他法令等の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究、生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- 二 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養、保管若しくは動物実験等を行う施設又は設備をいう。
- 三 実験室 実験動物に実験操作（実験動物の48時間以内の一時的な保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- 四 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 五 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養若しくは保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 六 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 七 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 八 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 九 管理者 総長の委任を受けて、実験動物及び施設等を総括的に管理する者（例えば動物実験施設長、講座の長等）をいう。
- 十 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- 十一 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の中で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十二 管理者等 総長、部局の長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十三 指針等 動物実験等に関して行政機関が定める基本的な指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を外部機関への委託等により行う場合には、当該委託先においても、動物愛護法、飼養保管基準、指針等（以下「関係法令等」という。）に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

(総長の責務)

第5条 総長は、本学における適正な動物実験等の実施に関し総括管理する。

(動物実験委員会)

第6条 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の設置の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、名古屋大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、総長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は調査し、これらに関して総長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画の関係法令等及びこの規程への適合に関すること。
- 二 動物実験計画の実施の状況及び結果に関すること。
- 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

五 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。

六 その他動物実験等の適正な実施に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、第16条に規定する部局委員会に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 委員会は、動物実験計画が適切に実施されていないと認めた場合は、実験の中止その他必要な措置について総長に助言することができる。

4 委員会は、東山地区における動物実験等を適正かつ安全に実施するため、東山地区における動物実験等に関する委員会の任務を動物実験支援センターに委託することができる。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 大学院理学研究科，大学院医学系研究科（鶴舞地区），大学院医学系研究科（大幸地区），大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院環境学研究科，大学院創薬科学研究科，環境医学研究所，医学部附属病院，アイソトープ総合センター，生物機能開発利用研究センター，細胞生理学研究センター，動物実験支援センター及び総合保健体育科学センターの教授，准教授又は講師各1名

二 大学院文学研究科，大学院教育発達科学研究科，大学院法学研究科及び大学院経済学研究科の教授，准教授又は講師のうちから1名

三 その他本学の大学教員で総長が必要と認めた者

2 前項各号の委員は総長が任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に、委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第11条 委員会に、副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の過半数によって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第13条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、研究協力部研究支援課において処理する。

(部局の長の責務)

第15条 部局の長は、当該部局における適正な動物実験等の実施に関し必要な事項を処理する。

(部局委員会)

第16条 動物実験等を行う部局に、部局動物実験委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

2 部局委員会は、部局の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議又は調査し、これらに関して部局の長に報告又は助言する。

一 動物実験計画の関係法令等及びこの規程への適合に関すること。

二 動物実験計画の実施の状況及び結果に関すること。

三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

五 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。

六 その他動物実験等の適正な実施に関すること。

3 第1項の規定にかかわらず、各部局のうち、動物実験等に係る組織体制の都合により部局委員会の設置が困難な部局については、委員会が代わってその責務を負うものとする。

第17条 部局委員会は、委員の過半数によって成立する。

2 部局委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第18条 部局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、部局の長が定める。この場合において、部局委員会の委員には、動物実験等又は実験動物に関して優れた識見を有する当該部局の教授又は准教授を含めなければならない。

2 部局の長は、前項の事項を定め又は変更したときは、遅滞なく総長に報告しなければならない。

(部局の長の承認)

第19条 部局の長は、申請があった動物実験計画について支障がないと認めたときは、部局委員会の審査を経て、これを承認することができる。

2 部局の長は、前項の規定により動物実験計画を承認した場合は、第21条に規定する動物実験計画書の写しを速やかに総長に提出しなければならない。

(委員の除斥)

第20条 第12条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、委員会(部局委員会を含む。)の委員は、自ら動物実験責任者となる動物実験計画の承認に係る審議においては、議決権を行使することができない。この場合において、当該委員は第12条第2項及び第17条第2項の出席者の母数に算入しない。

(動物実験計画書)

第21条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合は、当該実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案の上、動物実験計画書(別記様式第1号)を作成し、部局の長に提出しなければならない。

- 一 動物実験等に係る研究の目的、意義及び必要性に関すること。
- 二 代替法の利用を考慮した実験動物の適切な利用に関すること。
- 三 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度、再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した実験動物の使用数削減に関すること。
- 四 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施に関すること。
- 五 苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。)を行う場合における動物実験等を計画する段階での人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。以下同じ。)に関すること。

2 部局の長は、前項により動物実験計画書の提出があったときは、部局委員会の審査を経て、承認を与えるか否かの決定を行い、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について部局の長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

4 動物実験責任者は、動物実験等の開始後において、当該実験の計画の内容を変更又は追加する必要がある場合は、動物実験計画(変更・追加)承認申請書(別記様式第2号)を提出し、部局の長の承認を得なければならない。

5 動物実験責任者は、動物実験計画を終了又は中止する場合は、動物実験(終了・中止)報告書(別記様式第3号)を提出し、部局の長に報告しなければならない。

6 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した場合は、動物実験結果報告書(別記様式第4号)を提出し、使用動物数、計画の変更の有無、成果等について部局の長に報告しなければならない。

7 部局の長は、第5項の動物実験(終了・中止)報告書又は前項の動物実験結果報告書の提出があった場合は、その写しを速やかに総長に提出しなければならない。

(動物実験の中止命令)

第22条 総長は、委員会の助言に基づき、動物実験が適正に実施されていないと認めた場合は、当該動物実験を実施する部局の長に対して、当該動物実験の中止等を命ずることができる。

2 部局の長は、動物実験計画に基づき実施中の動物実験について、不測の事態等の発生により当該実験を直ちに中止する必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、当該実験の中止を命ずることができる。この場合において、部局の長は、中止を命じた理由を速やかに総長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第23条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、関係法令等及びこの規程のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次のイからニまでに掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了時期(人道的エンドポイントを含む。)への配慮
 - ハ 適切な実験後及び手術後の管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
- 三 安全管理に注意を払う必要のある実験(物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)を行う場合は、関係法令、本学の関連規程等を遵守するとともに、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
- 四 実験を実施する前に必要な実験手技等の習得に努めること。
- 五 実験動物に侵襲性の高い大規模な存命手術を行う場合は、手術経験等が豊富な指導者の下で行うこと。

(飼養保管施設の設置等)

第24条 飼養保管施設を設置する場合は、管理者は飼養保管施設設置承認申請書(別記様式第5号)を提出し、部局の長の承認を得なければならない。

2 部局の長は、申請のあった飼養保管施設について部局委員会に調査させるとともに、その調査結果及び助言に基づき承認を与えるか否かを決定するものとする。

3 飼養保管施設の管理者は、部局の長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での実験動物の飼養、保管又は動物実験等に係る利用を行うことができない。

4 飼養保管施設の管理者は、飼養保管施設の設置後、当該施設の設置承認申請書の内容を変更又は追加する場合は、飼養保管施設・動物実験室(変更・追加)承認申請書(別記様式第7号。以下「変更・追加申請書」という。)を提出し、部局の長の承認を得なければならない。

(飼養保管施設の基準)

第25条 飼養保管施設は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- 二 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- 三 床、内壁等について清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 六 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置等)

第26条 飼養保管施設以外に実験室を設置する場合は、管理者は動物実験室設置承認申請書（別記様式第6号）を提出し、部局の長の承認を得なければならない。

- 2 部局の長は、申請のあった実験室について部局委員会に調査させるとともに、その調査結果及び助言に基づき承認を与えるか否かを決定するものとする。
- 3 実験室の管理者は、部局の長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（実験動物の48時間以内の一時的な保管を含む。）を行うことができない。
- 4 実験室の管理者は、実験室の設置後、当該施設の設置承認申請書の内容を変更又は追加する場合は、変更・追加申請書を提出し、部局の長の承認を得なければならない。

(実験室の基準)

第27条 実験室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、かつ、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二 排泄物、血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造であること。
- 三 常に清潔な状態が保たれ、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)

第28条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第29条 施設等を廃止する場合は、管理者は飼養保管施設・動物実験室廃止届（別記様式第8号）により部局の長に届け出なければならない。

- 2 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、当該施設等で飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(飼養保管マニュアルの作成及び周知)

第30条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物に係る飼養保管のマニュアルを定めるとともに、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第31条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者並びに管理者は、飼養保管基準を遵守するとともに、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第32条 管理者等は、実験動物を導入するときは、関係法令等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物を導入するときは、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第33条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第34条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合は、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第35条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保管及び報告)

第36条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、部局の長に報告するものとする。

(譲渡時の情報提供)

第37条 管理者等は、実験動物を譲渡する場合は、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第38条 管理者等は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守するとともに、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

第39条 管理者は、実験動物が施設等の外に逸走した場合におけるその捕獲の方法等をあらかじめ定めておかななければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に係る実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等の罹患又は罹災に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管をする場合にあっては、人への危害の発生を防止するため、飼養保管基準に基づく必要な事項を別に定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養又は動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第40条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成するとともに、関係者に周知するものとする。

2 管理者は、緊急事態の発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第41条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- 一 関係法令等、本学の定める規程等に関する事項
- 二 動物実験等の方法に関する基本的な事項
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的な事項
- 四 動物実験等、実験動物、施設等に係る安全確保及び安全管理に関する事項
- 五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練は、委員会が実施し、委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に係る記録を作成し、5年間保存しなければならない。

(自己点検・評価及び外部評価)

第42条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を実施したときは、その結果を総長に報告しなければならない。

2 委員会は、管理者、動物実験責任者、実験動物管理者、動物実験実施者等に、自己点検・評価を実施するため、関係資料を提出させることができる。

3 総長は、自己点検・評価の結果について、外部評価を実施するよう努めなければならない。

(情報公開)

第43条 総長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する諸規則、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、外部評価の結果等の公開方法をいう。）を毎年1回公表するものとする。

(守秘義務)

第44条 管理者等、委員会（部局委員会を含む。）の委員及び動物実験等に関する業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(準用)

第45条 第3条第5号に規定する実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って実施するよう努めなければならない。

(適用除外)

第46条 この規程は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管には適用しない。

(雑則)

第47条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年3月12日から施行する。

2 名古屋大学動物実験指針（平成16年度指針第1号）及び名古屋大学動物実験委員会規程（平成16年度規程第19号。以下「委員会規程」という。）は、廃止する。

3 この規程の施行の際現に委員会規程第2条第1号及び第2号の委員（以下「旧委員」という。）である者は、引き続き第8条第1項第1号及び第2号の委員（以下「新委員」という。）となるものとする。この場合において、新委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、旧委員の任期を引き継ぐものとする。

附 則(平成19年3月28日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月16日規程第43号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規程第89号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月18日規程第10号)
この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第21条第1項関係)
動物実験計画書
[別紙参照]

別記様式第2号(第21条第4項関係)
動物実験計画(変更・追加)承認申請書
[別紙参照]

別記様式第3号(第21条第5項関係)
動物実験(終了・中止)報告書
[別紙参照]

別記様式第4号(第21条第6項関係)
動物実験結果報告書
[別紙参照]

別記様式第5号(第24条第1項関係)
飼養保管施設設置承認申請書
[別紙参照]

別記様式第6号(第26条第1項関係)
動物実験室設置承認申請書
[別紙参照]

別記様式第7号(第24条第4項及び第26条第4項関係)
飼養保管施設・動物実験室(変更・追加)承認申請書
[別紙参照]

別記様式第8号(第29条第1項関係)
飼養保管施設・動物実験室廃止届
[別紙参照]

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 安全管理体制(第3条―第19条)
- 第3章 健康管理(第20条―第25条)
- 第4章 雑則(第26条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）の実験室等において取り扱う研究用微生物の安全管理に関し必要な事項を定め、もって本学における研究用微生物による汚染を防止し、その適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 微生物安全管理マニュアル 大学等における研究用微生物安全管理マニュアル（平成10年学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会策定）をいう。
- 二 微生物 細菌、真菌、ウイルス、原虫及び寄生虫をいう。
- 三 病原性 微生物が何らかの機構により、人若しくは動物又は植物に危害を及ぼすことをいう。
- 四 指定実験室 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物を用いて実験を行う室をいう。
- 五 微生物管理区域（以下「管理区域」という。） 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物の安全管理に必要な指定実験室その他の室を含む特定の区域をいう。
- 六 職員等 本学の職員及び学生並びに他機関から受け入れた研究員等で、この規程に従い職務上又は教育研究上研究用微生物を取り扱う者をいう。
- 七 法令等 微生物安全管理マニュアル第3条に定める法律等をいう。

第2章 安全管理体制

(総長の責務)

第3条 総長は、本学における研究用微生物の安全管理に関する事務を総括する。

(部局の長の責務)

第4条 部局の長は、当該部局における研究用微生物の安全管理に関する事務を処理する。

(職員等の責務)

第5条 職員等は、管理区域において微生物を取り扱うときは、この規程に定める方法に従うものとし、法令等及び本学の諸規程に定める事項を遵守しなければならない。

(委員会)

第6条 本学における研究用微生物の安全管理に関する事項は、名古屋大学バイオセーフティ委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(危害防止主任者)

第7条 総長は、各指定実験室ごとに、第10条第2項の規定により承認を得た職員等のうちから、研究用微生物の安全管理を行う危害防止主任者（以下「危害防止主任者」という。）を指名する。

2 危害防止主任者は、この規程及び第9条第2項に規定する微生物管理区域安全運営要領に定める業務を行うとともに、当該指定実験室の業務の調整及び統括について責任を負うものとする。

(微生物のレベルの分類)

第8条 微生物の危険性のレベル（以下「レベル」という。）を分類する基準は、微生物安全管理マニュアル別表1のとおりとする。

2 微生物のレベルの分類は、微生物安全管理マニュアル別表1に定める基準に基づいて行うものとし、同表の付表1及び付表2のとおりとする。

3 総長は、微生物のレベルの分類が第1項の基準によることが適切でないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず実験の方法及び用いる微生物の量により当該微生物のレベルを別に定めることができる。

(実験室の安全設備及び運営に関する基準等)

第9条 微生物を用いる実験室は、用いる微生物のレベルに応じ、微生物安全管理マニュアル別表2に定める基準に従って必要な設備を備え、運営するものとする。

2 総長は、微生物安全管理マニュアル別表2に定める基準のほか、管理区域の運営に関し必要な事項について微生物管理区域安全運営要領（以下「運営要領」という。）を別に定めるものとする。

(微生物の取扱い)

第10条 職員等は、微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル2の微生物を新たに用いて実験しようとするとき又は新たに保管しようとするときは、微生物利用・保管届（別記様式第1号）により、あらかじめ所属部局の長を経由して、委員会に届け出なければならない。ただし、既に届け出た菌種の微生物については、病原性に大きな違いがない場合は、新たな届出は不要とする。

- 2 職員等は、微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物を新たに用いて実験しようとするとき若しくは新たに保管しようとするとき又は別の機関へ供与しようとするときは、微生物利用・保管申請書（別記様式第2号）又は微生物供与申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ所属部局の長を経由して、委員会に申請し、承認を受けなければならない。
 - 3 前項の申請事項について変更の必要が生じた場合は、新たに微生物利用・保管申請書又は微生物供与申請書により、所属部局の長を経由して、委員会に申請し、承認を受けなければならない。
 - 4 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物を破棄したときは、微生物廃棄届（別記様式第4号）により、所属部局の長を経由して、委員会に届け出なければならない。
（承認）
- 第11条 委員会は、前条第2項及び第3項の申請があったときは、当該申請の実施について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
- 2 委員会は、当該申請の内容の一部を変更して承認することができる。
（通知）
- 第12条 委員会は、前条の決定を行ったときは、速やかに申請のあった部局の長を経由して、当該申請者にその旨を通知するものとする。
（病原性の微生物の運搬）
- 第13条 病原性の微生物を運搬する場合は、法令等、厚生労働省令等において定める運搬の基準に従い、当該微生物の散逸を防止できる専用の容器、包装及び外装により、これを実施しなければならない。
（指定実験室の表示）
- 第14条 管理区域の出入口には、厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識を表示しなければならない。
- 2 各指定実験室の出入口には、別に定めるバイオハザード標識に必要な事項を記載し、これを表示しなければならない。
（レベル3及びレベル4の微生物を用いる職員等）
- 第15条 指定実験室において微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物を用いる職員等は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
- 一 用いる微生物の病原性、起こり得る汚染の範囲及び安全な取扱方法、指定実験室の構造及び使用方法、事故及び災害の発生時における措置等について、十分な知識を有し、かつ、技術的修練を経ている者
 - 二 第20条に規定する定期的健康診断を受け、異常の認められなかった者
- （微生物の処理）
- 第16条 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル1及びレベル2の微生物（これらに汚染された可能性があるものを含む。次項において同じ。）は、当該微生物に最も有効な消毒滅菌方法により処理しなければならない。
- 2 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物は、第10条第2項の承認に係る消毒滅菌方法により処理しなければならない。
（ばく露及びその対応）
- 第17条 次の各号に掲げる場合は、これをばく露として取り扱う。
- 一 外傷、吸入その他の事由により微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物が人体の内部に入った可能性がある場合
 - 二 職員等が第20条又は第21条による健康診断の結果、微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の実験に用いた微生物による健康障害と認められた場合並びに同表に定めるレベル2の微生物を用いた実験にあっても、当該実験に用いた微生物による健康障害であることがばく露直後の報告等により明確に特定できる場合
 - 三 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物により管理区域内が広範に汚染された場合又は当該微生物に感染した動物の逸走により学内が広範に汚染された可能性がある場合
 - 四 管理区域内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見された場合
 - 五 第25条第3項に規定する報告があった場合
- 2 ばく露を発見した者は、直ちに当該部局の長及び危害防止主任者に通報しなければならない。
 - 3 部局の長は、前項の通報を受けたときは、直ちに総長及び委員会に報告するとともに、委員会及び危害防止主任者と協力し、必要な応急措置を講じなければならない。
 - 4 委員会は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて当該部局の長及び危害防止主任者と協力し、必要な応急措置を講じなければならない。
 - 5 総長は、第3項の報告を受けたときは、必要な処置を講じるとともに、必要に応じて危険区域を指定することができる。
 - 6 総長は、前項の危険区域の指定を行ったときは、事故及び当該指定の内容を職員等に通知するとともに、当該危険区域への関係者以外の立入りの禁止、機器等の使用制限等必要な措置を講じなければならない。
 - 7 総長は、前2項の措置を講じたときは、委員会、当該部局の長、危害防止主任者その他適当と認める者とともに原因の究明及び再発防止のための対策を講じなければならない。
 - 8 総長は、危険区域の安全性の回復を確認したときは、速やかに当該危険区域を解除し、職員等にその旨を通知しなければならない。
（災害時の応急措置）

第18条 総長は、地震、火災等の災害（以下「災害」という。）による重大な被害が発生し、微生物の安全管理に関しこの規程及び運営要領に定める措置のみでは十分でないと判断したときは、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。

- 2 委員会は、前項の緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に即応した所要の措置を講じるとともに、緊急事態及び講じた処置の内容等を速やかに総長に報告しなければならない。
- 3 災害による重大な被害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合に各指定実験室において講じなければならない処置は、この規程に定めるもののほか、運営要領に定めるところによる。
- 4 各指定実験室において微生物を取り扱う職員等は、災害による重大な被害が発生したとき、又は警戒宣言が発せられたときは、直ちに運営要領に定める処置を講じなければならない。

（緊急対策本部の構成等）

第19条 前条第1項の緊急対策本部は、本部長、当該部局の長、委員会委員長その他の委員をもって構成する。

- 2 緊急対策本部の本部長は、総長をもって充てる。
- 3 緊急対策本部は、次の各号に掲げる事項について指揮又は処理する。
 - 一 微生物の逸出の防止対策に関すること。
 - 二 汚染防止並びに汚染された場所及び物の処置に関すること。
 - 三 被汚染者の処置に関すること。
 - 四 危険区域の指定に関すること。
 - 五 危険区域の安全性調査及び危険区域の解除に関すること。
 - 六 広報活動に関すること。
 - 七 その他緊急事態における微生物の安全管理に関し必要なこと。
- 4 緊急対策本部は、微生物に関する安全性を確認し、緊急事態が解消したときに、解散する。

第3章 健康管理

（健康診断）

第20条 総長は、取り扱う微生物が人体に病原性があるとされている場合には、委員会の判断に基づき、必要に応じて、管理区域で業務に従事する職員等に対し、次の各号に掲げる事項の健康診断を実施し、当該職員等に受診させなければならない。

- 一 取り扱う特定の微生物に対する検査等
- 二 取り扱う微生物により発症するおそれのある症状の臨床的診断

（臨時健康診断）

第21条 総長は、必要と認める場合には、臨時の健康診断を実施し、職員等に受診させなければならない。

（健康診断の記録）

第22条 総長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、職員等ごとに記録を作成しなければならない。

- 2 前項の記録は、職員等の異動又は退職の後、原則として、10年間保存しなければならない。ただし、取り扱った微生物の潜伏期間が短いものについては、この限りでない。

（健康診断後の措置）

第23条 総長は、健康診断の結果、職員等に微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル2からレベル4までの微生物による感染が疑われる場合には、直ちに安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

（血清の保存）

第24条 総長は、特定の微生物を取り扱う職員等の健康管理のため、血清の保存に関し必要な事項を別に定めるものとする。

（病気等の報告等）

第25条 微生物安全管理マニュアル別表1に定めるレベル3及びレベル4の微生物を取り扱う職員等は、自己に当該微生物による感染が疑われる場合は、直ちに所属部局の長及び危害防止主任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該職員等の感染の有無について検査しなければならない。
- 3 部局の長は、第1項の報告を受けた場合において、前項の検査の結果、当該職員等が微生物に感染したと認められるとき、又は医学的に不明瞭であるときは、直ちに総長に報告しなければならない。

第4章 雑則

（雑則）

第26条 この規程に定めるもののほか、研究用微生物の安全管理に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

- 2 医学部附属病院の微生物検査施設における微生物の安全管理に関する実施要領については、別に定める。
- 3 医学系研究科の病理解剖室等における病原微生物に関する安全管理及び医学附属病院における病院内感染対策等の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年3月24日から施行する。
- 2 名古屋大学研究用微生物安全管理要項（平成16年度要項第7号）は、廃止する。

附 則(平成25年5月13日規程第5号)

この規程は、平成25年5月13日から施行する。

別記様式第1号(第10条第1項関係)

微生物利用・保管届

[別紙参照]

別記様式第2号(第10条第2項関係)

微生物利用・保管申請書

[別紙参照]

別記様式第3号(第10条第2項関係)

微生物供与申請書

[別紙参照]

別記様式第4号(第10条第4項関係)

微生物廃棄届

[別紙参照]

○名古屋大学化学物質等安全管理規程

(平成20年4月28日規程第1号)

改正 平成21年3月30日規程第92号 平成21年10月23日規程第19号
 平成23年3月30日規程第90号 平成25年1月22日規程第60号
 平成26年9月16日規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）において使用及び保管する化学物質等の安全管理に
 関し必要な事項を定め、もって本学における化学物質等による安全衛生上の危害を防止し、その適正な使用
 及び管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 化学物質等 次のイからレまでに掲げるものをいう。ただし、名古屋大学環境安全衛生推進本部会議が別に定める化学物質等を除く。
 - イ 特定化学物質等 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）別表第3に掲げるものをいう。
 - ロ 有機溶剤 安衛法施行令別表第6の2に掲げるものをいう。
 - ハ 毒物 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）別表第1及び毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「指定令」という。）第1条に掲げるものをいう。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。
 - ニ 劇物 毒劇法別表第2及び指定令第2条に掲げるものをいう。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。
 - ホ 特定毒物 毒劇法別表第3及び指定令第3条に掲げるものをいう。ただし、医薬品及び医薬部外品を除く。
 - ヘ 危険物 消防法（昭和23年法律第186号）別表第1の品名の欄に掲げるものをいう。
 - ト 第一種指定化学物質 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「PRTR法施行令」という。）別表第1に掲げるものをいう。
 - チ 第二種指定化学物質 PRTR法施行令別表第2に掲げるものをいう。
 - リ 揮発性有機化合物（VOC） 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第4項に規定するものをいう。
 - ヌ 特定悪臭物質 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定するものをいう。
 - ル 麻薬 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）別表第1に掲げるものをいう。
 - ヲ 向精神薬 麻向法別表第3に掲げるものをいう。
 - ワ 覚せい剤 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定するものをいう。
 - カ 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「農取法」という。）第1条の2第1項に規定するものをいう。
 - コ 除草剤 農取法第10条の3第1項に規定するものをいう。
 - ク アイからヨまでに掲げるもののほか化学的な有害性・危険性を有するもの
 - ケ イからタまでに掲げるものの使用により生じた廃棄物
- 二 環境安全管理 環境汚染の発生を防止し、本学の教職員、学生等（以下「教職員等」という。）の教育研究環境の安全を確保することを目的として、有害物質を適正に管理するため必要な措置を講ずることをいう。
- 三 法令等 次のイからホまでに掲げる法令、第1号イからヨまでに規定する法令、この規程、この規程に基づく定め等をいう。
 - イ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
 - ロ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ハ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）
 - ニ 下水道法（昭和33年法律第79号）
 - ホ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- 四 学生等 本学において教育又は研究指導を受けるすべての者をいう。
- 五 講座等 個別の研究グループIDの使用により管理される、本学における講座及び化学物質等を使用した教育研究その他の業務を遂行するグループ等をいう。
- 六 化学物質取扱い 教育研究その他の業務で化学物質等を利用する際の化学物質等の購入、保管、使用、廃棄等に関する一連の作業をいう。
- 七 化学物質管理区域 次号に規定する化学物質管理責任者が指定した、本学キャンパス内にある化学物質取扱いを行う実験室、保管庫、実験系廃棄物収集場所等をいう。
- 八 化学物質管理責任者 化学物質等の適正な管理を行うため、各部局の講座等ごとに使用する化学物質等の管理及び事務を統括する者で、各部局の講座等に所属する教員のうちから部局の長が選任する者をいう。
- 九 化学物質副管理責任者 化学物質管理責任者の業務を補佐する者として、次号に規定する化学物質取扱者の中で廃棄物処理取扱者講習会修了者の教職員から化学物質管理責任者が選任する者をいう。ただ

し、化学物質管理責任者が兼ねることもできる。

- 十 化学物質取扱者 化学物質管理区域において教育研究その他の業務で、化学物質取扱いに従事する者として、化学物質管理責任者が指定した者をいう。
- 十一 リスクアセスメント 化学物質等の有害性又は危険性の種類、程度及び事故災害の例に基づいて、当該化学物質等の取扱いによるばく露、漏えい、爆発、火災等の事故等をもたらす健康障害、器物の被害、環境汚染等の重大性及び可能性を評価し、化学物質等による災害を未然に防ぐために用いられる一連の手法をいう。
- 十二 作業環境管理 作業環境における化学物質等によって生ずる健康障害について防止対策を講ずること、及び当該防止対策の有効性について定期的に、又は必要に応じて見直しを行い、必要がある場合は当該防止対策の改善を行うことをいう。
- 十三 化学的有害廃棄物 教育研究活動に伴い廃棄又は排出される環境汚染のおそれがある物質をいう。
- 十四 衛生管理者巡視 名古屋大学安全衛生管理規程（平成16年度規程第80号。以下「安全衛生規程」という。）第19条第1項に定められた衛生管理者等による作業場巡視をいう。
- 十五 産業医巡視 安全衛生規程第19条第2項に定められた産業医による作業場巡視をいう。
- 十六 作業環境測定 安全衛生規程第28条に定められた作業環境測定をいう。
- 十七 特殊健康診断 安全衛生規程第29条第1項第2号に定められた特殊健康診断をいう。
- 十八 作業主任者 安全衛生規程第11条に定められた作業主任者をいう。

（総長の責務）

第3条 総長は、本学における化学物質等の安全管理に関する事務を総括する。

（担当の理事等、部局の長等の責務）

第4条 環境安全を担当する理事又は副総長（以下「担当の理事等」という。）は、本学における化学物質等を管理する実質的な責任者として、本学における化学物質等の安全管理の改善及び促進を行い、化学物質等の取扱いに関する業務及び化学物質等による健康障害、器物の被害、環境汚染等の防止対策等に関する業務（以下この条において「化学物質等管理業務」という。）について統括する。

- 2 担当の理事等は、本学の衛生管理者巡視、産業医巡視、作業環境測定及び特殊健康診断結果を一元的に管理し、環境安全衛生推進本部環境安全衛生管理室長（以下「環境安全衛生管理室長」という。）と協力して問題点を是正する。
- 3 環境安全衛生管理室長は、担当の理事等の指揮のもとに、本学における化学物質等管理業務に関する指導及び助言を行うとともに、担当の理事等が化学物質等管理業務を遂行できないときは、その代理として業務を行う。
- 4 環境安全衛生管理室長は、名古屋大学化学物質管理システム（以下「MaCS-NU」という。）の管理責任者として、当該システムに関する業務を統括する。
- 5 部局の長は、部局における化学物質等の安全管理の責任者として、当該部局における化学物質等管理業務について指揮監督を行うとともに、化学物質等を使用する実験室、研究室等における安全管理体制の整備及び教職員等の教育指導に努めなければならない。
- 6 部局の長は、化学物質等が関わる事故や災害が発生した場合、担当の理事等の指揮のもとで負傷者救助、被害拡大防止、事故原因究明及び再発防止に関わる業務を監督する。
- 7 部局の長は、講座等ごとに指導的役割を担う教員から化学物質管理責任者を選任し、環境安全衛生管理室長を通じて担当の理事等に届け出る。
- 8 部局の長は、化学物質管理責任者が異動等（6月以上の海外渡航、休職、退職及び他部局への異動をいう。以下同じ。）によりその職務を遂行することができなくなる場合は、遅滞なく当該講座等において後任となる化学物質管理責任者を選任し、職務の引継ぎを監督しなければならない。

（化学物質管理責任者の責務）

第5条 化学物質管理責任者は、化学物質取扱者及び化学物質管理区域に立ち入るその他の教職員等に対して安全教育及び指導を行う義務を有する。

- 2 化学物質管理責任者は、自らが指定した化学物質取扱者以外の者に化学物質取扱いに従事させてはならない。また、化学物質管理区域以外の場所で、化学物質取扱いに従事させてはならない。
- 3 化学物質管理責任者は、管理する化学物質管理区域における業務を代理補佐する者として、化学物質副管理責任者を選任し、化学物質等の適正な管理に努めなくてはならない。
- 4 化学物質管理責任者は、毎年度の当初に、指定した化学物質管理区域及び化学物質取扱者並びに選任した化学物質副管理責任者について、MaCS-NUの管理責任者に申請し、認定を受けなければならない。
- 5 化学物質管理責任者は、化学物質等が関わる事故や災害が発生した場合、部局の長及び担当の理事等の指揮のもとで負傷者の救助、被害拡大防止、事故原因究明及び再発防止に関わる業務を遂行する。
- 6 化学物質管理責任者は、化学的有害廃棄物を適正に管理するため、廃棄物処理取扱者講習会修了者を自らの管理する講座等に1名以上在籍させなければならない。
- 7 化学物質管理責任者は、化学物質等の適正な取扱いのため、名古屋大学局所排気装置等定期自主検査者講習要領（平成26年3月11日環境安全衛生推進本部会議承認）別紙1の講習A修了者を自らの管理する講座等に1名以上在籍させなければならない。
- 8 化学物質管理責任者は、異動等によりその職務を遂行することができなくなる場合、遅滞なく所属する部局の長に自らの後任となる化学物質管理責任者（以下「後任者」という。）の選任を要請しなければならない。

9 化学物質管理責任者は、自らの後任者が選任されたときは、その管理下にあるすべての化学物質等の管理の移管について当該後任者と協議を行い、離任する以前に移管を完了しなければならない。

(化学物質副管理責任者の責務)

第6条 化学物質副管理責任者は、化学物質取扱いを適正に行うために必要な措置を講じなくてはならない。

2 化学物質副管理責任者は、化学物質取扱者の指揮監督を行い、化学物質等を適正に使用できるようにしなければならない。

3 化学物質副管理責任者は、化学物質管理区域内で事故や災害が発生した場合、適切な対応を講じるとともに安全の確保に努めなくてはならない。また、速やかに化学物質管理責任者に連絡のうえ、相互に協力し、被害の拡大を防がなくてはならない。

(化学物質取扱者の責務)

第7条 化学物質取扱者は、化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者の指導監督のもとに、化学物質管理区域において化学物質取扱いに従事できる。

2 化学物質取扱者は、法令等を遵守するとともに、第16条に定める化学物質取扱いに必要な安全教育を修了しなければならない。

3 化学物質取扱者は、第15条に定める特殊健康診断を必要に応じて受診しなければならない。

4 化学物質取扱者は、化学物質取扱いにおいて事故若しくは災害に遭遇したとき又は異常等を発見したとき、遅滞なく化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者に報告しその指示に従う。

(化学物質等の管理及び使用方法)

第8条 化学物質管理責任者、化学物質副管理責任者及び化学物質取扱者（以下「化学物質取扱者等」という。）は、本学において取り扱う化学物質等を全学で一元的かつ効率的に管理するため、原則として、当該化学物質等について購入から廃棄に至る記録をMaCS-NUに速やかに登録し、管理するものとする。

2 化学物質等の管理方法は、毒物、劇物及び第一種指定化学物質にあつては、使用量及び保管量を重量で管理する方法（重量管理）によるものとし、それ以外の化学物質等にあつては、試薬容器を個数で管理する方法（単位管理）によるものとする。

3 化学物質取扱者等は、化学物質副管理責任者の承認のもと購入した化学物質等の試薬容器ごとに管理ラベルを貼り、保管場所及び管理番号をMaCS-NUに登録しなければならない。

4 化学物質取扱者等は、毒物、劇物及び第一種指定化学物質の使用量をMaCS-NUに登録しなければならない。

5 化学物質取扱者等は、化学物質等の入っていた空の試薬容器を破棄するときは、MaCS-NUに空びん登録しなければならない。

6 化学物質取扱者等は、化学物質等を廃棄するときは、MaCS-NUに廃棄薬品登録しなければならない。

7 本学の化学物質等の使用及び保管を監督する関係機関等から化学物質等の使用及び保管に関する記録の提出を求められたときは、MaCS-NU上の記録を提出することができる。

8 環境安全衛生管理室長は、MaCS-NUによる化学物質等の管理及び使用状況について適宜点検を実施し、不備が認められる場合には、部局の長及び化学物質管理責任者に対して改善を求めることができる。

9 環境安全衛生管理室長は、化学物質等の管理に係る改善の不履行、MaCS-NUによる管理の不備が頻発する事例、重大な違反が疑われる事例等を認めた場合は、遅滞なく担当の理事等に報告しなければならない。

(改善命令等)

第9条 担当の理事等は、化学物質等による環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、各部局の長に対して、化学物質等の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

2 環境安全衛生管理室長は、各部局における化学物質等の使用が適正に行われているかどうかについて確認するとともに、関連する作業主任者、化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者と協議し、前項の改善措置に関し、指導及び助言を行うことができる。

3 部局の長は、第1項による改善措置を命ぜられたときは、関連する作業主任者、化学物質管理責任者及び化学物質副管理責任者とともに当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。

4 部局の長は、前項に規定する改善措置を講じた場合において、環境安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれなくなったときは、講じた改善措置について、担当の理事等及び環境安全衛生管理室長に報告しなければならない。

(リスクアセスメント)

第10条 化学物質管理責任者は、自らが担当する教育研究における化学物質取扱いの安全を担保するためにリスクアセスメントを実施し、結果を部局の長及び担当の理事等に報告しなければならない。

2 リスクアセスメントの実施等に関し必要な事項は、別に定める。

3 化学物質管理責任者は、リスクアセスメントの実施に際して、関連する作業主任者、部局の長又は環境安全衛生管理室長に支援及び助言を求めることができる。

4 部局の長は、必要に応じてリスクアセスメントの結果の評価を行い、評価の結果を担当の理事等に報告しなければならない。

5 部局の長は、リスクアセスメントの結果に不備がある場合、化学物質管理責任者に対し、教育研究その他の業務における化学物質取扱い方法の是正又は追加措置等を要求できる。

6 部局の長は、リスクアセスメントの結果の評価において環境安全衛生管理室長に助言を求めることができる。

7 担当の理事等は、リスクアセスメントの結果の評価に不備がある場合は第9条第1項の改善措置を命令でき

る。

- 8 化学物質管理責任者は、リスクアセスメントの結果の評価に不備あるいは誤りを含むと認められる場合、部局の長又は担当の理事等に再評価を求めることができる。

(事故時の対応)

第11条 化学物質管理責任者は、化学物質等の飛散、漏えい等により環境安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに所属する部局の長に報告し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質等の盗難、紛失等があったときは、直ちに所属する部局の長に報告しなければならない。

- 3 前2項の場合において、部局の長は、直ちに担当の理事等及び環境安全衛生管理室長に報告しなければならない。

- 4 前項の報告を受けた担当の理事等は、化学物質等を所管する官庁へ届け出るとともに、必要な措置を講じなければならない。

(点検)

第12条 担当の理事等は、化学物質等の使用及び管理状況について定期的に点検（以下「定期点検」という。）を実施しなければならない。

- 2 担当の理事等は、前項の定期点検の結果について不備等が認められた場合、第8条第9項の報告があった場合、第10条のリスクアセスメントの実施に関し不備があった場合、化学物質等の使用及び管理に不備等が認められた場合、衛生管理者巡視又は産業医巡視で重大な問題が指摘された場合、作業環境測定により著しい曝露の危険が指摘された場合、又は特殊健康診断において健康被害が明らかになった場合は、環境安全衛生管理室長に対して改善に必要な調査（以下「特別調査」という。）を実施させることができる。

- 3 担当の理事等は、特別調査の結果に基づき第9条第1項の改善措置を命令できる。

- 4 部局の長は、化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による化学物質等の漏えい又は事故が発生したときは、環境安全衛生管理室長と協力して直ちに点検（以下「特別点検」という。）を実施し、当該施設等の補修その他の必要な措置を講じなければならない。

- 5 前項の場合において、部局の長は、特別点検の結果及び講じた措置を担当の理事等に報告しなければならない。

(廃棄)

第13条 化学的有害廃棄物の処理は、原則として、環境安全衛生推進本部環境安全衛生管理室（以下「環境安全衛生管理室」という。）を通じて行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、環境安全衛生管理室の指導及び助言を得て、他の適正な方法により処理することができる。

- 2 環境安全衛生管理室長は、化学的有害廃棄物の処理について、必要に応じて部局の長に指導及び助言を行うことができる。

(作業環境管理)

第14条 作業環境管理については、安全衛生規程の定めるところによる。

- 2 部局の長は、化学物質管理責任者と協力して、化学物質管理区域について作業環境測定を行わなければならない。

- 3 作業環境測定の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理)

第15条 化学物質等取扱者等の健康管理については、安全衛生規程の定めるところによる。

- 2 化学物質管理責任者は、化学物質取扱者等に特殊健康診断を受診させる義務を負う。

- 3 特殊健康診断を受診しない者は、化学物質取扱者としての指定を取消す。

(安全教育)

第16条 化学物質管理責任者は、化学物質取扱者等の化学物質の安全管理に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

- 2 化学物質管理責任者は、環境安全衛生管理室長及び部局の長等が実施する安全教育を補完し、化学物質取扱い時に必要な安全に関する知識及び技能を習得するための安全教育プログラムを策定し、これを化学物質取扱者等に履修させなければならない。

- 3 担当の理事等、部局の長及び作業主任者は、前項の安全教育プログラムの内容及び実施状況について調査し、問題があれば化学物質管理責任者に是正を求める。

(近隣住民等への対応)

第17条 担当の理事等及び部局の長は、化学物質等の管理について、近隣住民等の理解を得るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 環境安全衛生管理室長は、近隣住民等の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、化学物質等の管理に関する意見、苦情等に誠実に対応しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、化学物質等の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月28日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規程第92号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月23日規程第19号)
この規程は、平成21年10月23日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規程第90号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月22日規程第60号)
この規程は、平成25年1月22日から施行する。

附 則(平成26年9月16日規程第23号)
この規程は、平成26年9月16日から施行する。

○名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(平成 18 年 7 月 24 日規程第 22 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号 平成 27 年 9 月 15 日規程第 53 号

平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学(以下「本学」という。)における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動における不正行為が生じた場合に適正に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本学の構成員 本学において研究活動に従事する役員、職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。
- 二 不正行為 本学の構成員又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。
 - イ 捏造 データ又は実験結果を偽造すること。
 - ロ 改ざん 研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
 - ハ 盗用 他人の研究内容又は文章を適切な手続を経ることなしに流用すること。
- 三 部局 事務局、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、アジアサテライトキャンパス学院、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構及び監査室をいう。

(研究倫理推進総括責任者及び公正研究委員会)

第 3 条 本学に、本学における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、研究倫理推進総括責任者及び公正研究委員会を置く。

- 2 研究倫理推進総括責任者は、研究を担当する理事をもって充てる。
- 3 研究倫理推進総括責任者は、研究倫理の向上、不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限及び責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
- 4 公正研究委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究倫理教育責任者)

第 4 条 部局に、研究倫理教育責任者を置き、当該部局の長(事務局にあつては、担当理事。以下同じ。)をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局における研究倫理の向上、不正行為の防止等に関して責任を有する者として、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育、その実施体制の整備等を行わなければならない。
- 3 部局に、当該部局において必要と認めるときは、部局副責任者を置くことができる。
- 4 部局副責任者は、当該部局のうちから研究倫理教育責任者が指名する。

(構成員の責務)

第 5 条 構成員は、自己が行う学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に公正な研究を遂行しなければならない。

- 2 構成員は、研究に求められる倫理規範を習得するため、研究倫理教育を受講するものとする。
- 3 構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料(以下「研究資料等」という。)を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 構成員が退職、卒業等により構成員でなくなる場合は、当該構成員が所属する部局の定めるところにより、研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップを作成して保存する、保存場所を記録し追跡を可能としておく等の措置を講ずるものとする。

(研究資料等の保存期間)

第 6 条 研究資料等(試料及び標本を除く。)の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。

- 2 試料及び標本の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。ただし、研究分野の特性に応じて、これを下回る期間を別に定めることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料についてはその法令等に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が前 2 項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、外部から研究資料等を受領するにあたり、保存期間に関する契約等が別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が第 1 項及び第 2 項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

(不正行為に係る調査等)

第 7 条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、研究倫理推進総括責任者が総括し、公正研究委員会が処理する。

(不正行為申立て窓口)

第 8 条 不正行為に係る申立て、申立ての意思を明示しない相談、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

- 2 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、学外の弁護士事務所に置く。
- 3 窓口は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 不正行為に係る申立ての受付
 - 二 不正行為に係る申立て、申立ての意思を明示しない相談及び提供された情報の整理及び研究倫理推進総括責任者への取次ぎ
 - 三 第15条に規定する異議申立ての総長への取次ぎ
 - 四 申立者(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)への判定結果の通知
- 4 研究倫理推進総括責任者は、申立ての意思を明示しない相談の報告を受けたときは、その内容について確認し、相当の理由があると認めた場合は、窓口を経由して、相談者に対して、申立ての意思の有無について確認するものとする。
- 5 前項の確認の結果、相談者に申立ての意思がある場合には、研究倫理推進総括責任者は、窓口を経由して、相談者に申立てを求めることができる。
(不正行為に係る申立て)
- 第9条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。
- 2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。
(悪意に基づく申立て)
- 第10条 何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。
- 2 本規程において、悪意に基づく申立てとは、被申立者を陥れるため、被申立者の研究を妨害するため等専ら被申立者、本学等に何らかの不利益を与えることを目的とする申立てをいう。
(職権による調査)
- 第11条 総長は、第9条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究倫理推進総括責任者に命ずることができる。
(予備調査)
- 第12条 研究倫理推進総括責任者は、第9条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。
- 2 研究倫理推進総括責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面にに基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。
- 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 公正研究委員会の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者若干名
 - 二 申立てに係る調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が所属する部局等の長
 - 三 その他公正研究委員会が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会の議長は、前項第1号の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者をもって充てる。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、第9条による申立てを受理した日又は前条により調査の開始を命ぜられた日から原則として30日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を公正研究委員会に報告するものとする。
- 8 公正研究委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者(第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。)に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
(本調査)
- 第13条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合、公正研究委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して概ね30日以内に、本調査を開始するものとする。この場合において、本調査の実施の決定その他の報告を文部科学省、研究資金提供機関等、関連教育研究機関等に行う。
- 2 公正研究委員会は、必要に応じて調査専門委員会を置くことができる。
- 3 公正研究委員会及び調査専門委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面にに基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。
- 4 本調査の対象は、申し立てられた事案に係る研究活動の他、公正研究委員会及び調査専門委員会の判断により、本調査に関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。
- 5 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者とする。
 - 一 公正研究委員会の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者若干名
 - 二 その他公正研究委員会が必要と認めた者
- 6 公正研究委員会は、調査専門委員会を設置したときは、調査専門委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者及び調査対象者は、通知を受けた日から7日以内に、書面により、調査専門委員会に対し、理由を添えて異議申立てを行うことができる。
- 7 公正研究委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査専門委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知するものとする。
- 8 調査専門委員会の議長は、第5項第1号の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者をもって充てる。

- 9 公正研究委員会及び調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- 一 関係者からの事情聴取
 - 二 関係資料等の調査
 - 三 証拠となる資料その他の関係書類の保全
 - 四 その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 10 前項第3号の措置を行う場合において、申し立てられた事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学の機関でないときは、申し立てられた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 11 調査専門委員会は、本調査を開始した日から原則として150日以内に本調査の結果を公正研究委員会に報告するものとする。
(審理及び判定)
- 第14条 公正研究委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。
- 2 公正研究委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の判定を行うものとする。
 - 3 公正研究委員会は、前2項の判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 公正研究委員会は、第1項及び第2項の判定の結果を総長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
 - 5 研究倫理推進総括責任者は、第2項の判定を行った場合において、悪意に基づく申立てを行った者について、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。
 - 6 研究倫理推進総括責任者は、前項の措置を講じたときは、文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に対して、その措置の内容等を通知する。
(異議申立て)
- 第15条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、総長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 申立てが悪意に基づくものと判定された申立者（調査対象者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと判定された者を含む。）は、その判定について、前項の例により、異議申立てをすることができる。
 - 3 前2項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口へ提出することにより行わなければならない。
 - 4 第1項又は第2項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。
 - 5 総長は、調査対象者から異議申立てがあったときは申立者に対して通知し、申立者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。
また、文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に通知する。異議申立ての却下をしたときも同様とする。
(不服審査委員会)
- 第16条 総長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。
- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、公正研究委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を総長に報告しなければならない。
 - 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 理事(研究倫理推進総括責任者を除く。)のうち総長が指名した者
 - 二 本学の大学教員のうち総長が指名した者4名
 - 4 公正研究委員会、予備調査委員会及び調査専門委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
 - 5 総長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
(再審理)
- 第17条 総長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、公正研究委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。
- 2 公正研究委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第13条及び第14条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
 - 3 公正研究委員会は、再審理開始の日から原則として50日以内に、前項の判定の結果を総長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
 - 4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。
(裁定)
- 第18条 公正研究委員会は、第14条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 研究倫理推進総括責任者は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、公正研究委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - 一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する総長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告
 - 二 文部科学省，研究資金提供機関，関連教育研究機関等への通知
 - 三 関連学会，学術誌編集委員会等への通知
 - 四 その他不正行為の排除のために必要な措置
- 3 研究倫理推進総括責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
- 4 前項の公表の内容及び方法については、別に定める。
(調査対象者の保護)
- 第19条 研究倫理推進総括責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障、名誉のき損等があったときは、公正研究委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。
(補佐者の同席)
- 第20条 公正研究委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会は、第12条から第17条までの手続に際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。
(協力義務)
- 第21条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。
(不利益取扱いの禁止)
- 第22条 本学の役員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 研究倫理推進総括責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。
(秘密の保持)
- 第23条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
(事務)
- 第24条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力部研究支援課において処理する。
(雑則)
- 第25条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月15日規程第53号)

- 1 この規程は、平成27年9月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日より前に受理された申立て又は総長に命ぜられた調査については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月30日規程第68号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。